

平成18年12月1日(金曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)

1番	新宮	征一	議員	2番	佐藤	藤	毅	議員
3番	鴨田	俊廣	議員	4番	榎津	博	士	議員
5番	木村	寿太郎	議員	6番	松田		孝	議員
7番	猪倉	謙太郎	議員	8番	石川	忠	義	議員
9番	鈴木	賢也	議員	10番	荒木	春	吉	議員
11番	柏倉	信一	議員	12番	高橋	勝	文	議員
14番	佐藤	良一	議員	15番	佐藤	暘	子	議員
16番	川越	孝男	議員	17番	内藤		明	議員
18番	那須	須稔	議員	19番	佐藤	竹	一	議員
20番	遠藤	聖作	議員	21番	伊藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

13番 高橋 秀治 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員会	佐藤勝義	農業	委員会会長
那須義行	総務課長(併)	選挙	片桐久志	総合	政策課長
秋場元	管理委員会	事務局	菅野英行	総合	政策課行財政
尾形清一	総合	政策課	三瓶正博	改革	推進室長
有川洋一	財務	室長	浦山邦憲	税務	課長
柏倉隆夫	総合	政策課	犬飼一好	建設	課長
佐藤昭	企業	立地	安孫子政一	花・緑・せせらぎ	推進
兼子善男	立地	推進室	斎藤健一	農林	課長
鈴木英雄	市民	生活課	荒川貴久	健康	福祉課長
兼子良一	建設	課都市	芳賀友幸	水道	事業所長
熊谷英昭	整備	室長	菊地宏哉	教育	課長
工藤恒雄	下水道	課長	安孫子雅美	学校	教育課
宇野健雄	商工	観光課	清野健	指導	推進室長
	会計	課長		監査	委員
	病院	事務		農業	委員会
	学校	教育		事務局	長
	生涯	学習			
	スポーツ	振興			
	振興	課長			
	監査	委員			
	事務局	長			

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務	係長

議事日程第1号

第4回定例会

平成18年12月1日(金)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 議員派遣について
- (3) 第116回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 第5次寒河江市振興計画実施計画(平成19年度~平成21年度)について
- 〃 5 認第 3号 平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 4号 平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 5号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 6号 平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 7号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第 8号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 11 認第 9号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 12 認第10号 平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 13 認第11号 平成17年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 14 議第65号 平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 15 議第66号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 〃 16 議第67号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 17 議第68号 平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 〃 18 議第69号 寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 〃 19 議第70号 寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 〃 20 議第71号 山形県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 〃 21 議第72号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 22 議第73号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 23 議第74号 天童市市営バスの運行区間の一部変更の協議について
- 〃 24 請願第5号 「郵便局の住民サービス確保に関する意見書」提出についての請願
- 〃 25 請願第6号 地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書の提出に関する請願

- ” 26 請願第7号 村山総合支庁西庁舎を存続し、地域づくりの拠点として機能の充実を図るよう、県に対して「意見書」の提出を求める請願
- 日程第27 陳情第7号 リハビリテーション打ち切りの調査と改善のため政府への意見書提出を求める陳情
- ” 28 陳情第8号 療養病床の廃止・削減計画の中止を求める陳情
- ” 29 陳情第9号 医師・看護職員確保対策の充実についての陳情
- ” 30 議案説明
- ” 31 監査委員報告
- ” 32 質疑
- ” 33 予算特別委員会設置
- ” 34 決算特別委員会設置
- ” 35 委員会付託
- 散 会

平成18年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は高橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、6番松田 孝議員、16番川越孝男議員を指名いたします。

## 会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。佐藤議会運営副委員長。

〔佐藤陽子議会運営副委員長 登壇〕

○佐藤陽子議会運営副委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成18年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月28日及び本日12月1日、議会第2会議室におきまして、委員7名中6名出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から12月18日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの18日間と決定いたしました。

## 第4回定例会日程

平成18年12月1日（金）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 1日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月 2日(土)		休 会		
12月 3日(日)		休 会		
12月 4日(月)		休 会		
12月 5日(火)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月 6日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 7日(木)		休 会		
12月 8日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

12月9日(土)	休 会			
12月10日(日)	休 会			
12月11日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月12日(火)	午前9時30分	總務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
12月13日(水)	午前9時30分	總務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
12月14日(木)	休 会			
12月15日(金)	休 会			
12月16日(土)	休 会			
12月17日(日)	休 会			
12月18日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
	決算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員長 報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場



## 諸 般 の 報 告

○新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 議員派遣について
- (3) 第116回山形県市議会議長会定期総会の報告について

以上のことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

## 行政報告

○新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 第5次寒河江市振興計画実施計画(平成19年から平成21年度)について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 第5次寒河江市振興計画の実施計画について御報告を申し上げます。

実施計画につきましては、平成27年度を目標年度とする第5次寒河江市振興計画の具現化のため、毎年3カ年のローリング方式で策定するものであります。

計画の内容につきましては、去る11月27日の全員協議会で御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。

以上です。

○新宮征一議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第5、認第3号から日程第29、陳情第9号までの25案件を一括議題といたします。

## 議案説明

○新宮征一議長 日程第30、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、決算の認定について御説明申し上げます。

平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は145億1,029万786円、歳出決算額は139億6,584万9,608円であります。形式収支は5億4,444万1,178円の黒字決算で、繰越明許費等にかかる繰り越すべき一般財源5万3千円を差し引いた実質収支は5億4,438万8,178円の黒字決算であります。剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により、財政調整基金に3億6,000万円、減債基金に5,000万円を積み立てし、残る1億3,438万8,178円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第4号平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は5億7,100万7,852円、歳出決算額は5億7,100万6,852円で、繰越事業費にかかる不用額として1千円の剰余金が生じました。

次に、認第5号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は25億4,898万4,088円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

次に、認第6号平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は875万8,160円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

次に、認第7号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は33億3,481万3,869円、歳出決算額は32億3,074万6,110円で、歳入歳出差し引き残額は1億406万7,759円であります。そのうち1億406万7千円を給付基金条例の規定により、基金に積み立てし、残る759円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成17年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は40億7,162万4,054円、歳出決算額は41億794万5,886円で、歳入歳出差し引き不足額3,632万1,832円については、平成18年度繰り上げ充用金で歳入不足を補てんいたしました。

次に、認第9号平成17年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は21億5,062万6,649円、歳出決算額は21億1,510万4,026円で、歳入歳出差し引き残額3,552万2,623円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第10号平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は2,281万7,382円、歳出決算額は1,892万1,114円で、歳入歳出差し引き残額389万6,268円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第11号平成17年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は74万4,628円、歳出決算額は52万89円で、歳入歳出差し引き残額22万4,539円は翌年度に繰り越しいたしました。

以上、各会計の決算について御説明申し上げましたが、詳細については別冊資料のとおりであります。9件の決算について、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第65号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、産業立地促進資金貸付金、小中学校管理事業費などを追加するほか、国民健康保険特別会計への繰出金などを減額するものであります。その結果、1億8,690万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ141億5,545万2千円となるものであります。

以下、その大要について御説明を申し上げます。

歳出予算については、第3款民生費は国民健康保険特別会計繰出金1,926万1千円、生活保護扶助事業費839万4千円を減額し、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金180万円を追加するものであります。

第7款商工費は産業立地促進資金貸付金2億490万円を追加するものであります。

第10款教育費は小学校及び中学校の施設補修工事費にそれぞれ150万円、中学校体育文化関係県大会等参加費補助金201万7千円を追加するのが主なものであります。

第11款災害復旧費は農業施設災害復旧費103万円を追加するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、県支出金2,607万3千円を減額し、国庫支出金671万3千円、産業立地促進資金貸付金元利収入2億490万円等を追加し、対応することといたしました。

次に、議第66号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、下水道建設費の減額と事業費の調整のほか、雑入の減額を行うものであります。その結果、228万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億5,452万5千円とするものであります。

次に、議第67号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険税の税率改正に伴う財源調整と高額医療費共同事業の対象費用額の改正に伴う医療費拠出金の追加、さらに老人保健事業の拠出金が確定したことに伴う事業費を追加するものであります。その結果、1,957万6千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ37億4,331万6千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、老人保健事業費拠出金79万7千円を減額し、老人保健医療費拠出金899万1千円、高額医療費共同事業医療費拠出金1,038万2千円などを追加するものであります。これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金1,350万1千円、療養給付費交付金1,033万円、県支出金371万1千円、高額医療費共同事業交付金1,480万2千円及び繰入金4,723万2千円を追加し、国民健康保険税の医療給付費分現年課税分7,000万円を減額し、対応することといたしました。

次に、議第68号平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、現金給付分にかかる医療費支給費の増嵩による医療諸費を追加するものであります。その結果、955万2千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ43億6,593万5千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、医療費支給費955万2千円を追加するものであります。この歳出予算に対する歳入については、支払基金交付金477万6千円、国庫支出金398万円などを追加し、対応することといたしました。

次に、議第69号寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について御説明申し上げます。

市の機関にかかる申請や届け出等に関し、電子情報処理組織やその他の情報通信技術を利用する方法により行うための共通事項を定めることにより、市民の利便性の向上及び行政運営の簡素効率化を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第70号寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止について御説明申し上げます。

寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業の終了に伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第71号山形県後期高齢者医療広域連合の設立について御説明申し上げます。

後期高齢者医療に関する広域連合を設立するため、地方自治法第291条の11の規定により、提案するものであります。

次に、議第72号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について及び議第73号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についての2議案について関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

公の施設にかかる指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第74号天童市市営バスの運行区間の一部変更の協議について御説明申し上げます。

天童市の公の施設である天童市市営バスの運行区間を変更するに当たり、地方自治法第244条の3の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

以上、10議案を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

## 監査委員報告

○新宮征一議長 日程第31、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際簡略にお願いします。安孫子監査委員。

○安孫子雅美監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成17年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要であります。審査の対象は、平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算、以上9会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況についてであります。

審査の期間は、平成18年8月24日から平成18年10月20日までであります。

審査の方法につきましては、平成18年8月24日付をもって市長から審査に付された平成17年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が、法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証拠書類と照合調査するとともに、必要に応じ、関係職員の説明を聴取する方法によって審査をいたしました。

第2、審査の結果、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

以上、平成17年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を審査した結果について、その大要を御報告申しあげましたが、詳細につきましては後日開かれます決算特別委員会におきまして御報告申しあげてを了承願いまして、報告を終わらせていただきます。

## 質 疑

○新宮征一議長 日程第32、これより質疑に入ります。

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第67号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



議第73号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第74号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第33、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第65号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第65号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 決算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第34、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

○新宮征一議長 日程第35、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第69号、議第70号、議第74号、請願第5号、請願第7号
文教厚生委員会	議第67号、議第68号、議第71号、議第72号、議第73号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号
建設経済委員会	議第66号、請願第6号
予算特別委員会	議第65号
決算特別委員会	認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号、認第11号

散 会 午前10時00分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

平成18年12月6日(水曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊廣	議員	4番	煤津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
14番	佐藤良一	議員	15番	佐藤暘子	議員
16番	川越孝男	議員	17番	内藤明	議員
18番	那須稔	議員	19番	佐竹敬一	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	伊藤忠男	議員

○欠席議員(1名)

13番 高橋秀治 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併)選挙管理委員会事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課財務室長	菅野英行	総合政策課行財政改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業立地推進室長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	市民生活課長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	建設課都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	学校教育課長	菊地宏哉	学校教育課指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習スポーツ振興課長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	監査委員事務局長	清野健	農業委員会事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	渡辺秀行	総務主査
大沼秀彦	総務係長		

平成18年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成18年12月6日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成18年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ



再　　開　　午前9時30分

○新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、高橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

## 一般質問通告書

平成18年12月6日(水)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	介護保険制度について	制度改正後の利用者の状況について 要介護から要支援に移行した人はどれくらいいるのか 介護度の見直して介護レベルが引き下げられた高齢者の対策について 保険料、利用料の負担軽減について 地域包括支援センターについて (イ)特定高齢者はどのようにして把握するのか (ロ)総合的な相談窓口の利活用をどのように普及していくのか (ハ)虐待防止についてどう取り組むのか	15番 佐藤 陽子	市長
2	市立病院について	市立病院の今後のあり方について市長の考えは 病院整備計画に対する考えは 医師確保の対策について リハビリ適用除外とされた人への対応について		市長
3	広域観光の振興について	仙台と本市も含んだ村山地域との交流について 今回登録申請される世界遺産とのかかわりについて	5番 木村 寿太郎	市長
4	少子化対策について	少子化の現状と人口減少社会が到来したことについて 少子化対策の視点に立った施策について	7番 猪倉 謙太郎	市長

		新たな少子化対策の具体的な推進について		
5	地域農業の振興について	集落営農組織の構築と課題について 適正な土地利用計画の策定及び農地転用許可制度の適正な運用と諸施策について	6番 松田 孝	市長 農業委員会 会長
6	医療行政について	市立病院経営の課題解決に向けた広域的対応の検討について	11番 柏倉 信一	市長 教育委員長
7	教育行政について	安全・安心対策における情報通信技術の活用状況について 携帯電話による子供安全情報配信システムの検討について 情報機器を活用した防犯システムの研究について		

## 佐藤暘子議員の質問

○新宮征一議長 通告番号1番、2番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

○佐藤暘子議員 おはようございます。私は、日本共産党を代表し、市民から寄せられた要望や意見を踏まえ、通告している項目について市長の見解を伺います。市民の声を真摯に受けとめ、誠意ある答弁をお願いいたします。

最初に、昨年10月に制度改定が行われた介護保険のその後の利用者の状況について伺います。

介護保険制度は、高齢化が進んだことと介護保険利用者が政府の予想以上にふえたことにより給付費が伸び続けていることから、政府は利用者に対する大幅な負担増を求めてきました。昨年10月より施設入所者に対する大幅な改定が行われ、これまでの1割の利用料にホテルコストと食事代が加算されることになりました。特別養護老人ホームあるいは介護老人保健施設などに入所している方で、経済的な理由で施設を退所した人はいないかどうか伺います。

さらに、今年4月からは、介護予防を重視し、自立した生活ができるように支援していくといった国の考えのもとに、これまでのランクを見直し、要介護1などの軽介護者を要支援1、2に振り分けて予防介護を実施していくとしました。要介護から要支援に移行した人は何人いるのか、それは要介護1の何割ぐらいか。要支援に移行した人たちには、その人に適した予防プランを作成して、プランに基づいた予防介護を受けさせるとされていますが、予防プランをなかなかつくってもらえない状況などもあると聞いています。寒河江市の予防プランの作成状況はどのようになっているのか。予防プランを作成してもらった人たちは、どこで、どんな予防介護を受けるのか。マシンを使った筋力トレーニングなどを受けている人はいるのかどうか伺います。

また、介護度が引き下げられた人の中には、これまで介護保険で利用できた福祉用具のベッドや電動車いすなどのレンタルができなくなった人も出てきています。介護保険の適用から外された人は何人いるのか。これらの人たちの中には、ベッドや車いすなどによって日常生活を維持できた人もいると思いますが、利用できなくなったことで生活の質が低下してしまう人も出てくると思われれます。こういった人たちへの対応をどのように考えているのか伺います。

これまでも、低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減について市長の見解を伺ってきましたが、いまだに実施されておりません。今年は、税制改定により住民税が一気に高くなった人が大勢います。殊に高齢者にとっては、老年者控除の廃止や公的年金控除の引き下げ、定率減税の半減などにより、実質的な所得はふえないのに税制面では非課税から課税になったり、所得段階が一気に2段階も上がった人もあるのです。所得段階のアップは、国保税や介護保険料、利用料のアップに連動します。

平成17年度の決算に出ているとおり、第1号被保険者で介護保険料を納付書で納めることになっている低所得者の中には滞納をする人が依然としてふえています。このような状況を少しでも改善しようと、山形県内でも自治体独自で保険料や利用料の減免や軽減を実施している市町村があります。保険料については、山形市、東根市、鶴岡市、酒田市、大江町、白鷹町が減免を実施しています。利用料については、山形市、天童市、鶴岡市、酒田市、米沢市、尾花沢市、山辺町、西川町の6市2町で何らかの利用料の軽減措置を実施しています。寒河江市においても、低所得者に対する保険料、利用料に対する軽減措置をとる

べきと考えますが、市長の考えを伺います。

次に、地域包括支援センターについて伺います。

改定介護保険制度では、65歳以上の高齢者の約5パーセントを特定高齢者、すなわち要支援や要介護になるおそれのある高齢者を対象として予防介護を実施するとしていますが、これらの人をどのようにして把握するのか、何名ぐらいを見込んでいるのか伺います。

次に、総合的な相談窓口の利活用をどのように普及していくのかについて伺います。

地域包括支援センターは、介護予防や介護支援、介護を支える地域のネットワークづくり、さらには権利擁護やケアマネジャーの指導や相談など、地域の高齢者を丸ごと支援するための総合センターだととらえています。この機能がうまく生かされれば、高齢者が住みなれた地域で安心して老後を迎えることができると思いますが、市民の総合的な相談窓口としてはまだまだ周知していないのではないかと思います。さまざまな悩みや相談ができ、信頼されるセンターとしてどのような利活用を考えているのか伺います。

また、このセンターには、高齢者の人権を守る大きな役割として、虐待の早期発見や防止などの仕事があります。高齢者の介護に関する虐待が大きな社会問題になっています。密室の中で行われることが多いため、なかなか表面には出てきませんが、弱い立場に置かれた高齢者が何の抵抗もできずに被害に遭っているケースが多いようです。寒河江市においては、虐待に関する相談はなかったかどうか伺います。

さらに、虐待の早期発見や未然防止に十分気をつけなければなりません、どのような対策、方法をとっているのか伺います。

次に、通告番号2番、市立病院の今後のあり方についてお伺いいたします。

自治体病院の経営については、どこの病院でも同様に医師不足や医療制度の改定による診療報酬の引き下げ、入院日数の短縮など厳しい条件のもとにあり、厳しい経営が強いられています。寒河江市立病院においても、医師不足に苦しみながら医師の確保に懸命の努力を続けてこられました。しかし、ここ数年赤字決算となり、累積欠損額が3億円を超す事態となっています。寒河江市立病院は、市民にとってはもちろんのこと、西村山全域にとっても中核医療機関としてなくてはならない病院です。健全化を図りながら、ぜひ存続をさせるべきと考えますが、市長はどのように考えられるか伺います。

次に、市立病院の整備計画について伺います。

市立病院の整備計画については、これまでも多くの議員が質問していますが、改めてお伺いいたします。

市立病院の整備計画が議題に上り、旧病棟の改築や増床などの計画を進めるべく土地の取得が行われながら、村山地域の病床の制限などが大きな要因となり、立ち消えになった経緯があります。病院の経営が赤字を生み、このまま推移すればだんだん落ち込んでいくのではないかと心配されます。目的を持って前進するときは、医師も看護師も張り切っています。前進や進歩のないところには医師も患者も集まらないと思います。市立病院を再生させるためには、病棟の建てかえや機能アップもしながら、患者が信頼して来てくれるような、医療スタッフにとっても充実して働きがいのある病院にしていく必要があると思います。病院の整備計画を改めて考えてみてはどうかと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、医師の確保についてお伺いいたします。

医師不足が、深刻な社会問題になっていることは既に御存じのとおりです。殊に東北地方の医師不足は深刻の度合いを深め、産婦人科医が一人もいないためお産ができないまちや、医師不在のため診療科目をなくしてしまった病院など、まさに住民の生存権がむしばまれる状態になっているところがふえています。

医師が地方病院で不足している原因としては、さまざまなことが挙げられています。研修医制度の内容が緩和されて、全国どこの病院でも自由に選択できるようになったことで、医師が都市部の病院に集中し、地方に残る医師が少なくなったことや医師が足りない病院では、少数の医師に過重な負担がかかることから、やめていく医師がふえ、医師不足に拍車をかけるといった悪循環が続いているようです。

医師が都市部に偏重しているから地方が医師不足になると言われていますが、日本の国全体の医師の数は決して充足していないという報告があります。OECD加盟国の人口10万人当たりの医師数は約290人なのに対し、日本では200人弱で、加盟国29カ国の中で26位と低い数字になっています。また、日本の医師1人が1年間に診ている患者の数は8,400人と、OECDの平均の3.5倍にもなっているそうです。このことから日本の医師が総体的に少ないことや1人の医師がいかに過重労働になっているかがわかります。今県、国を挙げて医師の確保に取り組み始めていますが、自治体としても、大学病院頼みや国、県の対策を待つのでなしに、自分たちのまちの医療は自分たちで守るという気概が必要だと思います。同僚議員の質問の中にもありましたが、寒河江市独自の医師確保のための奨学金制度を創設することについて市長の考えを伺います。

次に、リハビリの適用除外とされた人への対応について伺います。

医療制度改定により、今年4月1日よりリハビリの上限が180日に制限されました。これも国の医療費節減の一つとして、今以上によく見える見込みのない人に医療費をつぎ込むのはむだだという考えのようですが、脳卒中など脳血管障害による後遺症や交通事故による障害、その他さまざまな障害を抱えている方がリハビリを受けています。そのような方々の中には、症状が安定していて、それ以上の回復は見込めない方もおられると思います。

しかし、これらの人たちは、リハビリを続けているからこそこれ以上の悪化を食いとめ、今の生活を続けることができる。これをやめてしまえば、症状が悪化し、今の生活を続けることができなくなると言っています。今回の改定によりリハビリの継続が打ち切られた人はどれくらいいるのか。また、リハビリの継続を望んでいる方たちのために、ハートフルセンターの機能訓練室などを利用したリハビリの実施などは考えられないか、お伺いいたします。

以上で第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、介護保険制度についてのお尋ねにお答えいたします。

制度改正後の利用状況についてでございますが、介護保険制度は御案内のように平成12年の4月にスタートしておるわけでございますが、それ以来介護の負担を社会全体で支える仕組みとして着実に定着しているところでありますが、定着とともに介護保険の費用は急速に拡大し、制度の持続可能性が課題となつてまいりました。このため、昨年6月に予防重視型システムの確立、施設給付費の見直し、新たなサービス体制の確立、サービスの質の確保、向上、そして負担のあり方、制度運営の見直しを大きな柱とする大幅な改正がなされまして、昨年10月からは食費や住居費自己負担制が導入され、その他は本年4月から実施に移されましたことは御案内かと思ひます。

この改正に伴ひまして、要支援者を対象とする介護サービスは区分され、これまでの介護給付から新しく創設された予防給付となりました。これに伴ひ、要支援状態の区分が要支援1、要支援2に分かれ、これまでの要介護1の認定者の一部は要支援2に移行することになりました。この結果、要支援、要介護状態の区分は6段階から7段階となったわけでございます。御案内かと思ひます。

御質問の制度改正に伴う食費や住居費の自己負担の導入により、本市において経済的理由により介護施設から退所しなければならなかったというような方はいないかということでございますが、本市ではそのような方はおりません。

次に、要介護から要支援に移行した人はどれくらいいるのかというような御質問でありましたが、本年の4月からの制度改正により、従前の要介護1から新制度の要支援2に移行された方は、84名中46名の54.8パーセントでございます。

次に、介護予防ケアプランの作成状況はということもございましたが、ケアプランの作成というものは市の包括支援センターの職員や本市が委託している居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行つておるわけでございます。また、ケアマネジャーの不足から予防プランを作成していただけない人もいないかということでございますけれども、都市部ではそのようなこともあるやに聞いておりますが、本市の場合はそのようなことはございません。

それから、介護予防サービスを提供する施設でございますけれども、現在は市内のすべての介護サービス事業所で実施しておりますが、運動器の機能向上、そして栄養改善、それから口腔機能の向上等の予防事業を実施できる事業所となると限られるようでございます。

次に、介護度が要介護1から要支援2に変更になり、福祉用具の利用ができなくなった人の数、その人たちの対応についてでございますが、4月から9月までで6名の方が介護保険での福祉サービスを受けられなくなりました。この6名は、すべてベッド対応の方でありまして、うち2名については症状の改善により必要がなくなった方で、そのほかは自費での購入、それからレンタル、そして市の無料貸し出し、そして業者サービスによるリサイクル品の提供で対応した方がおのおの1名ずつとなつておるわけでございます。

次に、保険料、使用料の負担軽減についてでございますが、本市は保険給付費等に係る市負担分はもちろんのこと、介護予防に向けた補助対象外事業費や一般事務費についても一般会計から繰り入れを実施しており、平成17年度は総額で3億4,611万円を繰り入れしまして、対象者の負担ができるだけ少なくするよ

うな施策を展開してきたところでございます。第3期介護保険事業計画では1億5,000万円の基金を繰り入れする計画とし、県平均の伸び率22パーセント、3,799円というものを大きく下回るところの8.8パーセントの伸びの2,980円になったわけでございます。これは、県下第3位の低い保険料としているところでございます。また、年金に対する課税の見直しや高齢者の非課税限度額の廃止によりまして、保険料段階が上昇する被保険者につきましては、保険料の激変緩和措置を講じることとしたところでございます。

使用料につきましては、旧措置者の利用料負担を軽減する特定負担限度額減額制度、それから利用者が負担上限額を超えた場合適用される高額介護サービス費、そして施設に入所している低所得者に対して給付されるところの特定入所者介護サービス費、さらには社会福祉法人等による利用者負担軽減などの負担軽減制度がございまして、単独の新たな減免制度は考えていないところでございます。

次に、包括支援センターについての御質問がございました。

特定高齢者の把握については、老人保健事業における基本健康診査の受診者、医師等の関係機関からの連絡、保健師の訪問指導などのさまざまな方法により把握した特定高齢者の可能性のある者が記入した25項目からなるチェックリストをもとに、特定高齢者の候補者を選定いたしまして、そのうち基本健康診査の結果をもとに、一つには運動器の向上、二つには栄養改善、三つには口腔機能の向上、四つには閉じこもり予防支援、五つには認知症予防支援、六つにはうつ予防支援のいずれかの介護予防プログラムの参加が望ましいと判断された者を特定高齢者と決定するものでございます。本市の特定高齢者の見込み人数につきましては、第3期介護保険事業計画では4パーセントの435人を見込んでおるところでございます。

次に、総合的な相談窓口の活用をどのように普及していくかということでございまして、包括支援センターは市町村が設置できるほか、老人介護支援センターの設置者、それから地方自治法に基づく一部事務組合または広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人などに委託できることになっておりますが、本市の場合は寒河江市直営となっております。

また、地域包括支援センターが市民に周知されていないのではないかというような御質問もございましたが、介護保険制度の改正に合わせて市報に掲載したほか、地域包括支援センターだよりの発行、さらには各地域の集まりに出席し説明を行うなど広く広報に努めておりまして、多くの市民に知られており、気軽に相談できる体制をとりまして対応しておるところでございます。

次に、虐待防止に関してどう取り組むかというような御質問がございました。

本年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる通称高齢者虐待防止法が施行されたわけでございます。その中に高齢者の虐待防止、虐待を受けた方の養護者等に対する支援体制の整備が市町村に求められておりまして、本市では10月に市内の医師会などの医療関係団体や人権擁護団体、警察及び福祉関係団体等16団体で構成するところの高齢者虐待防止ネットワーク協議会というものを設置したところでございます。現在は、この組織を中心に虐待防止に対処しているところでございます。

なお、本市におけるこれまでの虐待と思われる相談は9件ありまして、それぞれ対応しているところでございます。

次に、市立病院についての何点かのお尋ねがございました。今後のあり方についてまず申し上げます。

市立病院は、市民の健康を守る中核施設として、これまで施設拡張や高度医療機器の導入、さまざまな医療サービスの改善など医療ニーズにこたえるため、ハード、ソフト両面の整備を進め、診療機能の向上を図るとともに、地域内医療機関との機能分担と連携強化により、公的医療機関として地域医療の充実に



努めてまいりました。高齢社会を迎え、入院患者も年々高齢化しており、1人が二つ以上の症状を有する合併症を示す患者が多くなるなど疾病構造も変化してきております。このような中で、国の医療制度というものが大きく変わってきていることも御承知かと思えます。2年に1度見直される診療報酬のマイナス改定や臨床研修制度などの影響による医師不足も出てきていることも事実であり、決算にもあらわれているように大変厳しい現状となっております。

このようなことから、公営企業会計独立採算制の原則のもと、あらゆる費用を見直し、経営基盤の確立に努めてまいりました。どの自治体病院におきましても経営改革が一層必要なことであり、全国的に自治体の区域を超えた病院の統合や再編による診療機能の分担など地域医療体制の見直しが進んでおります。山形県においても、県立日本海病院と酒田市立病院の統合再編の動きが新聞等で報じられております。御案内かと思えます。今置かれているこれらの実態をどう打開していくのか、市立病院のみならず、西村山管内の二つの町立病院、県立病院や近接の高次医療機関を含めたこれらの公立病院の広域的な運営の仕方を県の方にも申しあげております。県内あるいは西村山全体のあり方を考える必要があると考えております。

従いまして、市立病院の整備計画や病棟の問題だけとして解決するというよりも、超高齢化社会を見据えた医療体制をどうするか、お互いの機能分担をどうするかということ全体として考えていかなければならないと考え、各市町あるいは県と話を進めているところでございます。

次に、病院整備計画に対する考え方についてのお尋ねがございました。

第4次振興計画、前の第4次振興計画の中では、規模拡大の増床のときでありましたが、その後環境が変わり、県の地域保健医療計画によりまして、西村山地域では増床、ベッドをふやす、増床できないことになりました。そうした中で、効率化と連携を踏まえた新たな視点で考える必要があるとしておりました。そういうことで、行革大綱の中に整備用地については保有を継続するといったしておりますが、市立病院の改築は現段階においての建設は非常に難しいと判断しております。今申しあげたとおり、単に市立病院の整備計画や病棟の問題だけでは解決できない問題でありますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、医師不足対策についての御質問にお答えいたします。

御質問の本市独自の医師養成奨学資金制度を設けることについては、6月の定例会でもお答え申しあげておりますように、県規模か広域的な取り組みでないと市単独で奨学資金制度を設けることはかなり難しいものがありますので、奨学資金制度の創設は考えておりません。

地域医療に勤務する意思を持っている学生については、ただいま申しあげましたこれらの県規模の制度を活用していただきたいと考えております。そして、地域医療に貢献していただくことを望んでいるものでございます。

次に、リハビリの適用除外とされた方への対応でございます。

リハビリにつきましては、今年4月の診療報酬改定の中でリハビリ部門の改定がございまして、これまでのリハビリテーションの理学療法や作業療法、それから言語聴覚療法を再編し、新たに四つの疾患別リハビリテーション料が新設され、疾病ごとに期間が設定されました。期間につきましては、一つは脳血管疾患、いわゆる脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血などでございますが、これは上限が180日でございます。それから、整形外科の領域におきましては、これは上肢や下肢の骨折のこの運動器疾患は上限が150日でございます。それから、肺炎などの呼吸器疾患は上限が90日でございます。4番目として、心臓疾患の場合は上限が150日となります。

設定された期間を超えて、リハビリを続けられなくなった患者さんは次の場合がございます。一つは症状が長期にわたり固定されている患者さん、二つ目には現状を維持するためリハビリを受ける患者さん、三つ目には症状が改善した患者さんです。

一方、リハビリが続けられる患者さんは、除外規定がございまして、失語症、それから失認、高次脳機能障害、重度の頸髄損傷、そして頭部の外傷及び脳血管疾患などを含む障害児者リハビリテーション料に規定する皆さんなどに該当する患者さんで、治療を継続することにより改善が期待できると医師が判断した場合は続けられることになります。

このように、今回の改正によりまして一部の患者さんは継続できなくなりました。ただし、今後日常生活において不自由さが拡大した場合にはリハビリが再開できるので、相談していただきたいことを患者さんや御家族の方に説明しております。

それから、御質問の市立病院でリハビリを受けられなくなった人数については、9月末までで来院実人員約1,000名のうち176人でございます。

なお、ハートフルセンターのリハビリルームは、医療行為に基づくリハビリとは関係ありません。介護器具、介護補助具、リハビリ器具の展示や保健活動としてのリハビリ、健康増進の助長の位置づけのもとに、在宅サポーターシステムの一部として設置したものでありまして、施設の規模、器具の設備、指導スタッフなどから、御質問のような対応はできるような機能ではございません。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 再質問をさせていただきたいと思います。端的に伺いたいと思います。

新予防プランの中で、要支援にされた方の利用料、これデイサービスの利用料についてちょっと調べてみたのですが、要介護予防で要支援とされた人が週1回のデイサービスで利用料が2,226円に食費600円を足して2,822円、それから要支援2の人は、週2回のデイサービスで、食費を込めると5,553円になるというふうな資料をいただいているのですけれども、このような人たちには所得に関係なく定額料金だというふうなことだったのです。

あと、介護保険施設へのショートなどについても、高額介護サービスですが、これが適用にならないというようなことを聞いているのですけれども、これではやっぱり介護予防という趣旨で行われた制度にしては、低所得の方が予防にも行けなくなるのではないかというふうに思うのです。せっかくの介護予防のためのプランでもありますし、利用料の関係で受けられない人が出るということではまずいと思いますので、この点でもやっぱり利用料の軽減ということを考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、ベッドや車いすなどの利用ができなくなった人、こういう人たちが今の場合6名の方が排除されて、2名の方が症状の改善、4名の方は自費で買っていると。それから、レンタルとか市のベッドを借りたりとか、そういうふうな対応をしているというふうなことですけれども、こういう人たちにとっても、やっぱり介護保険が除外されるということは、日常生活、これまでの生活が維持できなくなるということで、介護予防にはつながらなくなるのではないかと、こういうふうに思うわけです。ですから、こういう人たちがこれまでどおりの生活が維持できるように、やはりレンタルへの補助とか自費で買った場合にはその購入費の何分の1かを補助するというようなことをしていく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、介護保険料については、市の場合は3億4,000万円もの繰り入れをやって介護保険料の引き上げを抑えているというふうな、これは非常に努力をしているなというふうに私も思っております。

ですけれども、決算でも示されていますように、第1号被保険者の中の普通徴収の方の滞納というのが相変わらず続いているわけです。このような方が介護保険料を納めなければ、介護が必要になったときに受けられなくなるというようなことがありますので、やはり納められるような介護保険料の納める仕組みといいますか、負担の軽減をするとかあるいは市町村長が認めた場合には減免の対象に値するというような項目を入れるとか、そういう体制をとるべきではないかと思います。

各市や町の保険料の減免についての制度といいますのは、やはり条例の中に1項、市町村長が認めた場合にはそれを減免できるというような項があるわけです。それをぜひ寒河江でも入れてもらえないかと、入れてほしいとこれまでも私は何回もこの場で申しあげておりますけれども、そのことについてお考えをいただきたいと思います。

それから、包括在宅介護支援センターについてですけれども、寒河江市の場合は435人の特定高齢者を見込んでいて、そのようなことでいくのだというふうに言われていますけれども、今の寒河江市のハートフルセンターの職員と、それからたくさんのボランティアをネットワークでつないで、そういう方たちに支援をしてもらうということのようですけれども、やっぱりそういう高齢者を丸ごと支援していくというふうになりますと、非常に人数も要りますし、ボランティアにだけ頼っていくということではなかなかそ

れが実現されないのではないかというふうに思います。これまで在宅介護支援センターというのがありまして、各地にそれを張りつけて、支援センターの職員が看護師や介護士の資格を持っている専門員がその地域を訪問したりして活動していたわけですが、そういう在宅支援センターのような機能を復活させるべきではないかと。全く専門性を持った人でなければなかなか相談に乗ったり対処したりすることができないのではないかということで、そういうことを考えられないかお伺いをしたいと思います。

それから、市立病院についてですけれども、病院の存続についてはさまざまな西村山の全体のことを考えながら、考えていかなければいけないというようなことがあったわけですが、ここで端的に申しあげたいと思います。

ここ数年ずっと赤字決算が続いているわけですが、この赤字が累積すれば非常に大変な状態になるのではないかと心配されるわけです。この地域医療というものは、自治体でどうしても住民の健康を守っていく上では頑張っていかなければならない医療機関だというふうに思います。それで、平成17年度では一般会計から2億2,000万円の繰り出しがされていますけれども、この繰り出しの金額を繰り出し基準額とされている限度額、これは3億というふうに言われているようですが、これを限度額まで繰り入れて赤字改善に役立てなければいけないのではないかというふうに考えているのですが、健全化を図る上でもそのようにすべきでないかと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

それから、リハビリについてですけれども、リハビリについてはこれから回復の見込みがある方についてはリハビリが継続できるというようなことですが、現状を維持するためのリハビリは排除されるというようなことなわけですが、現状を維持していくということが非常に患者さんにとっては大切なことだというふうに思います。

それで、この現状を維持していくためのリハビリをするところがないかというようなことで、患者さんたちが今そういう場所とかそういう機関とかがないのかということで探して、また相談にも来られているわけですが、場所としてハートフルセンターの機能訓練室、あそこはそういう継続をするためのリハビリ室ではないというような市長の意見でありましたけれども、以前はそこで脳血管障害の後遺症を持っている方などが訓練をしていたわけですね。そういうところをぜひ利用して、リハビリの継続を続けられるようにしていってもらえないかと、再度その点お考えを伺いたいと思います。

以上、2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いします。

○佐藤誠六市長 何点かの御質問があったわけでございますが、利用料金のこの軽減のことでございますけれども、これは先ほど答弁申しあげましたように、市としての減免制度は考えていないということでございます。

それから、介護負担金でございますけれども、これにつきましては御案内のように寒河江市では低廉に抑えておると、このように理解しておるところでございますが、当初スタートしたときは2,430円でございますか、それが2,740円になりまして、そして現在が2,980円でございますが、この2,980円というのは県下の旧13市の中では二つだけでございまして、それ以外は3千円台が7市でございますし、4千円台が4市でございます。

そういうことで、非常に経営と、それから市の繰り入れ等々も十分考えて介護保険料というようなものを安くしておると、低く抑えておるとということが認められるのではなからうかなと、こう思っております。また、基金からの取り崩しなども県下でも多額のものができるような経営をやっておりますし、そのようなことで対象者には負担をかけないよということの配慮は十分しておるところかと、このように思っております。

それから、リハビリですけれども、これも先ほど申しあげましたように、高齢者といいますが、これらについてのリハビリというものは、先ほど申しあげましたようにハートフルセンターにあるわけでございますので、これらを十分生かした中でやっていただくというようなことになっていくのではなからうかなと、このように思っております。

それから、介護保険で福祉用具貸与の対象から外れた方いるわけでございますけれども、これに対しての介護認定に関係なく、無料でギャジベッドの貸与を実施しておるわけでございますので、福祉用具というものの購入とかレンタル料の助成というものについては考えておらないところでございます。

それから、介護包括支援センターだけでは十分に見ることができないのではなからうかというようなものもあるわけでございますけれども、新しい体制になってから8カ月しかたっていないわけでございますので、地域包括支援センターも軌道に乗って順調に機能しておるわけでございます。それで、業務委託を廃止して介護センター的機能を備えた施設の、新たな施設というようなものは現在考えておりません。

そういうことではなかったかなと思っております。以上です。(何事が呼ぶ者あり)

病院に対する繰り出し金は、現在御案内のように2億2,000万でございますが、繰り出ししておるわけでございますが、繰り出し基準から見ますと若干下がっておるわけでございますので、今後この市の財政全体の中で勘案して繰り出しというようなものも考えていかななくてはならないかなというような気持ちでおるところでございますが、いずれ市の財政が非常に厳しいということで、一般会計も苦しい、病院会計も同じだというようなことはありますけれども、それをトータルとして考えた場合に、やっぱり配慮をするという必要があるかなと、このように思って、今後財政事情を見ながら繰り出しの増を考えてまいろうと、このように思っております。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 それでは、最後にですけれども、医師の確保については寒河江市独自ではする考えがないというふうに市長おっしゃいましたけれども、この前の答弁の中には広域的という言葉がありました。広域的に考え、広域的にでもなければ取り組むことができないというふうなことをおっしゃいましたけれども、西郡も一つの広域でございます。西郡の各町では、市立病院に通っている患者がたくさんいらっしゃるわけですから、その市立病院を維持するという意味からも、各町からの拠出金なんかも呼びかけて、広域の奨学金制度を設ける考えはないかどうか、最後に一つお尋ねいたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 広域的にするということは、病院経営全体を考えるということございまして、今言ったように医師の確保のための奨学資金制度を管内市町村に呼びかけるというようなことは考えておりません。

○新宮征一議長 4問よろしいですか。(何事が呼ぶ者あり)

佐藤議員。

○佐藤暘子議員 最後に申し上げたいと思います。

包括介護支援センターといいますが、やはり自治体がどれほど力を入れるかということがかかわってくると思います。自治体の力の入れようでさまざまサービスが提供できる、あるいは高齢者の全体を見ていくことができるということでありまして、そういう高齢者に対する目配り、気配り、そういうものをしていくためには、やっぱり人的な充実もしなければならないというふうに思います。これまで地域の中に入っていったお年寄りの日常生活とか健康状態とか、そういうものを把握するためには保健師さんとかヘルパーさんとか、そういう方が当たっているのだというふうに思いますけれども、やはり人的な不足が生じているのではないかというふうに思います。

ですから、今看護師さんとか保健師さんとかを退職されてフリーになっている方が、寒河江市内にもたくさんいらっしゃるというふうに思いますけれども、そういう人たちの力なんかもおかりして、1日でなくとも半日だけでもいいとか、そういうふうな体制をとりながら、ぜひ多くの高齢者が介護保険に該当しなくとも済むようなそういう取り組みあるいは健康状態の把握、そして相談に乗るといようなシステムをうまくつくっていただきたいと、こういうふうに思います。

以上で終わります。



## 木村寿太郎議員の質問

○新宮征一議長 通告番号3番について、5番木村寿太郎議員。

〔5番 木村寿太郎議員 登壇〕

○木村寿太郎議員 おはようございます。私は、緑政会の一員として、通告してある課題について質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

通告番号3番、広域観光の振興についてお伺いいたします。

最近住民の総合交流とともに、隣接県をはじめ、各自治体との相互連携がどんどん拡大されてきております。県境を越えた広域連携は、スケールメリットの恩恵がありますし、行財政の効率化や競争力の強化などにも大きく貢献しております。本県も隣接県と、あるいは市町村も県境をまたがって共同事業を実践している例は幾つかあるわけですが、最近では宮城県との共同によるソウル事務所を設置したり、ある程度の実績は上がり、両県で本年度内に共有ビジョンの策定することも決まっているようです。また、岩手、宮城、山形の3県では、トヨタ自動車の本社での商談会の開催なども行っております。

本県でも、東北唯一の政令指定都市である仙台市とのかかわりは今までも重視してきたわけですが、お互いに県都、いわゆる県庁所在地が隣接するという全国でも珍しい地理的環境に恵まれております。そのような観点から、県境を越えた連携強化の必要性を認識し、新たな交流拡大を目標に、この3月に村山地域と仙台地域を対象に仙山交流ビジョンが策定されたわけです。その資料をいろいろ見せていただきますと、山形県の東南村山、西村山、北村山の3地域の7市7町は、県内の政治、経済、交通、文化の機能が集中しております。

一方、仙台地域は宮城県のほぼ中央に位置し、5市8町1村で構成され、特に仙台市は平成11年には人口100万人を超え、産業、経済、金融、大学、報道機関などは全国規模であり、まさに東北の中核機能が集中しているわけです。

歴史的に見ても、県境を越えた両地域の往来は、古くは縄文時代からの交流が記録されておりますが、やはり昭和には仙山線の開通や関山トンネルの改築、笹谷トンネルの開通、さらに平成に入っては、山形のべにばな国体のときには山形自動車道の全面開通があり、そのあたりから急速な往来が進んでまいりました。二つの地域での人口が210万人を超え、気候や風土、産業構造などは違いますが、しかも車で1時間圏内にあり、交流の魅力がないわけがなく、お互いに距離がだんだん近づいてきたのは当然であります。

現在、村山地域から仙台地域を結ぶ交通手段として、鉄道とバス輸送が考えられるわけですが、主要な国道としては286号線、いわゆる山形自動車道でございます。そして48号線、関山道があります。お互いに1日の交通量が山形自動車道では1万9,000台を超え、関山道はその半分くらいの1万台ぐらいになっております。そして、高速バスが仙台山形間は、平成17年度からは1日70往復運行しており、そのほかに7地区から合計1日123便、そしてバスだけの利用人口が年間145万人以上と膨大な数字になっております。そのほかに鉄道は、仙山線が1日18往復し、来年3月には新たに東北福祉大学前駅が新設され、同時に国際空港である仙台空港への鉄道の乗り入れも見込まれております。本市と仙台地域とのアクセスもますます活発になることが当然予想されるわけです。

本市においては、第5次振興計画の基本構想「地域経済と情報通信ネットワーク社会」の中に地域経済の進展を図るためには、都市基盤の整備を推進し、地域産業の振興や優良企業の積極的な誘致を行い、雇

用の拡大と所得の向上を図る必要がありますとうたっています。特に本市と仙台地域は、山形自動車道の開通により車で1時間圏内になり、他市に先駆け早くから交流は盛んでありました。そして、チェリランドのオープン以来、慈恩寺、駅前中心市街地、クア・パークを結んだこの地域の活性が進んだのは、もう御案内のとおりでございます。

特に、10月よりスマートインターチェンジのETCの恒久化により、大江、朝日町へのアクセスはもちろん、この少子高齢化の時代に新たな雇用の創出や税収にははかり知れないほどの効果がある中央工業団地へのアクセスや、今年の夏にオープンしたスケートボード場には多くの若者が仙台から訪れていると聞いております。このインフラの整備により、クア・パークも花咲かフェアの開催やイベントもできる設備も張りつき、交流人口もますます広域化し、所期の目的である活性化にだんだん結びついてくるのではないのでしょうか。特に仙台地域には、大企業や全国からの社員が多く、その方々はこの村山地域のそばや果物や温泉の魅力にとりつかれ、お客さんの接待を目的に多くの方を同伴して訪れております。

アンケート調査の結果にもありますが、身近に自分の住んでいるすばらしい環境を振り返ってみたいかがですか、こんなに四季がはっきりし、全国的に見ても自然豊かな景観と素材の豊富さにあなた方は気がついていないのではないのでしょうかと教えてくれました。自分の地域の恵まれた環境を再認識しなければと思っております。この方々は全国区であり、自分のふるさとに帰ったときや転勤先での口コミによる本市への宣伝波及効果も大いに期待できるわけです。そして、他地域の人との交流全般を観光と幅広くとらえることが大切であり、まずは交流人口やリピーターをふやし、最終目的である滞在型に結びつけたいものです。

本市としても、他の市町村に先駆けているいろいろな事業を展開し、今申しあげましたようにその効果も徐々に出てきているわけです。そんな観点から次の2点についてお伺いいたします。

一つ目は、姉妹都市などを除いて、過去に本市として親密に交流した市や町があったのか、また相手から申し込みなどがあったのか。

二つ目は、本市における県外の観光客の入り込みの地域別や年代別、性別、目的別などの調査は行ったことがあるのでしょうか。やはりどの地域をターゲットにしても、その地域から人やお金を呼び込み、需要を促し、観光業への雇用の創出を図らなければなりません。そのためには、その地域の方は何を求めているかをよく知り、観光、商品、サービス開発などあらゆる面で地域ブランド力を高めることができたときには、自然と観光客は張りつくのではないのでしょうか。

次に、山形県として今回世界遺産登録申請される出羽三山と最上川が織りなす文化的景観についてお伺いいたします。

世界遺産の目的を、今さら説明するまでもないと思いますが、人類が歴史に残した偉大な文明の証明とも言える遺跡や文化的な価値の高い建造物、この地球上から失われてはならない貴重な自然環境などを保護、保全することにより、人類共通の貴重な財産を後世に継承していくことであります。そして、1972年のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録されている物件のことを言うておるわけです。

現在国内では、文化遺産部門で10件登録されており、主なものとしては、法隆寺地域の仏教建築、姫路城、古都京都の文化財、広島原爆ドームなどがあり、自然遺産部門では屋久島、白神山地、知床の3件であります。そのほかに平泉の文化遺産、古都鎌倉の寺院や神社、島根県の石見銀山遺跡、彦根城の4件はもう既に暫定リストに登録されております。

本県では、2004年から出羽三山を世界遺産にという構想が上がり、2008年までに暫定リストに登録する予定でしたが、文化庁は本年9月から公募方式に変更になったために予定より大分早い申請になったとのことです。全国的に見ても、他の自治体の関心も高く、26の候補が申請予定であり、県としてはできる限り何回でも挑戦したいとのことです。世界遺産登録を目指す県内候補を、出羽三山と最上川が織りなす文化的景観とする方針を固め、関係する地域も県内22市町村に及んでおります。

その内容を見てみますと、遺産に含まれる文化財は、出羽三山関係が18件、石鳥居関係が7件、最上川関係が8件、伝統芸能関係が8件で、合計41件にもなっております。その中でも本市に関連するものとしては、慈恩寺の奥の院と言われ、出羽三山の中の一つの山として数えられ、崇拝されてきた葉山です。もう一つは、本山慈恩寺本堂、山門、三重塔、熊野神社本殿、宝蔵院表門などを含んだ慈恩寺の一連の仏閣であります。

そして、ユネスコの世界遺産委員会は、同一国内で同種の登録は認めない方針であり、2004年に既に登録になった和歌山県と三重県にまたがる紀伊山地の遺産といろいろな部門で重なり、その違いをわかりやすくアピールするのに大変苦労したというエピソードもお聞きしました。

同じ西村山郡を見ても、西川町の月山、旧六十里越街道、岩根沢の旧日月寺本堂、大江町の左沢楯山城跡、河北町の旧堀米家、いわゆるべにばな資料館、それに林家舞楽などが該当し、まさしく広域的な観光には大いに貢献するのではないのでしょうか。

しかし、認可になった後は、今後はエリア内の各市町村や住民の理解、地域一体となった保全活動などが重要になってくると思われれます。

先月末で、文化庁への新たな提案が締め切られ、最後に四国八十八カ所霊場と遍路道が申請され、最終的には26の県より24カ所の申し込みがあったそうでございます。しかし、なかなか狭き門になると言われております。

本市としても、第5次振興計画の中に「悠久の時を刻む歴史と古くから伝わる民俗芸能や伝統行事などの生活文化によって織りなす美しいまちを築く」とあります。まさにこのテーマにぴったりであり、好機到来ではないのでしょうか。

認可になるまでにはいろいろな課題もあり、10年くらいかかるということですが、10年くらいはたちまちでございます。本市における葉山や慈恩寺というすばらしい素材が対象になり、広域観光振興も含めた地域の活性化には十分期待できるし、今後の対応や施策をどのようにお考えかお伺いし、私の第1問いたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、広域観光の振興についてでございます。

仙台と本市も含んだ村山地域との交流、いわゆる仙山交流につきましては、本市は平成13年の4月設立しましたところのやまがた広域観光協議会の一員といたしまして、村山市地域の他市町、県及び観光関係団体などとともに、仙台圏からの観光誘客事業に一体的に取り組んでおります。

それから、観光情報発信事業といたしましては、仙台市内のタウン誌「河北ウイークリー」への記事掲載や宮城県内3カ所の道の駅への観光パンフレットの掲出などを実施しております。また、誘客対策事業ということでは、雛のみちキャンペーンとして、雛のみちガイドブックの作成、JR駅、JR車内へのポスターの掲出、秋まつりの振興として、仙台圏からの旅行商品の造成、実施を行ってきておるところでございます。

また一方、宮城県広域仙台都市圏5市8町1村と山形県村山広域圏7市7町で平成14年の4月にはやまがた仙台交流連携促進会議というものを立ち上げたわけでございます。これを契機といたしまして、両地域の交流連携の促進が図られております。

さらに、平成18年、今年の2月に県内の有力民間企業等で構成しますところの山形仙台広域交流推進協議会を設立いたしております。協議会の主要事業としては、仙台市内において観光スポットを当てた移動ワークショップを開催いたし、観光資源を掘り起こすとともに、旅行代理店に対して観光商品化するためのプレゼンテーションをされております。その中で、本市の関係といたしましては、慈恩寺、チェリーランド、寒河江まつり、新寒河江温泉、田沢川ホテルがコースに組み込まれております。このように仙台圏との交流を行っておるところでございます。

次に、過去に本市として交流した市や町があったのかとか、それから相手方から申し込みなどがあつたかどうかということでございます、もちろん姉妹都市を除いてでございますが。

本市としましては、仙台市内のデパートにおいて本市独自の観光と物産展を実施した経緯もありました。現在は、毎年山形県の観光と物産展に参加して合同で実施しております。また、仙台圏の中学校からは、さくらんぼ狩りなどの農業体験、それからそば打ちなどの生活文化体験、それから手づくりアイスなどのグルメ体験、バラ風呂などの観光体験など、毎年参加していただいております。さらに、さくらんぼをはじめ各種のキャンペーンは、仙台駅、それから新聞社等で随時実施しております。これらは、本市からの売り込みと相手からの要望、提案の相互によるものでございます。

次に、本市における県外観光客の入り込みの地区別、年代別、性別、目的別等の調査は行ったことがあるかという御質問でございますが、平成14年に開催されました全国都市緑化やまがたフェアのときに、来場者のアンケートを業者委託で実施してありまして、以来花咲かフェアで継続して実施しております。また、チェリーランドにおきましては、車のナンバーによる県内、県外等の区分を実施しております。また、慈恩寺、ホテル、旅館関係、そしてクア・パーク内の温泉施設におきましても独自に来場者の調査をしてありまして、それらの結果は連携をとりながら観光振興に活用しているところでございます。

次に、世界遺産とのかかわりについての御質問にお答え申し上げます。

世界遺産育成プロジェクトについては、県レベルにおきまして平成16年に山形県世界遺産育成プロジェ

クト推進委員会を設置いたしまして、世界遺産の育成候補を選定し、昨年度世界遺産育成推進プランの策定やシンポジウム、ワークショップを開催しまして機運の醸成を図ってきております。今年度は、先月末に候補地の名称を「出羽三山と最上川が織りなす文化的景観」といたしまして、文化庁に申請されたところでございます。

候補地に含まれた本市関連の資産及び文化財といたしましては、御案内かと思えますけれども、本山慈恩寺本堂はじめ、慈恩寺の山門、慈恩寺の三重塔、熊野神社本殿、宝蔵院の表門並びに葉山が入っております。登録されれば本市の知名度は一躍世界的なものになり、観光はもとより、市勢発展に大きくつながるものと考えております。この世界遺産育成プロジェクトに伴う本市の対応策については、今後遺産の保護、保全や伝統芸能の継承といった活動には地域住民の参加による協働が重要となることから、世界遺産登録を目指した取り組みを通して、郷土への愛着や誇りを醸成するための体制づくりに努めてまいります。

観光においては、候補地の出羽三山と最上川が織りなす文化的景観を構成する22関係市町村の広域的な連携のもと、効果的なPR、キャンペーン活動を展開し、観光振興に努めてまいりたいと、このように思っております。特に、登録の中心的史跡の一つとなる慈恩寺については、国宝級文化財の宝庫であり、東北随一の名刹として、その受け入れ態勢の整備については引き続き努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 第1問に対する答弁ありがとうございました。

観光をめぐる情勢というのはやっぱり大きく変わってきておりますし、観光地を回って旅館に泊まるというイメージが強く、やはり観光は旅館やお土産屋さんにある程度は任せておけばいいのではないかという時代は終わったような考えを持っております。

そして、やはり先ほども申しあげましたように、もう団体旅行から個人旅行へ大きく変化し、体験や学びなどを目的にした観光が主流になってきているのではないかと思います。また、高齢化社会の進展というのは、観光に温泉やトレッキングなどの健康や癒しを求めるようにだんだんできております。また、高速道路の発達により整備が進み、それに経済のグローバル化は、国内旅行だけではなく、海外旅行との競合というのも大きな問題になっているかと思います。

先日、山形で日本旅行業界の主催による南東北の観光を考えるフォーラムがありました。ちょっと興味がございましたので、無理やり傍聴させていただいたところでございます。参加した人数も国土交通省や諸官庁、各航空会社、旅行会社、宿泊関係など約90人近くが全国から集まっております。

その中で、話題提供と問題点などを幾つかお聞きしましたので、ちょっと挙げてみたいと思いますけれども、まず全国的に東北というイメージをどう思っているかという課題が上がりました。やはりどうも北東北を指して未開発地域を指しており、奥へ奥へというイメージがすごく強いのだそうです、中央から見れば。そして、2次交通が多少不便でも、何も新しいものばかりがよいではなくて、最近では自動車のカーナビの進展により御夫婦のレンタカーの需要が大変ふえているというようございまして、その不便さとその神秘さをもっと売り物にしてもいいのではないかというような意見も出ました。

それに対して一方では、全日空の仙台の支社長がおっしゃっていたのですけれども、南東北は高速交通網の整備により日帰り可能地域になってしまい、完全な周遊型になってしまったというようなことも言っております。そのために宿泊客が激減していて、特に旧態依然の温泉とか旅館が大変苦労しているというようなお話もありましたし、その代表なのが私どもの花咲かフェアとさくらんぼのパックなんかはその代表的な例で、もう日帰り型になっているのではないかなというような感じがしております。

やはり今その中で話出たのは、やっぱり仙台空港でございます。私どもも飛行機を利用する場合はほとんど仙台空港でございますけれども、国際空港としての仙台空港からの乗降客が年間大体400万人を超えているそうです。そして、九州や関西や名古屋からの観光客が年間220万人を超え、仙台空港を起点に大体2泊から3泊ぐらいの旅行者が非常に多いそうでございます。それも先ほど申しあげましたように団体旅行ではなくて、小グループ旅行が多くなり、夏よりも東北には冬のお客さんが大変多いそうでございます。そして、この村山地域にも大分お客さんが入っているというようなお話いただきました。

ただ、先ほどとはちょっと逆行するかと思っておりますけれども、山形などもそうですが、どちらかという広い地域に観光素材が点在しておりまして、個人旅行が多くなる傾向にあるのに移動手段に難があり、宿泊施設も古いタイプが多いと。しかも、料金が安いというイメージが強いそうでございます。そして、関東、関西方面からは、むしろ北海道の方が位置的にはずっと遠いわけですけれども、そちらのパックの方が格安であるという難点もあるということでした。

やはり、それには大量輸送や飛行機と空港のキャパシティの問題なんかも当然あるわけでございます。そして、お客様も趣味嗜好が多様多様化しておりまして、3泊するぐらいであれば1泊ぐらいはもうシン

グルで泊まりたいというお客さんが結構今いらっしゃるのだそうでございます。そして、東北には何社かそれを変更して成功している旅館、ホテルが結構あるのだそうでございます。

本市のことも幾つか触れておりました。物理的にちょっと無理なことでしょうけれども、慈恩寺は本当によい素材ではあるけれども、難を言えばもっとうっそうとした杉林の奥に点在し、周りにも人家などがなければ、岩手県の平泉の中尊寺などよりずっと、もっともっと価値が上がるのになというような意見も言う方もおりました、物理的には無理なことを言っているわけでございますけれども。

いずれにいたしましても、2007年の団塊の世代が大量退職に続く高齢化社会の到来がありまして、リタイアした方はとにかく歴史と文化と神社仏閣、温泉、それにおいしい食べ物が大好きなわけですから、もちろん回数も出かけたわけですので、だからパック旅行が人気を得ているような現状だと思います。

本市にも、その素材としては十分あると思います。それに、全国的に評価の高い山形のホスピタリティー、いわゆるおもてなしでございますけれども、あるわけですので、その辺を十分に今後生かすのが課題でないかなと思っております。

それから、世界遺産のことですけれども、先日新聞記事にそのアンケート調査が載っておりました。まず、国内の遺産登録に賛成かを聞いてみると、賛成かどちらかという賛成というのが9割以上だそうでございます。反対の人が最も心配しているのは、やはり環境破壊であり、ただ金もうけの道具にしていると怒っている方もいるようでした。実際行って見たことある方の意見を聞いても、行ってみたらがっかりという人が25パーセントもあり、その理由としては、観光客が多過ぎる、ごみや落書きなど観光客のマナーが低いとか、観光施設の料金が安いという問題も出てきているようでございます。特に自然遺産に関しては、半日ぐらいの距離にありますと自然破壊が相当悪化しているようでございます。当然観光客がふえ、遺産の指定も当然考え物ではあるのではないかなというようなこともありました。

だから、観光目的の登録はやめてほしいというような意見も大分出ていたようですけれども、ただ、世界遺産に指定になった後にそこを維持管理するには、やっぱり観光で入場料とかそういうふうなことも当然かかわってくるわけですので、それがないとまた資金的にも大変になってくるのではないかなということもありました。

そして、その中で、国内遺産の中でやっぱりぜひなってほしいというベストスリーは、富士山と尾瀬沼、それから摩周湖の三つだそうでございますけれども、皆さんも御案内のように富士山は1回落選しております。当然やっぱりごみの問題で落選したわけですが、全体の70パーセントぐらい、アンケート調査の方の70パーセントぐらいがその富士山を望んでいるようございました。

今回の出羽三山の世界遺産にというのを見ると、どちらかというやっぱり短期間に決定したわけですので、十分これからは啓発運動をしなければならぬと思っておりますし、その盛り上がり浸透させることが第一ではないかなという感じがします。そして、やはり登録するまでは頑張るのですけれども、それ以降の維持をするのにどうするかという問題が、大変大きくなっていくのではないかなということだと思います。

いろいろ申しあげましたけれども、将来の観光振興に関して何かございましたら所見をお伺いして第2問といたしたいと思っております。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 観光というのは、これは難しいですね。ですけれども、これはやらなくてはならないところの産業といいますか、新たな分野だと。もう今さら新たな分野とか第3産業と言う人もいないと思えますけれども、やっぱり観光を通して、いわゆる交流を図るというようなことがもう求められてくるのだらうと、このように思っております。

仙台圏の話が出ましたけれども、やはり身近にあるところの東北での大都市でございますから、それとの交流というのは、これはだれしものが山形県認めておるかなと、このように思っております。本市におきましても、山形自動車道を整備することに努力をいたし、インターチェンジにしましても二つまでつくったということでございますし、インターチェンジを十分活用できるような景観のよいところの場所にいろいろ施設をつくり、そこで大きなイベントをやっておって、誘客ということに努めておるわけでございます。ただ単にこれは寒河江市のみならず、山形県内陸あるいは山形が全体に大きな影響を及ぼしておるかなと、このように思っております。それが仙台圏だと。

ただ、観光ということになりますと、この宣伝PRというのは、まだまだこの分野にやるのかと、対象をどこに絞るか、何をどのようにPRするかというふうなことが必要だらうと思っております。もう既に寒河江のさくらんぼ、山形県のさくらんぼとあるいはラ・フランス、温泉というようなものはまずほとんど大分聞こえてきておるのではなからうかなと、こう思いますけれども、ではそれをさらに拡大して何をPRするか、どういうことをと、こういうことになりますと、まだまだ寒河江で持っておるところの資産、資源というものがあるのではなからうかなと、このように思います。

では、それが何だと、こういうことにならうかと思えますけれども、やっぱり私は、この第5次振興計画でもうたっておりますけれども、歴史、文化というようなことをこれをうたっておるわけでございますけれども、歴史、文化あるいは民俗、芸能、そういうものをやっぱりこれらを強調することがいいのではなからうかなと、このように思いますし、やはりそれと自然の原風景というものをうまく結びつけるということが必要だらうと、このように思っております。世界遺産にしましても、これまでの登録した中ではやはり歴史とかあるいは民俗というようなことも言っておるようでございますし、どこにでも、世界遺産もかなり数がふえてきておりますと、やっぱりどこかと似たようなもの、どこかとまねしたようなものということになりかねないわけでございますけれども、山形が立候補した以上は山形県なりのものをやはりアピールして、山形県のを世界遺産ということになればいいのかなと、こう思っております。

そういう中での寒河江市ということになりますと、今申しあげたような、1問でも申しあげました歴史的なものあるいは民俗学的なもの、そういうものをよりよくまとめて、それをこの自然原風景との一体となったものとして売り出すほかはないのかなというふうに思っております。

以上です。



○新宮征一議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 答弁ありがとうございました。

私もそのとおりでございますけれども、やはり世界遺産なんかも見てみましても、やはり山形県としてはもう絶対なるのだと、もう認可になったような感じでおりますけれども、先ほども申しあげましたように本当にまだまだ難関がいっぱいあるのだそうございまして、それを突破することがまず第一でございますけれども、我々山形県人、そして市民としては、やはりこの遺産登録がすることを念願いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

## 猪倉謙太郎議員の質問

○新宮征一議長 通告番号4番について、7番猪倉謙太郎議員。

〔7番 猪倉謙太郎議員 登壇〕

○猪倉謙太郎議員 私は、緑政会の一員として、4番に通告してある点について質問をさせていただきます。私は、だれにでもわかりやすい行政を望む観点から簡潔に質問をさせていただきますので、御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

早々に質問に入りますが、通告番号4番、少子化対策についてであります。

昨年は、我が国が明治32年から人口動態統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来した年であったわけですが、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25と、いずれも過去最低を記録した年でもあります。この少子化傾向が続くと人口減少は加速度的に進行し、21世紀半ばには総人口は1億人を割り込み、2100年の総人口は現在の半分以下になると見込まれております。人口の高齢化もさらに進行し、やがて3人に1人が65歳以上という極端な少子高齢社会が継続されることになるわけであります。

急速な人口減少は、経済、産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題と認識すべきであると思われれます。新たな少子化対策の視点に立って、1990年代半ばからのエンゼルプラン、新エンゼルプランに基づき少子化対策を推進したわけではありますが、2003年には少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が制定され、2005年度からは少子化社会対策大綱とその具体的な実施計画である子供・子育て応援プランに基づき、少子化対策が推進されてきたことは御案内のとおりだと思います。

しかしながら、従来の対策のみでは少子化の流れを変えることはできなかったことを、深刻に受けとめる必要があるのではないかと。出生率の低下傾向の反転に向け、少子化の背景にある社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識を促し、また若い世代の不安感の原因に総合的に対応するために、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図っていかねばならないのではないかと。第2次ベビーブーム世代がまだ30代であるのもあと5年程度であると考えれば、速やかな対応が求められるところであります。社会全体の意識改革を出生率の向上のためには、さまざまな施策を組み合わせる総合的に推進する必要がありますが、そしてまた各種施策がより大きな効果を上げる上で重要なのは、家族のきずなや地域のきずなを強化することだと思います。

総合的な少子化対策を進める上で、生命を次代に伝え、育てていくことや家族の大切さが理解されることが重要であると思っております。子供の誕生を祝福し、子供を慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任である。さまざまな家族の姿があるが、子供を家族が産み育て、家族を地域社会が支え、そのような社会であってこそ支援施策が効果を発揮するのではないかと。国、地方、企業、地域社会などが連携のもとで社会全体の意識改革に取り組むことが重要であると思っておりますが、市長の御見解をお伺いします。

子供と家庭を大切にするという視点に立った施策の拡充、すなわち若い世代にとって、経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など子供を産み育てることをためらわせる、経済的あるいは精神的な負担感が強いことは、子供を持ちたいという希望にこたえ、子供を安心して産み育てやすくする環境整備のための支援策を、さらに拡充していくことが重要であり、子育て支援は単に親の負担を軽減することのみが目的ではなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じ、

家族機能や家族のきずなを強めることにつながるのではないかと、また家事や育児を行うことが極端に制約される職場の働き方を是正し、親子や夫婦がともに過ごす時間をふやすなど、仕事と生活の調和を図る必要があるのではないかと、市長の御見解をお伺いいたします。

子育て家庭は、子供の成長に応じさまざまなニーズや懸念を有しており、少子化対策は総合的に、重点的に推進する必要があるのではないかと思います。

そこでお伺いいたしますが、一つには、子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を国、地方、企業、地域等社会全体で支援し、親が働いているいないにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという観点も加えて、子育て支援策を強化し、在宅育児や地域の子育て支援をすべきでないのか。

二つには、子供を産み育てる人が就業時等において不利益な立場に陥らないよう、仕事と子育ての両立できるように子育て期の家族が子供と過ごす時間を十分に確保し、男性を含めた働き方の見直しをすべきでないのか。

三つには、親の経済力が低く、仕事が家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において経済的負担の軽減をすべきでないのか。

以上3点についてお伺いをいたします。

平成17年度から実施している子供・子育て応援プランの着実な推進に合わせ、妊娠、出産から子供の成長に応じた子育て支援策を講じ、働き方の改善が必要だと思えます。若者の就労支援やパートタイム労働者の処遇や女性の再就職、再チャレンジが可能な仕組みを推進するとともに、企業の子育て支援や長時間労働の是正等、従来の働き方を改革しなければならないのではないかと。

子育て支援として、新生児、出産から乳幼児期までの出産費用等の負担の軽減を図り、安心して出産できる環境の整備促進をするとともに、子供が乳幼児期にある子育て家庭を支援する。出産育児一時金の支払い手続きの改善や、妊娠中の検診費用負担の軽減、不妊治療の公的助成拡大の支援が必要と思われます。未就学期の子育ての喜びを感じながら育児ができるように、子育て家庭への支援と地域の子育てサービスの充実を図らなければならないのではないかと。

そこで提案であります、家族、地域のきずなを再生するために、家族の日や、そして家族の週間の制定を提案いたします。少子化問題は、我が国のあり方が問われている課題であり、社会を構成するすべての主体がそれぞれの責任と役割を自覚し、子供と家庭を大切にす視点に立って積極的に取り組みを進めていくとともに、進捗状況を検証し、充実に努める必要があるのではないかと。

厳しい財政事情を踏まえつつも、少子化対策を国の基本にかかわる最重要政策課題だと一致した認識のもとで、知恵と工夫を持って諸施策を強力に推進し、日本の未来と将来世代のために総力を傾注しなければならないと考えます。

以上を申し上げまして1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

少子化の進行に対応しまして、国におきましては平成6年の12月に今後の子育て支援のための施策の基本方針についてというものを、そしてまた11年の12月になりますと、重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画についてと、これを策定しておりまして、いわゆる子育てと仕事の両立支援を中心としたさまざまな取り組みを行ってきております。

しかし、御質問にあったように、全国的に少子化の流れはとまっておりません。これまでの少子化の主な原因であった晩婚化に加えまして、夫婦の出生力そのものの低下という現象が見られ、現状のままでは少子化は今後一層進行するものと予想されます。少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障分野における次世代の負担の増大ばかりでなく、子供の健全な成長への影響、地域社会の活力低下など社会経済のさまざまな面で深刻な影響を与えるものと予想されます。

本市においても、御案内のように平成10年3月に寒河江子どもプランというものを策定しておりまして、子育て支援に関する基本的な方向を定めて各種の施策を推進してきたところでございます。また、平成17年3月には、これまでの寒河江子どもプランと母子保健計画というものを統合いたしまして、推進状況の評価や課題分析を行い、今後5年間の子育て支援策を総合的、計画的に推進するため、子どもすこやかプランを策定しております。

このプランは、御案内かと思いますが、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを基本理念として策定しておりますが、これは子育ては本来的には親の責務ではありますが、行政の子育て支援策のほか、家族や地域が寄り添って力を合わせ、みんなで子供の未来と幸せをつくっていききたいという心からの願いが込められており、家庭、地域社会、事業所のほか、国、県、市の関係する機関等が適切に役割を分担しながらそれぞれの取り組みを進めていくことが、社会全体の意識改革に結びついていくものと考えております。

それから、この少子化対策にとりましては、職場環境の理解というものが必要だろうと思っております。そういう意味での御質問だろうと思っておりますが、職場環境の改善など仕事と生活との調和の関係でございます。次世代育成支援対策推進法では、地方公共団体の行動計画とともに、従業員30人以上の企業については事業主行動計画の策定が義務づけられております。国や県からの企業への働きかけなど、役割を分担することで全体の計画を推進していく考えとなっているところでございます。

行動計画の内容としましては、育児休業の取得促進と職場復帰しやすい環境の整備が最も多く、年次休暇の取得促進、時間外労働や深夜就業の制限などが盛り込まれているところであります。行動計画というものをいかに実行して仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを、着実に進めていくことができるかどうかにあると思っております。

本市としましては、今後機会があるごとに企業、事業所に対し制度導入の趣旨と働く環境整備の勧奨を行っていくことが家族のきずなを強め、仕事と子育ての調和が図られていくものであると考えております。

それから、子育て支援策としての在宅育児とか地域子育て支援等々についての御質問がありました。

地域子育て支援センターは、在宅で育児をしている母親などを対象とした支援策としまして、市立児童センターで毎週水曜日に開催しております。昔の井戸端会議のイメージによる育児サークルの育成や子育て

て家庭に対する相談や情報提供はもちろんのこと、乳幼児健診日と同時に開設している絵本の部屋や、高校生を対象とした乳幼児ふれあい体験学習事業などは、ハートフルセンターの機能を十分に利活用し、寒河江型子育て支援として取り組んでいるところでございます。

それから、親が働いている家庭の支援としましては、7カ所の市立保育所が各地区の子育て支援の拠点として、子育て相談の窓口となり、これまでも保育所開放事業や一時保育等の実施により、地域に密着した身近な保育所づくりに努めており、今後も子育て相談機能の充実など在宅育児と地域での子育て支援をより一層進めていく考えでいるところでございます。

それから、職場の働き方について、男性も含めて見直しすべきではないかというような御意見がございました。

寒河江市の従業員301名以上の五つの企業で事業主行動計画が策定されているようでございます。今後行動計画をいかに実行するかが課題とっております。県においても、子育てしやすい職場環境づくりのため、少子化対策に積極的に取り組んでいる企業を認証する制度の導入なども検討されておりますので、事業主行動計画と一体的に推進されていくものと思っております。企業において、労使ともに仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを着実に進めていくことが、子育ては女性の役割ということなく、男性を含めて意識改革というものを進め、家族そろっての時間の確保など職場における働き方の見直しにも役立っていくのではないかと考えております。

それから、出産前後や乳幼児期におけるところの経済負担の軽減についてでございますが、出産育児一時金については今年の10月より30万円から35万円に引き上げしております。それから、就学児の乳幼児に対する医療費給付についても、一部制度の改正があったものの、少子化対策としての大きな施策でありますので、制度の充実について市長会でも県に対し改善を働きかけておるところでございます。

それから、乳幼児の子育て支援のため、市としましては保育料については全体的に国の基準の約70%程度に抑えておまして、さらに2人目については半額といたしまして、3人目以降については無料としております。

児童手当については、今年の4月より小学校3学年から6学年へと支給年齢の拡大と所得制限の緩和がなされているところであります。今後とも少子化対策に向け、子育て支援機能の強化や子育てを見守る社会環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

それから最後に、家庭の日というものを制定してはどうかという提言がありました。前には何か家庭の日というようなものがあつたような気がしますけれども、今は全然行われておりませんし、聞いてもおりません。議員がおっしゃるように家庭のきずな、家族のきずなというようなことは、非常に私は大切だろうと思っております。

今家庭内におきまして、親が子をいじめる、子が親を殺すというような悲劇が行われておりますし、食卓を囲んで親子一緒に食事を楽しむという風習が非常に希薄になって、数少なくなっているということが言われております。そういう中で、食育というような面も非常に騒がれておるわけでございます。一緒になって食事をする、その中で談話をして談笑する中で家庭のきずなを強めるということは必要なことだろうと思えます。

話はちょっと飛ぶようでございますけれども、NHKの朝の連続テレビ小説で「芋たこなんきん」と、こういうのがございますけれども、あそこは大家族でございまして、みんな食卓を囲んで食事をとっているさまが映し出されております。そんなことから見まして、そしてお互いの意思の交流、話し合いという

ものがたくさん行われておるのを……もっとも次元が前の時代と、そして今の時代と二つに分かれて映し出されておるわけでございますけれども、いわゆる家庭のきずな、家庭の信頼関係、親と子との結びつきというものは、あらゆるもののこれは原点だろうと私は思っております。

それにおきまして、地域社会、学校とかいろいろ言われておりますけれども、家庭のきずな、家族の団らん、家族の連携というものは、これは血のつながりもあるわけでございますけれども、本当に大切なものとして、これをもう一度強く見詰めていかなければならないものだろうと、このように思います。

そういう意味で、家族の日というようなことにつきましては、十分これから行政におきましてもあるいは関係団体等々と十分諮って、これを考えていかななくてはならないと思っておりますのでございます。

以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 6 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。猪倉謙太郎議員。

○猪倉謙太郎議員 御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

早々に2問に入りますが、想定範囲内とはいえ、女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が過去最低の1.25という事実を政府はもちろん、地方、企業などももっと深刻に受けとめるべきであるというふうに思います。

このまま少子化に歯どめがかからなければ、人口減少と少子高齢化で年金など社会保障制度の見直しを迫られることは言うべきありませんが、政治、経済、そして地域や家族のかかわりにも大きな影響が出ることは避けられないのではないかと。これまでの人口動態統計や国勢調査などから、人口減少はかなり前から想定されていたことと思いますが、2005年の人口動態によりますと、出生数は過去最低で、出生数から死亡数を差し引いた自然増加はマイナス2万1,000人であると、また65歳以上の人口は過去最高の更新をしたという事実。

少子高齢化の影響は、最も厳しい形であらわれそうなのが公的年金だと思います。現行制度は、出生率1.31で下げどまり、1.39まで回復するのを前提にして設計をされていると。このままでは労働人口が減る一方で、受給者がふえ、設計変更をしなくてはならない事態が来るのではないかと。人口減少は容認して、少子国として生き方を探ろうという意見もありますけれども、さらに最善を尽くしてからの話であるというふうに思います。

少子対策は、遅いし、感度が鈍い。一つには、徹底した子育て世代に対する経済支援である。二つには、企業の協力だ。はっきり言って、経済支援は全く足りない。今年4月から児童手当の支給は、以前は小学3年までだったのが小学6年まで拡充されたが、教育費の家庭負担を考えれば、まだまだ不十分だ。県もやまがた子育て愛プランを策定し、5年間の政策を打ち出しているが、助け合い、分かち合い、はぐくみ合う、この三つがプランの柱だが、現状認識はうたい文句どおりっていないのが今の実情である。

少子化となった理由は、第1に教育費がかかる、次に仕事と子育ての両立が困難である、そして経済的余裕がないと。そうすれば、スローガンである「子育てするなら山形県」を実現するにはどうすればよいのか。また、「子育てするなら寒河江市で」、寒河江次世代育成支援行動計画、子どもすこやかプラン、子供を安心して産み育てられる寒河江市を目指して、どうすればいいのか問われるところだと思います。

生まれた赤ちゃんの数を見ると、2005年には9,357人、2004年では9,437人、2年連続で1万人を切り、やはり過去最低を更新しております。当寒河江市においても、出生数、平成15年の統計であるが、381人で、5年前の89パーセントである。合計特殊出生率は1.56、全国から見れば高いが、過去最低である。三世代同居世帯数が減少し、政府のみならず、核家族がふえ、地域の結びつきが弱くなり、近所に相談する相手がないなど育児不安が増大しているのも事実であると思います。

県内4地区の人口とも減り、減少率では最上地域のマイナス4.89パーセントと最も高く、人口がふえたのは東根市1,032人、天童市が627人、山形市が590人、我が寒河江市が246人であり、外1町で、4市1町だけである。33市町村がマイナスとなり、減少数が大きいのは鶴岡市、これ合併後の数字であります、5,165人、酒田市が3,033人、米沢市が2,226人、1万を割り込んだ町村が15となっております。

少子化対策を福祉政策と考えるのは誤りではないかと。日本という国の形がダイナミックな出来事と位置づけるべきであると考えます。天然資源を持たない日本の成長を支えたのは、人材の力だと思うのです。

そこで、何をなすべきか。大きく分けて社会、財政、医学の3点になるのではないかと。まず、社会です

が、結婚しやすい規制緩和が必要なのではないか。例を挙げれば、お互いが夫婦別性は、家の存続問題が結婚問題にならない、双方の籍を守る上で有効な結婚制度だと思うのですが、いかがでしょうか。選択肢をふやせば結婚に踏み出す人もふやせるのではないか。また、若者の雇用安定も、育児休業をとる人的余裕がない中小企業には国が何らかの形でバックアップする必要があると思います。

次に、財政面ですが、新しい時代へ先行投資ととらえ、少子化にはお金を使うべきであると。子供がふえれば、将来労働力、消費者、納税者と還元されるわけでありますので、月額5,000円の児童手当ではもう一人子供を持つ余裕はないのではないか。さらに、高齢者に認められる医療費補助がないなど、同じ弱い立場の高齢者と子供に同じ補助率でいいのではないかと思います。

三つ目には、医学ではないかと。不妊治療を受ける夫婦は、今6組に1組と言われております。また、20代、30代の妊娠中絶の増加も深刻であります。命を大切に作る空気をつくるべきではないか。子供は宝という認識を広めることを提案をしたいと思います。

南陽市では、子供を産み育てやすい環境づくりの一環として、子供を出生した市内の女性に対し5万円の商品券を支給する出産費助成事業を創設し、2007年度から助成を始めるとのこと。昨日の山新に掲載されておったものですが、助成額は第1子、第2子が5万円、第3子以降は10万とすると。しかも、所得制限や居住期間など支給要件は特に設けず、市に出生届を提出した親に対して対象とすると。市内への経済波及効果を考慮して、市内のみで使用できる商品券を支給する方式を採用したと。ほかに県内の自治体で第1子出生児の支援制度を設けているのは最上町で、祝金として現金1万円と商品券1万円の計2万円の支給等があるようであります。

以上、1問で提案した家族の日と家族の週間はぜひひとつ実現をされるよう要望いたしまして、私の質問は終わりますが、市長、何かお考えがあればひとつお願いをしたいと思います。



○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 第1問といたしますか、なかったといたしますか、予想していなかった質問ばかり多いのでございますけれども、私の感じているところで答弁させていただきますが、今おっしゃったように、最後のくだりでおっしゃいましたところの結婚しやすい状況をつくるかあるいは先行投資といたしますか、医療費という面での優遇措置をとれとかあるいは出生祝金をどこかのまちのように出せとか、こういうことのようにございますけれども、世界的にも珍しい急速に進んできたこの超高齢化もさることながら、この超少子化社会というものをどのようにするかというようなことは、これは国においてもあるいは地方自治体においてもそれぞれ考えておりますけれども、まずは特効薬というのはないように考えられるわけでございます。

ですから、これぞという決め手というものが無いままにいろいろなお金の面とかあるいは工業団地のみならず、企業においても有給休暇みたいなものを与えて、子育てに専念できるような環境づくりをするというようなことがあろうかと思っておりますが、ですから経済的理由あるいは福祉利用の面のみでないところの問題、いわゆる結婚あるいは出生ということになりますと、これは個人的な理由といたしますか、原因というものがあってこのようになっている分野というものがあると思っております。

ですけれども、そういう分野には踏み込めないのが今の実態だろうと、このように思っておりますが、それで全く決め手のない、こう薬のないままに過ぎていると。でも、それを怠ってはならないし、何らかの手立てを尽くさなければならないというのが今の実態ではなからうかなと、このように思っております。例えば祝金を出したから出生率が伸びたとか出生数がふえたとかいうことは聞いておりません。

では、何をすればと。やっぱり寒河江の場合でしたならば、いわゆる寒河江市に住みついでいきたい、そして寒河江市のイメージにほれ込んで来るといふ方もいらっしゃるわけですから、だとするならば、やはりそこにおいて環境づくりあるいは教育環境を整備していくというようなことが当然あるわけだろうと、このように思っております。

そういうことで、全体的な中で、あそこは住みやすい、あそこは子育てをしやすい市、自治体だということで、あるいは御主人も本人も職業が見つけれられる、勤めができるとあるいは子育てにした場合の援助といたしますか、保育関係あるいは幼児施設等々が非常に整備されている。それが公共関係だけではなくて、企業においても普及されているというようなことがなくてはならないのではないかなと、こう思っております。

ですから、ただ一時的にお金を支給するということのみ以外の中で考えていくということが、私はより一層長い目で見ると少子社会を解決することにつながっていくのではないかなと、このような思いでいるわけございまして、今は結婚といたしましても、よく私も結婚式にお招きを受けますけれども、かなり晩婚の方もいらっしゃいますし、そしてまた媒酌人というような形はとらないで、本人というようなものをして、ですからいわゆるそういう若い方を結婚に踏み出すような魅力というものを持ってもらうというようなことを、小さいときからやっぱり結婚するあるいは家庭に入る、そして勤めるときは当然勤められるような環境づくりをとる中で、子供の出生、育児に励むような母親といたしますか、女性というものを育てる、あるいは男性もそれに協力するような男子というものを育てていくということも長い目での必要なことだろうと、このように思っております。

以上お答えさせていただきます。

## 松田 孝議員の質問

○新宮征一議長 通告番号5番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を寄せている市民を代表して、以下市長並びに農業委員会会長に質問いたします。

最初に、集落営農組織の構築についてであります。

19年度から導入される品目横断的経営安定対策は、施策の支援対象がこれまでの全農家から原則として4ヘクタール以上の経営規模を有する認定農業者と、20ヘクタール以上の経営規模を有する集落営農組合などの担い手に限定されることになりました。そのために、現在水田農業を営む多くの農業者が国の施策の対象外となります。従って、この支援を受けるために、集落内において国が示す要件を整え、集落営農組織を構築し、参加することが望まれています。

昨年度から行政とJAが中心となり、各地区に農用地利用改善組合を立ち上げ、その後集落ごとに経営所得安定対策の政策説明や座談会などを開催し、周知を図ってきています。その中で、政策に対する課題が農家から出されています。

第1は、農業就業人口は劣弱化が激しく進行しており、高齢化であっても農業生産からリタイアできない状況となっている。高齢者が農業から撤退すると、その先には耕作放棄という現実が見える。こうした状況のもとで、高齢者の農業を引き継ぐべき担い手が集落で整うのか。

第2点目は、生産実績のない農地は、一部助成金があるのみで、引き受ける農家がいなくなることで、特に転作田で保全管理を行ってきた農地の復田対策はどのように進めるのか。

第3点目は、寒河江市では対象品目は、生産条件もあり、米、大豆のみで、地域によっては対象が米だけとなることで支援が限定され、収入が大幅に減る、また農家が頑張っても過去3年間の生産実績払いがほとんどで、収入がふえず、メリットが見えない。

第4点目は、品目横断的経営安定対策の絡みもあり、19年度以降の産地づくり交付金の大幅な見直しも検討されているなどがんじがらめの体制で、夢がないなどの声が上がっています。

以上の問題点を踏まえて市長に伺います。

最初に、今回の新しい経営安定対策は、寒河江市の農業振興にどう影響を与えるのか伺いたいと思います。

次に、国が言う集落営農は、面積要件はじめ経理の一元化、規約作成や運営費などに充てる賦課金の捻出、さらには集落営農組織の立ち上げも期限つきの状況であります。これらの要件を満たすために、強力な支援と時間も必要であり、今後どのような支援策をとるのか伺いたいと思います。

第3点目は、寒河江市は集落営農組織は認定農業者を含めた組織化を推進していますが、小規模農家や兼業農家を含めた集落営農の育成、維持との整合性が大きな課題となっています。地域によっては、認定農業者やブロックリーダーとなる人材がなく、組織化が困難な地域も出てきています。これらの地域に対する救済対策を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

第4点目は、集落営農に諸条件で加入を見合わせる農業者に対する支援策はどのように検討されているのか伺います。

第5点目は、苦境にある家族型農業経営の維持存続を政策目標に掲げ、その安定的な存続のもとで農業の担い手を創出することも必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

第6点目は、農業の生産規模拡大は、土地の所有の拡大ではなく、農業生産手段としての耕作権の集積であり、そのために思うように連檐化された形で農地の利用集積が進んでいません。今後これらの問題は、集落営農組織が中心となって対応することになりますが、新たな課題として、認定農業者、特定農業団体、それに集落営農組織、さらには個人との乖離なども心配されており、今後農地の利用集積をはじめ、集団転作への取り組みなどにも大きな影響が予想されます。これらの総合的な調整をどう図っていくのか、市長の考え方を伺いたいと思います。

第7点目は、農家も農閑期に入り、19年度産の作付などの準備や集落営農とのかかわりで、将来に向けた農業生産活動をどうするのかなど農業のビジョン策定も検討されています。その中で、重点作物に対する支援対策が不透明であり、特に産地づくり交付金はどのように交付となるのか具体的に伺いたいと思います。

第8点目は、荒廃地の復田や安全管理の農地へ作付した場合の経済的な支援体制を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、適正な土地利用計画の策定及び農地転用許可の適正な運用と諸施策について伺います。

土地利用の転換の対象である農地は、本来私たちの食生活と農業者の生活基盤の豊かさを確保する目的で耕作が行われてきました。このことで、防災などの多くの多面的機能を農地は持ち合わせています。農水省の2000年度センサス結果によると、全国で農地の耕作放棄地は、1980年以降の耕作放棄地面積は年々増加し、経営耕地面積対比では10.9パーセントまでになっています。この状況は、農家戸数の減少と経営耕地面積も同じような水準で減少傾向となってきています。

寒河江市においても、特に生産不利な中山間地域では、耕作放棄地率が異常なまでに高くなっております。そのために、害虫の発生源となるなど農作物の生産活動や居住環境に悪影響が出始めております。農業生産基盤である耕地の壊廃は深刻な問題であり、農業の担い手確保対策と同時に解決すべき重要な課題であります。

これらの課題を解決するために、寒河江市は農地パトロールを9月に実施し、荒廃農地や遊休化している農地が将来ともに利用可能か耕作不能か、また水利や農道の条件なども含め、総合的な視点で調査を実施しています。その実態は、機械化の諸条件に恵まれないこと、水路や農道の維持管理などが困難な農地、農業を継ぐ農業者がいない農家、借り手がいない農地、他人には貸さないと主張する人、不在地主が持つ農地など荒廃した理由はさまざまな経過であります。これらの状況から、実際に耕作できる条件が整うのか、何らかの改善策があるのかと危惧する声があります。

一方で国は、農地所有者の管理放棄する農地がふえ続けていることの危機感と周辺の農地に悪影響を及ぼすような農地が増加傾向にあることで、遊休化している農地所有者に対して市町村長による新たな勧告制度を強めていく法改正を行っています。この改正で荒廃化している農地を新たな農地として復活できるのかなどについて、以下農業委員会会長に伺います。

最初に、今回行われた農地パトロールでの全体の特徴と結果について伺いたいと思います。

第2点は、法改正後の遊休農地に関する措置制度であります。農業委員会はどのような農地に対し運用を検討されているのか。制度活用について、農業委員会会長の見解を伺いたいと思います。

特にこの制度改正は、一定のルールを守らない農地所有者となっておりますが、荒廃農地を所有するすべ

での所有者に対して農地利用を促進、指導を強めていくのかについてもあわせて伺いたいと思います。

第3点目は、所有者が農地の利用計画を提出しなかったり、虚偽の届けをした場合には10万円以下の過料としていますが、農地の利用計画に沿って期限内と限定するのか伺いたいと思います。

次に、農地改良や転用後の諸問題について伺います。

近年未整備農地が畑地化や農地改良、それに農地転用による宅地化の目的で農地に盛り土を実施するなどし、これまでの形状を変えることで隣接地を越えた周辺の農地や環境にさまざまな弊害が発生しています。また、水田や畑地に用途変更の手続きを踏まないで、農地へ植林したことの障害、さらには小規模畑地化による農薬の飛散の問題など、国の法律や施策が変わるごとに周辺農地へ重大な問題が起きています。このことで農地の隣接者や周辺農家、それに住民とのトラブルも発生しており、これらの問題解決に向けた改善策を検討すべきと考えます。

一つは、農地改良、農地転用の手続き等については、寒河江市は隣接者から同意を求めています。トラブル防止対策として、事前に隣接者や関係者を含めた話し合いの場を検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

第2点目は、これまでのトラブル経過を見ても、なかなか解決の糸口が見つからず、被害者が困惑している実態もあります。被害者が改善策を求め右往左往することがないように、農業委員会としてきちっとした相談窓口を設け、行政間での調整や指導体制を強化すべきと思いますが、具体的な対応策について農業委員会会長の見解を伺いたいと思います。

以上で、第1問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 19年度以降の日本の農業を左右するといいますが、大きな柱でございますところの集落営農組織の構築と課題について、8点にわたり御質問がございました。1点目からお答え申し上げます。

1点目の、品目横断的経営安定対策が本市の農業振興に及ぼす影響についてでございます。

品目横断的経営安定対策は、平成19年度から導入されるもので、我が国農業の構造改革の加速化を図るものであり、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう考慮された対策であります。

具体的には、これまでに全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を4ヘクタール以上の認定農業者や、20ヘクタール以上の集落営農組織などの担い手に対象を絞り、その経営全体に着目し、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための補てんと、収入減少の影響を緩和するための補てんを実施するものでございます。このように制度の対象者が国が認める担い手に絞られることから、本市においては認定農家以外の農家、いわゆる兼業農家や規模の小さい農家が国の支援を受けるためにも、支援の対象となる担い手、集落営農組織への加入を進めていく必要があると考えております。

また、現在農家人口の減少、高齢化、後継者不足による担い手不在問題などは喫緊の課題であり、本市の水田農業を持続発展させるため、市ではこれまでに農産物価格の低迷や機械などの過剰投資による採算悪化の防止、生産費コスト削減を図る集落営農システムの構築を目指し、組織化に向けた活動に取り組んできたところであります。この品目横断的経営安定対策に参加していただくことにより、本市の目指す集落を基礎とした農業振興が十分に図られるものと考えております。

次、2点目でございます。この集落営農組織の立ち上げに向けた支援策についてでございます。

御案内のように、集落営農組織を立ち上げるに当たっては、クリアすべき条件があります。面積要件が20ヘクタール以上であるほか、経理の一元化、組織規約の作成、地域の農用地の3分の2以上の利用の集積を目標とすること、中心となる者の農業所得の目標を定めること、農業生産法人化計画を有することでございます。

こうした要件をクリアするためには、地域での十分な話し合いによる合意形成が大事であると考えており、これまでに県、市、農業委員会、JA、土地改良区などで組織する市経営所得安定対策等推進班を設置し、検討を行い、各地区、各集落ごとの制度説明会を開催いたしまして、年度内の設立に向けて取り組んでいるところであります。今後も関係機関や農用地利用改善組合とも連携を図りながら、設立に向けた制度の説明や組織化のための情報の提供など支援を行っていきたいと考えております。

次、3点目でございます。認定農業者やブロックリーダーがいなくて、組織化が困難な地域に対するところの救済対策についてでございます。

現在、本市で18エリアの集落営農組織の立ち上げに向けて作業を進めております。このエリアには、認定農業者やリーダーの方は複数おりますので、御質問のリーダーがいなくて設立が困難な地域はないものと考えております。仮にそのようなことが生じた場合には、地元農用地利用改善組合を中心とした十分な話し合いや調整をしていただき、さらには農業関係機関・団体等と連携を図りながら、地域でのリーダーの育成や組織化に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次、4点目でございます。集落営農に参加しない農家に対する支援策についてでございます。

市としましては、現在立ち上げを目指している集落営農組織には、基本的に対象農家の全戸加入をお願

いしているところでございます。仮に参加しない場合でも、転作についてはこれまでどおりと考えておりますし、転作の実施による産地づくり交付金もこれまで同様支払われることとなります。その期間は、今のところ平成19年度から21年度までの3カ年間と国から示されております。

5点目でございます。農業の担い手を創出することについてでございます。

本市においては、これまでに認定農業者などの地域農業の担い手の育成に積極的に取り組んできております。今後においても、JAや関係機関と連携を図りながら、本市の基幹産業と言える農業を守っていくために、水田と果樹や花卉などの複合経営と観光を結びつけた寒河江型農業をさらに推進し、農業所得の向上を図るとともに、農用地利用改善組合による担い手への農地の利用集積や担い手の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

次、6点目でございます。農地の利用集積と集団転作の調整についてでございます。

農地の利用集積は、各地区に設立された農用地利用改善組合が主体となり取り組みが進められるものであり、今回設立しようとしている集落営農組織も集落内の水田等を対象に、できるだけ効率的な農作業、共同作業ができるように農地の連担化、団地化の推進を図っていくものでございます。このようなことから、地域のできるだけ多くの方々がこの集落営農組織に加入していただき、農用地利用改善組合と集落営農組織が連携を図りながら、将来的には地域の担い手に農地が集積されるよう進めていただきたいと思いますと考えております。

転作につきましても、これまでどおり団地化を促進しながら実施していく必要があることから、引き続き寒河江市水田農業推進協議会での十分な議論を踏まえて、総合的な生産調整実施体制を整えていきたいと考えております。

次、7点目でございます。来年度以降の重点作物に係るところの産地づくり交付金の交付についてでございます。

今も申しあげましたが、国の産地づくり交付金制度は、平成19年度から21年度まで続くことが示されており、平成19年度においては、国の予算上からもこれまでどおり重点作物等に対する支援交付が可能であると考えております。

次に、最後の8点目の荒廃農地等の復旧に係る支援についてでございます。

御案内のとおり、年々遊休農地が増加傾向にあることから、その解決策が求められておりますが、現在のところ意欲ある担い手への円滑な農用地利用集積を推進するため、担い手の育成、確保に関する取り組みとあわせて、農業委員や地域における農用地の利用調整活動や農地保有合理化事業など各種農地流動化対策を積極的に活用し、遊休農地発生未然防止に努めているところであります。

また、今後は、農用地利用改善組合と集落営農組織の中で荒廃地となってしまった農地などについての、優良農地への復元方策などについて十分な話し合いが行われるものと期待しております。復元に対する支援については、現在のところ国や県の制度はなく、市としては今後調査研究してまいりたいと考えております。

私の方からは以上です。

○新宮征一議長 佐藤農業委員会会長。

〔佐藤勝義農業委員会会長 登壇〕

○佐藤勝義農業委員会会長 お答えを申し上げます。

今回、さきに実施いたしました農地パトロールでの全体の特徴と結果についてですけれども、昨年農業経営基盤強化促進法が一部改正になり、遊休農地対策が強化されたことは御案内のとおりであります。

その改正の主な内容は、遊休農地解消に向けた市町村長の関与の強化及び農業委員会の指導の強化がその根幹に位置づけられたことであります。つまり、遊休農地が将来農業上の利用増進を図っていく農地である場合は、まず農業委員会が指導を行い、指導してもなお相当期間耕作しない農地については、農業委員会が市町村長に対し、その農地が特定遊休農地である旨の通知要請をして、遊休農地の解消に努めていくという内容であり、それでもなお改善されない場合は、市町村長が遊休農地の所有者に必要な措置の勧告等を行うことができるようになったということであります。

その法改正を受けて、農業委員会では指導の方針、指導の内容等を定めた遊休農地に関する指導要領及び要活用農地の指導に関する手続き規程を制定し、その指導体制を整備したところであり、今回実施いたしました農地パトロールもそうした流れの中で実施したものであります。

今回実施した農地パトロールの特徴としましては、本年8月1日から9月20日までを農地パトロール強化月間と位置づけて、各地区に設立された農用地利用改善組合との共同事業として取り組んだところでもあります。その調査結果につきましては、一部調査票の整理が未了の地区もありますので、中間的な数字ではありますが、現段階では件数で227件、面積にして約32.8ヘクタールの遊休農地が確認されております。最終的な調査結果ではさらに伸びることが予想されるのではないかと考えておるところであります。

特徴といたしましては、中山間地を抱えております白岩地区、それにまた柴橋地区が多くなっているようでございます。

次に、法改正後の運用、取り組みについてですが、このたびの法改正の主眼とするところは、優良な農地の区域に存在する遊休農地を最終的には認定農業者など担い手に耕作する権利が移動し、遊休農地の解消を確実なものにすることを視野に入れた改正であると理解をしているところでありまして、まずは農業委員自らが遊休農地の所有者の意向調査を行い、その原因を整理して、利用権の設定を行うことが望ましいと考えられる場合は、相手方の紹介、あっせんなどを行うなど担い手への利用集積を円滑に進めていくことが肝要と考えているところでございます。

従いまして、農業委員会としては、現在のところ市町村長への通知要請の前の段階で解決すべく、あくまで農業委員による直接の相談指導に重点を置いた取り組みを展開していきたいと考えているところであります。

次に、農地改良や転用後の諸問題についての質問にお答えいたします。

農地転用や農地改良の手続きの際、事前に隣接者や関係者を含めた話し合いの場を設けてはどうかという御質問ですが、農地転用につきましては農地法上県知事の許可が必要になりますが、農地改良につきましては、自らの農地を耕作しやすいようにするための改良ですので、農地法の許可は不要となっております。

ただ、近年農地改良と称しまして、道路より極端に地盤が高く盛り土されるなどの造成が見受けられました。そのため、農業委員会では平成14年度に寒河江市農地改良指導要領を制定し、耕作土の深さや農道

からの高さなどを規制して、周辺農地に著しい弊害が生じないように指導してきたところでもあります。農地転用は、申請手続きの際、隣接者からの同意書は転用手続き上不要となっておりますが、農業委員会ではトラブル防止のためにお願いという形で隣地者の同意書をいただいているものでもあります。これにさらなる話し合いの場を課することは、法令上困難と考えております。

ただ、農地改良につきましては、今各地区に農用地利用改善組合が設立されておりますが、その構成員に農業委員も入っており、農用地利用改善組合が地域内農地の諸問題を協議し、解決していくにふさわしい場ではないかと考えているところでもあります。

次に、トラブルがあった場合の相談窓口を設け、行政間での調整や指導体制を強化すべきではないかという質問でございますけれども、これまでも農地にかかわるトラブルがあった場合は、農業委員会はもちろん、関係課と協議するとともに、十分連携を図って対応してきたところでありますし、当事者の事情を十分聞いて解決を図ってきた事例も何件かございます。今後もその姿勢に変わりはないところであり、適切な指導に心がけてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。



○新宮征一議長 松田 孝議員。

○松田 孝議員 答弁ありがとうございました。

この集落営農に対する取り組み方が、寒河江市としては非常におくれたかなと思っております。実際この振興計画、第4次振興計画の中では、非常に前から集落営農の構築ということでシステム化していくという方針を示していましたが、これまで何にも取り組まない状態で、今回の市長の所信表明の中で集落営農ということ提起になっておりましたけれども、もう少し早い段階で国の動きがあったわけですから、もう少し実態を掌握して前向きに検討すればこの混乱はなかったかなと思っております。今やっぱり農家自身非常に困惑しております。

それで、どういうことかということ、やっぱりこの経営安定対策は、農家にとって経営安定となるのかということが具体的な問題なんですけれども、実際我々現場に行って話しても、具体的なプラスになるような話ができないというのが今、JAあるいは当局からの担当者もそうでありますけれども、実態としてはそういう実態なんです。

ですから、これWTOで再開されて、また新たな動きになって価格が下がれば、それなりのある程度評価されるかもしれませんが、今は凍結状態で今後どうなるかわからないし、またこの問題ですけれども、価格保証と言いますが、3年間の価格の実績を基準にした補てんでありますから、実際にはWTOで関税が引き下げになって単価が下がれば、それが基準になって、価格補てんという形はならないと思うんですよね、実際は。

だから、この辺の対応、逆に言えばこの価格下がった場合にどうやるかというのは非常に問題あるんですけれども、こういう政策に対しても、今産地づくり交付金などもありますけれども、今その段階で19年から21年までは確保されますけれども、それ以後の対策がないわけです。そして、今回産地づくり交付金などについても、実際どのくらい交付があるのか。国が示すおおよその予算はかなり下がっています。ですから、市町村でそれをどう配分するのかこれからの課題と思っておりますけれども、やはり来年度の生産に向けたいろんな農家が構想を練るわけですから、やはりこの産地づくり交付金などもきちっとした御答弁をあるかと私は期待していたんですけれども、まだこの結果というか、内容まで具体的に踏み込んだ交付金の金額というのは出てこないんでしょうか。この辺についても再度お聞きをしたいと思います。

あとこの担い手を育成するという形は、当局はとっておりますけれども、実際認定農業者も最近減る傾向になってきておりますよね。こうした問題で、本当に今のこの経営安定対策の中で担い手が確保されるのか。今集落の営農組織でいろいろ私も回っておりますけれども、非常にリーダーがいなくて困っている状況がひしひしと感じられます。実際その対策として、地域としては、今市長からも答弁ありましたけれども、18の集落を今構築に向けて考えているとありましたけれども、当初は35か36の範囲で農用地利用改善組合で計画をしていたんです。ところが、やっぱりこの18という数字は、その集落で実際リーダーがいなくてやはりできない問題、あと耕地面積が20ヘクタール以上確保できない、そういうもろもろの問題があつてなかなか実態としては話が進んでいないんですよね。だから、今回はこの辺の支援対策を私は求めているんです。

実際、時間をかけて担い手を育てていくというのは、これは基本でありますけれども、実際今現場ではそういう状況で、やっぱりその対策としては、結果的に集落の範囲をぐっと広げて、白岩地区を対象に挙げると、最初は白岩地区は5地区で一つの集落それぞれを設ける計画でありました。しかし、実際となれば二つが三つぐらいしか立ち上げることができません。それはやっぱりリーダー不足、あと山間部において

は耕地の面積の確保ができない、こういう問題が実際にあるんです。

ですから、こういう問題をもう少し真剣に受けとめて、その集落に対してどうした支援対策、やはり20町歩に満たない地域でもある程度特例がありますので、それらの特例をうまく活用するような指導体制もあれば非常にいいと思うんですけども、そこらも示さないまま、当局もこの経営安定対策の中身がやっぱり具体的に細々としてやっぱり難しい感じがするんですよ。

ですから、具体的に目標を示さないというところが一番現場では困惑しているんです。ですから、この辺についてももう少し指導の強化をお願いしたいんですけども、その辺についての取り組みをお願いしたいと思います。見解を伺いたいと思います。

あと寒河江市は、特に寒河江型農業ということで、今水田対策の方にだけ話は行っていますが、結果的に今までやってきた家族経営の中で複合経営が寒河江市は進んできたと思っております。ですから、この辺見ますと、実際家族型農業を別にしてこの集落営農に取り組むという方と、いろいろセットに入っていく人というんな形で今集落では複雑な中身であります。

ですから、やはり意欲を持って家族型農業をやっていくという人も実際はかなりいるんですよ。ですから、こういう家族型の政策、きちっとやっぱり私は、寒河江市として検討すべきだと思います。これ単作地帯だったらある程度そういう集落営農でカバーできると思うんですけども、複合経営の中ではこれは非常に困難です、実際は。ですから、この辺の問題もう少し当局として真剣に検討していただきたいと思います。

あと特に、いろいろな支援対策を私は求めたんですけども、やはり国の政策である程度やれないことについては、やはり食糧・農業・農村の基本計画でもうたっていますけども、地方公共団体の責任として、やっぱり国の施策で補完できない部分は、ある程度やっぱり寒河江市独自の支援をやっぱり具体的に検討する必要があると思うんです。

それと、やっぱり農家自身の努力を評価して、それに支援していくというのも必要だと思っております。その点などもこの基本計画に盛り込まれておりますので、やはりこの点ももう少し具体的な支援体制、言葉だけで支援と言ってもありませんから、具体的な取り組みを少し検討していただきたいと思います。今紅秀峰などは非常に進めておりますけども、水田農業に対しても特別な支援が私は必要だと思っております。その辺について伺いたいと思います。

あと農業委員会の会長に伺いますけども、この農業経営基盤強化促進法に基づいて、やはり市町村との基本構想というのは立ち上げて、やはり耕作放棄地だのこういう対策をきちっとやるようになっていきますけども、今後やっぱり地域の農業のあり方ということで、耕作放棄地になっている土地の有効活用ということも、もう少し農業委員会としてやっぱり指導のあり方も検討していただきたいと思います。

まず、農用地としてまず難しい農地ありますよね、山間部に行けば。そうした対策をやっぱり杉とかそういうのでなくて、やっぱり山菜とかいろんな新たな品目もありますので、そういう対策に向けて具体的に問題提起をして、農業の振興に役立つよう指導をお願いしたいと思います。

あと最近山に返すということもありますけども、やはりこれは鳥獣害対策とか、緑化の推進を踏まえた農地の利用をきちっと対応するように、今後構想の中に組み入れていただきたいと思います。

以上で、私の第2問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 大転換の農業政策がスタートさせられるといいますが、スタートするわけでございますから、じゃ、今までやってきたこととの整合性というようなことがまず問われるわけでございますけれども、寒河江では第4次振興計画におきましては、御案内かと思えますけれども、基本計画の中に農業振興という項目を取り上げておきまして、その中には集落営農システムの構築と、こういうことを第1番目に掲げておるわけでございます。

そんなことから、これまでも農地保有合理化事業、いわゆる農業委員会による農地のあっせんやら利用権の設定など、それからまた流動化支援事業、いわゆるこれは認定農業者の規模拡大に対する助成と、こういうものをいわゆる農地集積というものを進めてきたわけございまして、そういう中での具体的にはミニライスセンター、石持にはございますし、あるいはさくらんぼ管理センター、これも市内で3カ所ほどございますし、あるいは水稻のじかまき用の機械の導入など、補助事業による集落営農基盤施設の整備には取り組んできたなど、このように思っております。

また、集落営農の推進母体としましては、農地集積や農作業の受委託促進など農地の効率的な利用というものを促進するため、農用地利用改善組合というものを市内の9地区にも立ち上げてきたところでございます。

それから、御案内のように今回の制度というものは、申すまでもないかと思えますけれども、これまでの農作物の価格の保証ということは、これはWTOで価格保証というものはこれはまずいんじゃないかと、こういうことが出てきているわけございまして、そういう意味におきまして経営の所得に対する保障というように形が変わってくるわけです。

じゃ、これをだれが主体となってこういうことをするかといえますと、一つは認定農業者でございますし、それから一定の条件を備えたところの集落営農と、こういうことになりまして、それで米だけじゃなくて、米、大豆、てん菜とかバレイショとかあるいは麦と、こういうものをそれぞれの収入をプラスして減収した場合の補てんと、こういうような形をとるようになってくるわけございまして、ですから大きな転換と言えますが、でもこの認定農業者を推進してきた、認定農業者をさらにふやして充実していかなくちゃならないということは、これは私は変わりはないと思っております。

それから産地づくり交付金、これにつきましては、第1問において答弁を申しあげましたが、これは18年度並みに進んでいくのではなからうかなと、このように思っております、対象作物、大豆、エダマメ、ネギ、アスパラ、花木、そして団地化とかバラ転とかと、こういうように交付金などもなっていくのではなからうかと、このように思っております。

それから、リーダー不足でございますけれども、リーダー不足で三十二、三を考えていたのが18にしかならなかったんでないかと、こういうことございまして、やっぱりこういう新しい時代となりますと、やっぱりそれを推進するというようなことは非常に難しい分野もあろうかと思えますし、あるいはリーダーとしてそれに取り組んで、先駆的あるいは前向きに取り組んでくださるという方は非常に大事な方ではなからうかなと、このように思いますが、やっぱり寒河江全体の農業というものをこれを確立していくには、これはやらなくちゃならないと、国の農業政策というのは3年かあるいは5年ごとに目まぐるしい、猫の目のように変わっていくということで、そういう面での不安というものはあろうかと思えますけれども、少なくとも国際的に非常に縛られてくるところの日本農業、そしていわゆる農地の集積を図

って、そこで農用地の集約をやって収入を上げていかなくちならないということを考えて、そういうことに着目しながら今回のこの集落営農というものに当たっていただきたいもんだなと、このように思っております。

それから、寒河江型農業というものは、これは私は何もこれが集落営農が進むから、今までの寒河江型農業あるいは観光型農業と、こういうものをなくしていいとかあるいはそれを没却して差し支えないんだと、こういうことは思っておるわけじゃございませんでして、やっぱりこういう国対国あるいは産地間競争というものが激化する中で、競争力に強いところの農業経営基盤というものをこれを確立しなくちゃなりません。

そして、市の主力作物であるところのさくらんぼ、新しくまたつくってくださっておりますところの紅秀峰のこれはブランド品としての奨励、それから消費者のニーズ、市場ニーズというものを踏まえたところの販売計画に力を入れて、攻めの農業というものを展開していくということは、これはこれまでどおりやっていかなくちならないと、このように思っております。

また、今申しあげました大豆とかエダマメとか花木などの転作振興、あるいはこの寒河江川でのきれいな水でつくられたところの米の産地、こういうことにつきましては、農用地の利用集積とあわせて、関係団体あるいは農業生産者一体となって推進していく必要があるのかなと、このように思っております。

以上でございます。

平成18年12月第4回定例会

- 新宮征一議長 農業委員会会長。残り時間が少なくなっておりますので、簡潔に要領よく願います。
- 佐藤勝義農業委員会会長 御指摘をいただきました遊休農地の有効活用ができるように、認定農業者等々との話し合いなどを今後進めながら、今後も指導強化に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○新宮征一議長 松田 孝議員。

○松田 孝議員 時間も無いようですけども、実際家族農業経営をやっぱりある程度育てて、やっぱりその中から担い手を探すということを基本方針に据えてやってもらいたい。

そしてあと集落営農については、余り100パーセント加入を見込まないで、やっぱり強制することなく、やっぱりその地域地域に対して具体的な支援を進めていただきたいと思います。余りぎりぎりを進めると、やはり岩手県なども非常に進んだ地域もあります、集落営農として、私も実際行ってきましたけども。逆に、集落営農を補助金絡みでぐんぐん進めたことによって破綻した地区もあります。

ですから、そういう実態を裏表ありますけども、ですから余り今年度じゅうに目指すというわけでもないんですけども、少し余裕を持って、来年度に向けた取り組みなども具体的に提起をしていただきたい。余り急ぐとやっぱりとんでもないことになるし、組織が逆に農業に破綻を来すような状況もつくり上げることもありますので、その辺十分考えて進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

## 柏倉信一議員の質問

○新宮征一議長 通告番号6番、7番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

○柏倉信一議員 緑政会の一員として、通告番号に従い一般質問に入らせていただきますが、本日5番目の質問ということで、議場の皆さんもお疲れだと思います。極力端的にお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いをします。

通告番号6番、医療行政についてであります。本日トップバッターで佐藤暘子議員が質問しておりますので、重複する部分があり、また私の質問に対する答弁に近い部分もありましたが、今日の今日でありますので、当局には御理解をお願いしたいと思います。

この件については、最近山形新聞に掲載されている「医療最前線」の記事や酒田市立病院と県立日本海病院の統廃合問題などを見てもわかるとおり、自治体病院の運営が問題視され、注目されています。

さて、我が寒河江市立病院は、昭和48年に現在の場所に60床の病院としてスタートを切りましたが、経営不振から昭和62年に病院整備計画を策定し、平成元年から平成4年にかけて増改築工事を実施、その後160床の病院として診療開始、市長はじめ病院スタッフの努力で平成元年度で6万5,000人の受診者数が平成14年度では14万8,000人と2.3倍に増加、寒河江、西村山の中核病院として地域医療を担う存在となりましたが、東北、北海道地方などに見られる医師の確保や経営状態に幾多の課題が発生してきました。私なりに病院経営の実態を調査してみましたが、すればするほど病院経営の難しさを感じられ、改めて携わっている方々の苦勞に敬意を表したいと思います。

中でも医師の確保などは、極めて困難な課題と言えます。臨床研修制度の導入により、研修生はどこに研修に行くか希望を出すわけですが、ほとんどの研修生が都会に希望を出すという実態、都会に研修に出た者はほとんどそのまま都会の病院に勤務し、特に東北、北海道地方には医師が不足し、全国的には決して医師が不足しているとは言えない実態にもかかわらず、都会に集中している実情にあるようです。

多くの関係者の努力で、せっかく山大医学部との協力関係を築いたわけですが、臨床制度導入で肝心の山大医学部そのものに医師が足りない現状であります。臨床研修生を受け入れるには、総合病院としての機能を持っていること、すなわち脳神経外科、外科、整形外科、内科などがある総合病院で、なおかつ設備が整っていることが必要のようです。

こうした医師不足の解消策として、本県ははじめ10県の知事が大学医学部の入学定員増を要望し、ようやく認められたと報道されました。国の財政支援などの問題が残っているとはいえ、この施策が医師不足解消に効果を発揮されることを念じたいと思います。

さて、現在の寒河江市立病院の医師の数は、平成14年に常勤医師15名体制だったのが現在は10名体制であり、その勤務の内容を見ると、当直医師が毎日1名で、緊急患者を他の病院に搬送するのに同乗したり、不測の事態に備え、ほかに1名を拘束、そのほかにも担当患者の容態が急変すれば、拘束の有無にかかわらず24時間体制で対応していかなければならない実態であります。すなわち10名の医師団は、当直、拘束を含めれば、週2日は24時間拘束される計算になります。これでは、体力が衰えたと感じたとき、環境が許せば開業したくなるのは当然と言えます。収入はともかく、体がついていかなくなる、これが勤務医と開業医の大きな違いのようです。臨床研修制度やこうした勤務実態を解消するには、国策で検討してもらおうし

かないのではないのでしょうか。

経営の実態に目を向けると、2年に1度見直されている診療報酬改定によると、平成14年度からマイナス改定となっており、この報酬見直しでは患者の平均入院期間が24日以上になると診療報酬が約2割ダウンするという実情は、医療とは何ぞやという矛盾を感じるし、一方で経営的立場を考えると、患者をもう少し入院させておきたいともそうばかりいれない実情です。

ジェネリック医薬品の活用にしても、そもそもジェネリック医薬品は、確かに単価は安いにしても、ほとんどのジェネリック医薬品会社の規模が一般的に小さいものが多く、薬品の製造が突然中止になったり、安定供給に問題があり、トラブルが起こるたび別の薬品を検討していかなければならない実態であり、こうした導入には絶えず気を配り、勉強していかなければならないなど医療スタッフからすればかなりの負担となります。仕事とはいえ、常に人の命と対面し、神経をすり減らしている医療に携わる人たちの苦勞に敬意を表したいと思います。

こうした医療スタッフや関係者の努力にもかかわらず、市立病院は毎年一般会計から年間2億2,000万円を負担してなお、昨年度は1億3,000万円余りの赤字であります。近隣の西川町立病院も一般会計から1億9,200万円、朝日の町立病院は2億1,140万円を繰り入れています。医師の数は、西川が常勤4名、朝日は3名であります。また、我が寒河江市立病院の患者は、おおむね市内の患者が約6割、大江町の患者が約2割、ほか2割となっています。全国的に地方都市の厳しい財政状況の中、我が寒河江市も行財政改革に取り組んでおるさなかであり、寒河江、西村山の合併問題も暗礁に乗り上げている実態ではありますが、こうした実情を考えると、河北の公立病院も含め、寒河江、西村山全体の病院経営について、統廃合も含め、広域的観点から検討する時期に来ていると思いますが、市長として、また広域の理事長としての見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号7番、教育行政について伺います。

子供の安全や安心を脅かす凶悪な事件や出来事が、マスコミで連日のように報道されているのは御案内のとおりであり、あえて事例を挙げて申しあげるまでもないと思いますので省略しますが、本市教育委員会においてもさまざまな対応に取り組まれておると思いますし、議場においても同僚議員から幾多の提言がなされ、実行されています。こうした対策は、学校、PTA、地域など関係するすべてが連携することによって有効性を発揮するものと考えます。安全、安心のための対策に完璧という言葉はないのかもしれませんが、むしろ、これで完璧と思うことが危険なことかもしれません。

さて、あってはならないことではありますが、もし事件が発生した場合、警察、学校、教育委員会、PTAなどの連絡系統はどのように行われるのでしょうか。近年、飛躍的に発達している情報通新技術はどのように活用されるのか伺います。また、学校間の情報ネットワークはどのようになっているのか伺います。

最近では、パソコン通信もさることながら、携帯電話の契約者数が7,200万人となり、既に加入電話、いわゆる普通電話の契約者数を追い抜き、一家で複数台数の携帯電話があるような世帯が一般化しています。現役世代の夫婦は、ほとんどが共稼ぎの状況の中であり、火災情報などの伝達も携帯メールが使われている昨今、登下校時などに不審者により子供が被害に遭った場合などを想定し、緊急情報を携帯メールで配信するシステムを至急検討すべきと思いますが、教育委員長の見解を伺います。

また、GPSでの位置確認など情報機器を活用した防犯システムについても研究を進めるべきと思いますが、教育委員長の見解を伺って第1問とします。



○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時45分といたします。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時45分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

市立病院の課題解決に向けたところの対応でございますが、御案内のように医療体制や医師不足の現状については、マスコミが取り上げ、全国的に関心が高まっております。県内においても、医師不足の実態が報道されております。この中で、県立日本海病院と酒田市立病院の統合再編問題について動き出していることは御指摘のとおりでございますが、このことについては西村山地区内の病院についても考えていかなければならない大きな課題だと認識しておるところでございます。

お話もございましたけれども、うちの市立病院は昭和48年に60床でスタートをしておりまして、その後160床に増床して、高度医療機器の購入、それから救急医療患者の受け入れ、そして医療相談の実施、さらには夜間、休日診療、糖尿病教室などの保健事業の実施によりまして、西村山の中核医療機関として、また2次医療機関として、皆様から御利用いただき、患者数も伸びてきたわけでございます。

しかしながら、最近の2年に1度見直されるこの診療報酬のマイナス改定や医師不足、そして患者数の減などにより、自治体病院の経営が大変厳しい状況を迎えております。寒河江市立病院の平成17年度の決算は、御案内のように1億3,680万円の欠損金が生じていますが、県内自治体病院決算統計集計の平成17年度の状態を見ても、県内24自治体病院のうち17の自治体病院が欠損金を生じております。また、全国の病院の約3分の2が欠損金を生じていることが報告されております。

そのマイナス要因としましては、御指摘もありましたけれども、一つは診療報酬の改定による平成14年度からの連続マイナス改定となったことですが、平成18年度の改定では特に入院基本料の見直しで、入院日数を短く制限され、これまでの平均在院月数が26日から24日に短くなり、4月と5月の入院収益は1割以上のマイナスとなりましたが、6月からこの在院日数をクリアできた経過がございます。

次に、それから医師不足が挙げられます。この医師不足の大きな原因となっているのが、話もございました平成16年度にスタートした臨床研修制度によるものでございます。これは、2年の研修を終えた研修生が、研修先の大都市の大学医学部や臨床研修病院から出身地方大学医学部や地元に戻ってこないことから、医師不足に拍車をかけているものでございます。

市立病院の医師は、平成14年には15人の常勤医師がおりましたが、その後平成17年度には13人となり、今年度に入り3人が退職し、現在は10人となっております。非常勤医師を山大医学部から派遣いただいておりますけれども、常勤医師の派遣を引き続き要請しているところでございます。また、県当局が11月からスタートをさせましたドクターバンク事業に登録し、医師を要請しておるところでございます。

また、市立病院における常勤医師の異動や、投薬期間の原則廃止による長期投与によるところの患者の減少、患者の高齢化による入院期間の長期化に伴う入院基本料の減少、それから高額な医療機器の購入に伴う減価償却の償却終了などによる収益の減少がございます。

一方、経営改善に努力しておるところでございます。

その一つとしては、平均在院日数の影響を受けない亜急性期病床をふやして収益を上げております。それから二つとしましては、外部からの接遇監査というものを受け、全職員を対象にした研修を開催しており、これを機会に患者さんに対するところの接遇の意識を徹底し続けていくことにしております。それから、患者さんのプライバシー保護のため、内科と整形外科外来の間仕切り改修をするとともに、アメニテ

ィー向上のため、廊下など環境を改善しております。四つには、病院スタッフと患者さんとの信頼関係を構築するため、各セクションごとに職員を紹介するコーナーを設けております。

以上のことから、今後の病院経営のあり方については、佐藤議員にもお答えしているとおり、市立病院のみならず、西村山管内の二つの町立病院、県立病院や近接の高次医療機関を含めたこれら公立病院の広域的な運営のあり方を県の方にも申しあげておりますので、県及び西村山全体で考える必要があろうかなと、このように思っておりますのでございます。

以上です。

○新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 児童生徒の安全、安心対策についてお答え申し上げます。

基本的には、学校、家庭、PTAや地域住民などが互いに連携を図って一体となって防犯活動を推進することが犯罪の抑止効果を生み出し、それが子供たちにとって安全、安心なまちづくりになると、このように考えております。

これまでこれらの活動を推進するために、各学校に情報を提供し、支援を行うとともに、寒河江警察署、市市民生活課の生活安全係等と連携をとりながら、地域が一体となった体制が充実するよう努めてまいりました。

緊急の連絡、緊急連絡というのは、主として事件や事案が発生した場合の具体的な対応の一つであり、これらを整備すると同時に、まずこのような事案や事件が発生しにくい社会、これをどのようにしてつくり出していくのかを考えて対策を進めてきたところでございます。

このようなことから、地域との連携を深めた防犯体制の確立を図ってまいりましたが、御承知のとおり現在ほとんどの小学校区に子ども見守り隊が結成され、学校と保護者だけではなく、地域挙げて子供を見守る体制が整うとともに、事件や事案の起こりにくい地域づくりに大きく貢献していただいていると考えております。

さらに、これらの見守り隊がさまざまな情報を積極的に交換する中で、市の防犯協会の方々の御協力や地域学校安全指導員の御協力を得て、全市的な取り組みになるよう連携を図り、成果を上げているところであります。おかげをもちまして本年度は不審者による声かけ事案が、一昨年と比較して26件から今日現在で6件と激減しており、これらの事案が発生しにくい地域づくりが推進されていると考えております。地域を挙げた取り組みの大きな効果を実感し、感謝を申し上げたいと思っております。これらの活動が、今後さらに地域に深く根づいたものになるよう推進していきたいとも考えているところでございます。

一方、児童生徒への指導といたしましては、自らの危険を回避する能力を育てることも重要だと考えております。このようなことから、各学校では寒河江警察署の生活安全課の方や青少年専門員などをお招きして、実際の場を想定しながら、危険を回避するにはどうするかなどの具体的な学習会を実施し、児童生徒が自ら判断して安全な行動がとれるよう指導しているところでございます。

次に、実際に事件が発生した場合の連絡系統についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

万が一事案が市内で発生した場合、地域の方々が該当する学校に連絡するかあるいは警察に通報することになります。学校が情報を察知した場合、直ちに教育委員会に連絡が入り、教育委員会では各学校に危機意識を高めていただくために、ファックス通信を使って情報を発信します。これは、電話対応では時間がかかること、担当者がその場を離れられないこと、メール配信では一斉に送信はできるのですが、それに気づいて開いて見てくれないと、いわゆる即時性が失われるということが理由でございます。

これらの緊急情報を受信すると、各学校は必要に応じて、当該児童生徒の保護者はもちろんのこと、PTAの役員や地域の見守り隊員の方々に電話連絡等で対応しております。警察と学校は、緊急性の度合いに応じて電話連絡かファックスでいつでも連絡が入る体制になっており、教育委員会と各学校は基本的にファックスで緊急連絡する体制になっております。

学校間の情報ネットワークは、その緊急性や情報量に応じて、ファックスで一斉送信をしたり、校長会

等の連絡網を活用して電話で連絡したり、インターネットのメールを活用したりしております。

さて、御質問の中に緊急情報を携帯電話にメールで配信するシステムを至急検討すべきということについて、これがありましたのでお答えいたします。

携帯電話に電子メールで情報発信するそのねらいといたしましては、緊急事態の発生を速やかに登録した方々にお伝えし、対応していただくこと、多くの方々に事案を周知することによって危機意識を高めることなどが挙げられます。電子メールは、情報を多くの方々に伝えるという面では非常に有効であり、すぐれていると考えております。実際に活用している先進地の実践例を参考に検討したところ、この点については目標を達成していると、このように聞いております。

しかしながら、メールで発信する以上、誤報をお伝えするわけにはいかないので、警察の事情聴取の結果を受けて発信する体制をとっているそうです。そのために、情報の発信が翌日になることもあり、速やかな対応を期待するには難しい面があるなど課題もあるようでございます。

安全な地域づくりを推進するためには、さまざまな取り組みをすることが大切だと考えておりますが、このようなことから、携帯電話の電子メールによる不審者情報の提供については、保護者のニーズなども考慮に入れながら、今後さらに検討していきたいと、このように考えております。

また、GPSでの位置確認など情報機器を活用した防犯システムにつきましては、一部商品化もなっておりますけれども、管理システムをどこに置くか、どのような活用範囲にするかなど、まだまだ検討を重ねなければならないこともあり、今後さまざまなケースを含めて、広く実態に応じてどうあるべきか研究してまいりたいと思います。

これらのことは、教育振興計画にもまとめましたが、今後さらに児童生徒を見守る地域の目のネットワーク化などに取り組み、必要なものについては積極的に取り入れながら、さらに安全な地域づくりに向けて推進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 1問に対する答弁をいただきました。

医療行政については、私の提言御理解いただいたというふうに解釈しておりますし、大変ありがとうございます。環境が許すのであれば、本来地方自治体が独自で病院経営ができれば、それは一番よいというふうに私も思いますし、そうあってほしいとも思うわけですが、1問でも申しあげましたとおり、市長はじめ病院スタッフの必死の努力でこれまで頑張ってきていただいているわけです。やっぱり医師の確保、財政問題などを考えると、実態は極めて厳しいと言わざるを得ない状況ではないのかなというふうに思います。

西郡の開業医さんの軒数なんかを見ても、もう西川町では開業医さんが一軒もいらっしやらない、大江町、朝日町が3軒、寒河江が30軒の開業医さんがいらっしやる。いろんな観点から病院の機能分担、広域的観点と関係者がこういうふうなことも踏まえた中で、いち早く対応を検討していかなくてはならないのではないかなというふうに私は思うところです。かなり広範囲な対象になるということ踏まえれば、当然それだけの御理解も得なくてはいけないというふうに思いますし、一朝一夕進むような話ではなかろうかなというふうには思いますけれども、余裕を持って対応できるほど現場は楽ではないのではないかなというふうに思いますので、いち早い対応を期待をしたいというふうに思います。

教育行政について、何点が質問をさせていただきました。これは、これから先の時代というのは、どうも教育委員長のおっしゃることもわかるんですが、いわゆる在宅オフィスの時代になるとういうときに、ファックス対応でどうなのかな。子供らにはデジタル・ディバイト、いわゆる情報格差というものも踏まえた中で教えていけなくちゃいけない時代に来ているのではないかなというふうに私は考えるわけで、パソコンにメールを送っても果たして開くかどうか、見るか見ないかわからない。見るか見ないかわからないというスタイルそのものが問題はないのかなというふうに私は思うわけで、そこら辺こそ逆に先生方がその感覚ではちょっと生徒はどうなるのかな。これからの時代には私は合わないような気がするんですね。

その辺から逆に、基本的な考え方を変えるべきではないのかなとちょっと思うわけですが、山形市の子ども安全情報ということで配信した一例を申しあげると、10月29日昼12時ごろ、J A山形駅周辺で女子中学生が男から声をかけられ、つきまとわれるという事案が発生しました。双葉町二丁目地内の交差点で信号待ちをしていた女子生徒が自転車に乗った30代の男から肩をたたかれ、「ねえ、ねえ、かわいいね」と声をかけられました。女子生徒は、怖くなり、その場から走って逃げました。その後、友人との待ち合わせ場所である山形駅東口へ向かったところ、西口の地下道で同じ男とまた出会いました。走って待ち合わせ場所まで逃げましたが、男は太い柱の陰に隠れてしばらく様子をうかがっていたとのことと。引き続き登下校時の安全確保に御留意及び御協力ください。こんなぐあいの配信がされているわけです。

これは、山形市の場合は、今年の2月2日からですか、導入されたシステムということで、その登録されたアドレスの数が約半年間で5,000件ぐらいあった。現在は約7,000件ぐらいあるというふう言われておるようです。

事実確認までやって配信するか、あるいは経費や労力の点で問題はないとは言えないかもしれませんが、私今紹介した内容を聞いていただいておりますけれども、最初から完璧なものを求める、そこまでいなくてもいいのではないかなというふうに私は感ずるところがあるんですね。

IT関係だって、パソコンから主流がもう完全に携帯電話に変わっているというふうな実態というか。

近い将来必ずこういうシステムが求められるのは、私は間違いないのではないかなというふうに思うわけで、登録されたこのアドレスの保護、個人情報の管理に細心の注意を払えば、具体的には要はパソコンから携帯メールが受け取れる設定になっていれば実行可能なわけで、あとは送受信のアドレスの登録作業のみで、別に多額の経費もかからないのではないかなというふうに思います。

最初は限られた情報でも、子供たちが具体的にどういう環境にあるのか、どういう事件が身近に起きているのか関係者が情報交換して、迅速に父兄あるいは関係者に知らせるだけでも価値のあるものではないかなと私は思うわけですが、まず完璧なシステムでなくても、いずれ必ずこういうものが要求されるのではないかなというふうなことを想定した場合、まずは取り組んでみるということは、価値は十分あるというふうに思いますが、再度教育委員長の御所見を伺いたいと思います。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 2問目にお答えしたいと思います。

私、先ほど1問目では三つの観点からお答え申しあげました。子供を守る地域づくりの観点であります、一つは、これには、言葉悪いですけども、地域の多くの目と心のネットワーク化ということだというふうに理解してお話し申しあげました。二つ目は、子供自身の安全を守る能力、これを育てていくこと。本来私が見たような気持ちでは大変残念な、こんなことじゃなくてひとりでに守られるべきものだと思いますけれども、やはり子供自身が安全を守る、そういう緒言的な能力を養わなきゃならぬということでもあります。三つ目は、子供を守るための情報の共有と安全確保手段の確立ということで申しあげました。

今2問目では、その最後の方の子供を守るための情報の共有、そして安全確保手段の確立ということでの再質問でしたが、本市として山形市のことについての情報も提供いただきました。本市の情報提供、そして情報共有のあり方については、具体的な場面をよく知っている担当課長の方から答えさせたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。



○新宮征一議長 指導推進室長。

○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 じゃ、お答えいたします。

現在のさまざまな情報伝達の方法ですが、委員長の答弁にもございましたが、さまざまな取り組みを進めて、重複したものをどんどん取り入れていくことは大事だというふうには考えております。だから、ファックスで送信した上でもメールなどで必要性があればどんどん送信することも検討していかなければいけないというふうには考えております。

ただ……ただというところちょっと語弊がありますが、先進地の事例2例申しあげますが、どちらも共通していたことがございました。3月に同様の御質問がありましたので、その後ずっと検討を重ねてきたわけですが、その中で、先ほど申しあげたように私たちはメール活用のメリットを緊急事態に対して緊急連絡するための即時性を求めること、それから事案の周知徹底を図り、危機意識を醸成していくことというふうに定めて、その観点から検討したわけでございますけれども、先進地2例、寒河江市の近隣ですが、問い合わせたところですが、どちらも事案の周知徹底、つまり地域の危機意識の醸成には大きな役割を果たしているだろうという評価をしていると。ただし……

○新宮征一議長 室長、マイク前の方に向けて。

○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 即時性につきましては、先ほど申しあげましたとおり、どちらも夕方事案が起こる場合が多いですので、発信が翌日になってしまって、正直申しあげると新聞報道の方が早く、それに対する苦情もたくさんいただいているところだという回答をいただいたところです。

私たちが今ファックスで送信すると、緊急時の場合、各学校では電話でももちろん保護者に連絡しますし、危機意識を醸成するためには翌日プリントにして保護者並びに地域に配布するという方法でやっております。その方法で今想定される段階では十分なのではないかなというふうには考えているところですが、なお検討を進めていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 意思の固い教育委員会ですから、一たん出てきた答弁がそうたやすく変わるとは私も思っておりませんが、ただ、ちょっと考え方が基本的に私と違うのは、形にはまったものでなければ情報として出せないんだと、手続き上完璧なものでなければ流せないんだということもわかります。それは立場上の問題もあろうかというふうに思います。

逆に、私が言っているのは、これはこのアドレス云々というのは、必ずしも教育委員会が事故、事件として扱ったものだけを流すというんじゃなくて、さっきの山形市内の配信されたものをあえてここで御披露申しあげたのは、要は双方向ですから、子供が親に入れたものを親が教育委員会にこういうことがありましたよというようなものが入ってくるという可能性だって往々にしてあるわけです。

私言わんとすることは、要するに隠れた部分は表に出てこないんじゃないんですかと。表に出てこない部分を皆さん方に披露できるということだってあるんじゃないかなと、情報として回せるということだってあるんじゃないかな。それは、事件になったものは当然のことながら、それは警察なりあるいは学校なりあるいは教育委員会なりが当然対応されると思いますけども、現実には具体的にはこういうこともあるんだよという事例は、それはいじめの問題にしても何にしてもそうですけども、公になったときというのは大体もう手おくれだと、もう形として、事件としてもうはっきりしているわけですから。だから、そういう意味合いのものももっと小さなうちから吸い上げるという部分だってあるんじゃないかと。

だから、私は完璧なものを、完璧なものをというふうに考える必要はこの時点ではそう固執することはないんじゃないかなというふうに申しあげたのはそこにあるわけですけども、だから逆に子供らが今どんな小さなことであってもこういうことがあったよ、ああいうことがあったよ、ただ単に声をかけられただけで、これは事件扱いにするのかと言ったら、それはしないと思いますよね。また、よほどはっきりした形で上がってくればそういうことはないわけですから。しかし、現実にはそういうものが事件に発展するということだって多々あるんじゃないか。

だから、要は私申しあげたいのは、くだいようですが、子供を取り巻いている環境が微妙に動いているような情報を有効活用するという意味合いからも配信システムは価値があるんじゃないでしょうか。

もう一点は、そういったシステムになれるということがまず一つあるだろうということと、とにかく父兄はほとんどの場合職場にいるというふうな感覚からすれば、携帯メールに来るものは間違いなく受け取ると思うんですね。さっきのパソコンやファックスと違うというのは、パソコンに配信したものは受け取らないという可能性は確かにある。たまたまそのパソコンの前に座っていなかったというのは大いにあるわけですから。そういう意味合いからすれば、携帯メールはほとんどの今の親御さんであれば見るんじゃないかな。だから、それを見ることによって、子供たちがどういう環境にあるかというものを理解してもらうにはいいんじゃないか。

これ以上申しあげて答弁を期待しても、大体同じではないかなというふうに思いますし、私の意図するところは御理解いただいたというふうに思いますので、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

散 会 午後3時18分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

平成18年12月8日(金曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊廣	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
14番	佐藤良一	議員	15番	佐藤暘	議員
16番	川越孝男	議員	17番	内藤明	議員
18番	那須稔	議員	19番	佐竹敬一	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	伊藤忠男	議員

○欠席議員(1名)

13番	高橋秀治	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	助役
安孫子勝一	収入役	大沼保義	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併)選挙管理 委員会事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課行財政 改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	市民生活課長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	建設課都市 整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	学校教育課長	菊地宏哉	学校教育課指導 推進室長
工藤恒雄	生涯学習スポーツ 振興課長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	監査委員 事務局長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成18年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成18年12月8日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成18年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再　　開　　午前9時30分

○新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、高橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、12月6日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成18年12月8日(金)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	今後の寒河江のまちづくり構想について	寒河江市都市計画マスタープランが作成されていますが、その計画に沿って次代を担う子供たちに誇れるまちづくりを、今後どのように推進していくのか、以下のことについて市長の見解を伺います マスタープランは30年の長期にわたるプランですが、策定時と違い厳しい財政や本格的な少子高齢化などの時代を迎えており、このプランについて現在どのように考えているのか 長岡山を中心とした寒河江公園を、本市のランドマークとして位置づけ整備を計画していますが、その具現化について	4番 煤 津 博 士	市 長
9	行政一般について	チェリークア・パーク事業について	17番 内 藤 明	市 長
10	本市の財政問題について	市債現在高の状況をどう見ているか 実質公債費比率への対応について 過去、現在、未来を踏まえた財政運営とその改善の方策について	20番 遠 藤 聖 作	市 長
11	教育行政のあり方について	16年間の中学校給食問題に対する教育委員会の対応と経過を踏まえて、教育行政に携わるもののあり方について 問う 弁当販売方式の教育的意味について		教育委員長
12	少子対策について	不妊治療に対する助成について 子育てサロンについて 病後児保育について	18番 那 須 稔	市 長
13	教育行政について	学校における食育の取り組みについて 放課後子供教室について		教育委員長



## 榎津博士議員の質問

○新宮征一議長 通告番号8番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

○榎津博士議員 おはようございます。私は、緑政会の一員として、この質問に関心をお持ちの市民を代表し、自分の考えを含め、以下の質問をさせていただきます。

通告番号8番、今後の寒河江のまちづくり構想について質問いたします。

本市では、本年度から厳しい自治体運営を克服すべく取り組みが始められた行財政改革、そしてそれらの現実を見据えながらも、寒河江の将来のあるべき姿をしっかりと描いた第5次寒河江市振興計画をもとに、新たなまちづくりがスタートいたしました。地方の自治体が、現在このような状況に変わってきましたが、行政が市民の声をしっかりと反映し、寒河江の将来像を語り合いながら、平成10年3月に策定された寒河江市都市計画マスタープランについてお伺いいたします。

本市では、花と緑、せせらぎの中で四季を感じる交流、文化の拠点都市をキャッチフレーズに、30年後の21世紀上期を目標年度とした寒河江市のあるべき将来像を、都市計画の立場から描いた市の都市計画に関する基本的な方針、寒河江市都市計画マスタープランが策定されました。このマスタープランの策定に当たっては、市民の方々の意見を反映するため、市民アンケート調査を約5,100名の方々にお願いするとともに、市内5ブロックに分け、地区説明会を実施し、要望、課題を集約したものでした。

このまちづくりの手法は、市民こそが主役の基本理念を反映し、市民の意見をもとにつくり上げられ、寒河江のあるべき姿が集約されたプランであると言えます。それらの指針を基本として、ここ寒河江は、佐藤市長を先頭に市民と一体となり、さまざまなアイデアと先進的な考えを盛り込みながら、活気に満ちたまちとして築き上げられてきました。そして、寒河江駅周辺を中心市街地、チェリークア・パーク等の観光拠点、工業団地の拡張、土地区画整理や道路網が確実に整備され、現在の元気な寒河江市があります。そのあかしの一つとして、平成17年度の国勢調査において、前回の調査と比べ、県内で人口が増加した五つの自治体の中に名が挙げられております。

しかし、近年地方分権、三位一体の改革、そして平成の大合併と呼ばれた自治体間の合併推進など、さまざまな改革の嵐が吹き寄せ、社会環境は激変いたしました。また、長引く経済低迷とこれに起因する厳しい財政状況に加え、少子高齢化による本格的な人口減少の時代を迎えるとともに、経済社会のグローバル化が拡大、深化するなど、時代は予想を超える速さで推移しております。今まさに大きなうねりの中にあって、これまでの価値観や仕組みを根底から見直し、新たな時代を切り開いていかななくてはならない転換期を迎えております。

ここで質問いたします。寒河江市都市計画マスタープランが策定されてから8年余りが経過しました。先ほど述べたように、このプランの策定時と違い、厳しい財政状況や本格的な少子高齢化の時代を迎え、自治体の置かれている環境が大きく変化しております。このプランを遂行していくために、現在どのようにお考えか市長にお伺いいたします。

次に、マスタープランの第2章に都市づくりの目標の項目があり、都市づくりの基本的な考え方の中に、「駅前や寒河江公園を核とする中心市街地の整備」という文言が記載されております。そして、全体構想

の中で、「長岡山を中心とする寒河江公園は、21世紀にふさわしい自然と環境に調和する本市のランドマークとして、また市民の憩いの場として整備を推進する」と記載されております。私も、寒河江の市街地の平野部に堂々とそびえる丘陵地である長岡山は、まさに寒河江を象徴するにふさわしいと思っております。そして、この公園内には陸上競技場や野球場も設置され、スポーツの振興と相まり、多くの市民に親しまれ、使用されてきました。また、つつじまつりの時期には大勢の人が訪れ、咲きそろった花を觀賞できるとともに、長岡山からのすばらしい眺望にすがすがしい気持ちになると、訪れた方々にも高く評価されております。

しかし、近年野球場や陸上競技場の老朽化、そしてアクセス道路の整備のおくれなどから、利用したり、訪れる人が少なくなっているような感じがしてなりません。そのようなことがあってか、多くの市民から長岡山の今後の整備について問い合わせを受けますが、プランにある多くの事業の整備がされたり、具現化されてきている中で、長岡山周辺の整備については、構想が具現化されていないため、説明できないのが現況です。

ここで質問いたします。私は、この長岡山を中心とした寒河江公園の整備を、本市のランドマークとして計画に基づき、少しずつでも進めていかなくてはならないと考えております。そして、市内外の方からも愛される公園づくりを推進していくべきだと考えます。これまで佐藤市政運営の中で協働のまちづくりが提唱され、各地域でグラウンドワーク手法によるまちづくりが実現され、定着しております。

私は、この寒河江公園こそ計画段階から市民の意見を聞き、現在市民が求めている憩いの場、集いの場として協働でつくり上げていくべきではないでしょうか。現在柴橋日田線の県道拡幅工事が進められておりますが、この関連としてアクセス道路の整備などを徐々に行いながら、最終的に市民が求める公園の整備に入るのも一つの方法であると思います。次代を担う子供たちに誇れる、そして夢と希望が持てるまちづくりを展開していくためにも、この構想を具現化していくべきと考えますが、市長の御意見をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

都市計画マスタープランは、寒河江市のあるべき将来像を都市計画の立場から描いた、寒河江市の都市計画に関する基本的な方針でございます。これは、平成4年の都市計画法の改正により創設されたもので、策定に当たっては振興計画や国土利用計画に即さなければならないものとなっております。

本市のマスタープランは、第4次寒河江市振興計画をもとに平成10年3月に策定いたしまして、計画目標年次を前期、中期、長期で設定しておりまして、最終年度を平成37年度と定めているところでございます。マスタープラン策定のもととなる第4次振興計画は、将来都市像を自然に調和する美しい交流拠点都市寒河江とし、広範な交流時代の結節点にふさわしい美しいまちづくりに取り組む計画として、平成9年3月に策定したものであります。これまでこの振興計画やマスタープランに沿って、都市計画区域の拡大や寒河江駅前中心市街地整備事業、チェリークア・パーク等の拠点整備、土地区画整理事業、工業団地の拡大などの土地利用や幹線道路網、それから都市公園等の都市施設整備を実施してきており、第4次振興計画の主な事業については、目標年次である平成17年度までほとんど完了、または着手しております。

御質問の中にもありましたが、さきの国勢調査において、数少ない人口増加自治体となれたことは、市議会の皆さんをはじめ、市民の方々の御理解と御協力はもちろんですが、このようなまちづくりが功を奏したものと考えているところであります。

さて、マスタープランを遂行していくため、どのように考えているかという御質問でございますが、御意見のとおり自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、上位計画となる第5次振興計画も、地方分権の到来や少子高齢社会、人口減少社会の進行、そして高度情報社会の進展など、社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、第4次振興計画を継承、発展し、将来都市像を歴史と文化の織りなす気品ただよう美しいまち寒河江として改定しております。

さらに、国の都市計画における方向性についても、市街地の拡大から町中の活性化を図るコンパクトシティ構想に、そして景観に重点を置くことに変化しております。これらの変更を踏まえて、マスタープランの一部について見直しを検討してまいりたいと思っております。

主な見直しとしましては、将来人口フレームというものを推計し、住居系、工業系などの用途地域の適正な配置、また都市計画道路で決定から長期未着手になっている路線の機能評価などを行い、見直しを検討し、さらに都市計画上における都市景観形成と、美しい自然景観を保全していくための方針について追加することなどを考えているところでございます。

少々具体的になりますが、一つは、将来人口フレーム等を再推計いたしまして、用途地域の必要面積を予測し配置を検討する。特に住居系用途、あるいは工業専用用途などございまして、二つ目には、都市計画道路で決定から長期未着手になっている路線について機能評価を行い、一部廃止というものを検討すると。それから、歴史、文化にはぐくまれた景観形成、美しい自然景観の保全等の方針について追加すると。今も申しあげましたように、良好な景観というものは、将来における市民の共有財産でありまして、来訪者にも誇れる財産となっております。それにおきましては、例えば国道112号線から見た月山を望む景観とか、あるいは最上川沿線の周景というものを生かしたものだとか、二つには上町、六供町沿線の寒河江公園、二の堰公園等々の市街地の良好な景観とか、あるいは慈恩寺地域のあの辺一帯の

歴史的景観と、そういうものも考慮に入れなくちゃならないなと、こう思っております。

いずれにしても、まちづくりというものは歴史と文化を尊重する視点、そして気品と美しさを醸し出すような都市づくりに心がけてまいらなくちゃならないと、こう思っておりますし、目標とするところの将来都市像の実現のためにもですね、将来を託すところの若者たちの夢を乗せたところの、若者たちにも継承してもらえるようなプランであらなくちゃならない。そして、都市施設の基盤になるようなもの、そういう構想を持っておるわけでございます。

ただ、今も申しあげましたように、厳しい財政状況でございますので、事業の成功に当たっては、今後も優先順位というようなものを見きわめながら、効率的に進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、寒河江公園のお尋ねがございました。寒河江公園を計画段階から市民の意見を聞き、憩いの場、集いの場として協働でつくり上げていくべきではないかとの質問でございました。

長岡山の寒河江公園は、市街地の中央に位置いたしまして、西側に月山、葉山、朝日の山並み、東には蔵王、そして眼下には市街地が広がる眺望良好でアカマツ林に囲まれた、まさに緑豊かな本市のランドマークでございます。公園内には、野球場や陸上競技場などの運動施設のほか、つつじ園、さくらの丘、芝生広場、キャンプ場、古松の小径、寒河江市の郷土館、そして県立林業試験場や800年の歴史を持つところの寒河江八幡宮があるわけでございます。

特に、東北一の規模を誇るつつじまつりの時期には、市外からも多くの方が訪れ、にぎわいを見せており、さらに樹齢800年もの松林の中を散策する古松の小径は、二の堰からつながる遊歩道として、昨年美しい日本の歩きたくなる道500選に選定されるなど、多くの方が利用されているところであり、県内外にも誇れるものになっております。また、寒河江八幡宮では、勸請900年記念事業として参集殿の新築工事や流鏝馬、神輿関係の整備を進めておりますし、八幡の杜として充実されることとなります。

園内の維持管理等に対しましても、寒河江、西根、南部の老人クラブの皆さんによる芝生広場の除草や少年野球クラブの団員、それから保護者による野球場の除草、さらに松くい虫による被害を受けた公園に平成10年度から、寒河江ライオンズクラブや寒河江ロータリークラブ、市議会の皆さん、そして西村山植樹祭に参加された多くの市民の皆さんによるアカマツの植樹などが行われており、市民の協働の取り組みに感謝しているところであります。

アクセス道路の整備のおくれと、野球場や陸上競技場の老朽化により、利用者や訪問者が減少しているのではないかと御指摘でございますが、本市の誇れるランドマークとして、より市民に親しまれ、活用される公園を目指すには、アクセス道路や駐車場の整備、多様なニーズに対応できる野球場、陸上競技場のあり方、そして歴史的建造物の寒河江市郷土館への誘客力の向上や、八幡の杜の伝承などの充実を図ることが今後の課題であると思っております。これらの課題については、歴史と文化、スポーツレクリエーション、そして豊かな自然と景観が融合し、年齢を問わず多くの市民から多種多様な利活用が図られる公園につくり上げていくことで、本市のランドマークとして確立されるものではないかなと思っておりますのでございます。

特に、この公園内にある運動施設としての陸上競技場、それから野球場のあり方を検討する必要があるかなと、このように思います。これらの構想や整備については、財政計画等将来を見据えながら、長期計画の中で検討してまいりたいと思っております。

また、現在設置されている施設で比較的容易にできるものにつきましては、市民各層、各種団体の御意

見をお聞きしながら、グラウンドワークにより整備するなど、具現化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 榎津議員。

○榎津博士議員 第1問のお答えをいただきまして、ありがとうございました。

まず、このマスタープランにつきましては、長期のプランであります。今御答弁あったとおり、時代の背景に合わせて見直しを図りながら進めて遂行していくという言葉いただきましたので、少しほっとしているところでございます。先ほど話ししましたとおり、多くの市民の方の意見を取り入れているプランなものですから、何とか遂行に向けて頑張りたいというふうに思っております。

私も青年会議所というところで、まちづくりに携わらせていただきました。皆さんも御存じのとおり、神輿の祭典、さくらんぼパレード、市民憲章、せせらぎ物語、さまざまな場面におきましてまちづくりの先頭に立ってこれまで進めてまいりました。

近年各種ボランティア団体、そしてNPO団体、そういう方たちがまちづくりに携わって、森で言えば1本の巨木であった青年会議所が、周りの団体さんのまちづくりによって、巨木がどんどん、どんどん出てきて肩を並べてきた。まさに先頭に立っていくべき役割を果たしてきたなというふうに私も思っております。そういう形で多くの団体や個人がまちづくりを先頭に立ってやってきている。そういう時代の背景にあって、やはり行政もそういう団体や市民の皆さんから意見を聞いて進めていく時代に入ってきたんだなというふうに思っております。

市民から多くの意見を聞いて策定されたマスタープランですけども、確かにこの時代背景で見直しをされ、そして削除するものは削除していく。そういうことになっておりますけども、そんな中でそういう団体や個人の方からもう一度、見直しをかける段階で御意見を聞いて今後進めていかれるのかどうか、再度質問させていただきたいというふうに思います。

長岡山を中心とする寒河江公園の整備ですけども、私は必ず陸上競技場やグラウンドをもう一回作り直してくださいということを言っているのでは決してありません。やはり今市民が求める、何が公園に必要なのか、どういうふうになれば市民が憩いの場としてやれるか、それをもう一度最初から見直して、この時代に合ったものをつくり上げてほしいなというふうに思っております。

各地域でいろんな形で公園の整備など、市民や企業を巻き込んで整備されております。これは、佐藤市長初め当局の考えを御理解した市民が、自分たちの地域に憩いの場を自分たちの手でつくりたい、そうやって進められたものです。それが本当に多くの地域で実践されてきました。この長岡山の整備計画については、多くの市民の携わりを得て、市民の意見を参考にして計画段階から話し合いを行って、そして各地域が取り組んできた、そういうグラウンドワークによる公園づくりなどの集大成としてつくり上げていくことができないかというふうに考えております。そうやっていけば、自分たちが携わった公園、ここは私たちお父さん、お母さんがつくったんだよ、そんな形で自分の子供たちに説明して紹介していける、そんな物づくりを通じて子供たちに憩いの場として伝えていける、そういうふうにつくっていけないかなというふうに思っております。

確かに歴史的な郷土館、その利用価値とか、さまざまな部分で検討しなきゃならないいろんな部分があると思います。財政的に厳しいながらも、アクセス道路を少しずつでもやっぱり進めていかないと、なかなかその長岡山の頂点にはたどり着かない、それも十分わかっております。ですけども、先ほど言った協働でつくり上げていくというまちづくりがもう整っているわけですから、何とか実践していただきたいというふうに思います。何とか地域の方々を巻き込みながら、ランドマークとして、市民の象徴として早期

に実現してほしいというふうに考えております。これにつきまして市長の御意見があればお聞きしたいと思います。

これで第2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まちづくりには協働の精神と、これは欠かせないものだろうと思っております、第5次振興計画の中にも協働によるまちづくりというものを掲げておるわけございまして、その点は寒河江市は、私はボランティア活動、グラウンドワークということで、市政とそして市民と一体となったまちづくりというものが盛り上がってきておるといことは、大変感謝しておるところでございます。

それを具体的に、今までやってきたものをさらに生かしていくということで、長岡山の公園の話が出ておるわけでございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、都市施設としての長岡山公園、いろいろなものがあそこに体育施設から景観施設から、あるいは自然の植木等々、いろいろそこに混在しておるわけございまして、それらをどのように整理して、そして将来市民が使いやすいような、利用しやすい、親しまれるような公園ということにしようかなど。その段階で、市民からいろいろ意見を聞いてはという御意見でございますけれども、実際にあそこの公園の計画というものを立てようとする場合には、それらの課題はあるわけございまして、またいろいろ御意見を承っていかなくちゃならないものと、このように思っております。

また、アクセス道路の問題も出ましたけれども、以前にも取り上げたところでございますけれども、特に財政的な理由等々ありまして、今中途といえますか、道半ばの状態にあるわけでございますけれども、それらをアクセス道路と一体として考えなくちゃならないということでのランドマークとしての長岡山の、より生きた姿というものが出てくるだろうと、このように思っております。

以上です。



## 内藤 明議員の質問

○新宮征一議長 通告番号9番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 おはようございます。

私は、通告しているチェリークア・パーク事業について市長に質問をいたします。簡潔にお尋ねをいたしますので、市民にもわかるように御答弁を願いたいと思います。

まず、去る11月の定例議員懇談会において、市当局より、チェリークア・パーク用地の既に売却された滝の湯所有の土地に、山形県国民健康保険団体連合会の事務所を建設したいとの報告がなされましたが、その経過の詳細について伺いたいと思います。

次に、その中でも私がどうしても腑に落ちないのは、まだ売れ残っている土地があるにもかかわらず、なぜ既に譲渡している滝の湯所有の土地なのか。正確には寒河江の庄の所有というふうに言われたと思いますが、どうしても理解できません。市長には明快な御答弁を願いたいと思います。

また、その滝の湯所有の土地を国保連合会が買い求めたいというのであれば、さきの株式会社チェリーランドさがえ所有の土地を、JAさがえ西村山農協が買ったように、それぞれの当事者間で契約書が取り交わされるのが本来のやり方ではないかというふうに思いますが、なぜ本市が仲立ちをすることになったのか伺いたいと思います。

さらに、これまではクアパーク用地の市道を挟んで南側、つまり最上川沿いの民活用地については、使用目的を温泉を利用した宿泊施設などとしていたというふうに記憶をしておりますが、国保連合会の事務所ではその整合性がないというふうに私は思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。あわせてそのエリアについて、今後どのようになされる考えかについてもお伺いをしたいというふうに思います。

最後に、クアパーク用地で現在売れ残っている土地の区画数とそれぞれの面積、そして今後の見通しをお尋ねし、また既に売却をされている土地の開発見通しを伺って、私の第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

山形県の国民健康保険団体連合会から、山形市から20キロメートル圏内の市町に対し、事務所建設用地の適地推薦の依頼がありました。国保連合会からの依頼を受け、本市では未分譲である2区画と滝の湯ホテル所有の1区画の3区画を連合会に推薦し、チェリークア・パーク民活エリア内への誘致を働きかけてまいったところでございます。国保連合会では、事務所建設用地選定委員会を設置し、推薦された場所を調査され、11月24日開催された臨時総会において、本市のクアパーク民活エリア内の寒河江市大字寒河江字久保6番、滝の湯所有地を適地として選定されたものでございます。

それから、滝の湯と国保の直接取引のことでございますが、国保連合会から土地代の支払いについては、10力年の分割にさせていただきたいとの要請があったわけでございます。この要請をかなえるためには、本市の財政上の観点から、公社が取得及び譲渡していただくようお願いしたところでございます。

それから、宿泊施設のエリアと言ったこととの整合性のことでございます。

民活エリアの中の最上川沿いにつきましては、宿泊施設を誘致していきたいということで申しあげてまいりました。現在もその考えは変わらないところでありまして、誘致活動を行っているところでありますが、なかなかめどが立たないのが実態でございます。こうした中であって、今回国保連合会から打診があり、それを受け入れることによって地域の活性化に結びつくものと考えておるところでございます。

それから、未分譲地等々についてのお尋ねでございますが、未分譲の区画は久保5番、1万3,159.01平米、約4千坪と、久保7番、6,609.74平米、約2千坪の2区画でございます。これらの今後の見通しであります。現在それぞれの区画について誘致活動を展開しているところであり、できるだけ早い時期に分譲していきたいと願っておるところでございます。

また、今分譲して操業開始していないところもあるわけでございますけれども、現在2区画あります。J Aさがえ西村山の分があるわけでございますが、これは平成19年度から事業に着手するため、内容の検討などの準備を進めていると聞いておるところでございます。また、さがえ土地建物の所有の分につきましても、利活用の検討が行われておるということを聞いております。

以上です。

○新宮征一議長 内藤議員。

○内藤 明議員 1問にお答えをいただきましてありがとうございます。

何点か、さらに詰めていかなければならない点がございまして、再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、一つは、今なぜ国保連合会の事務所なんだというふうなお尋ねに対して、民活用地の使用目的はこれまでどおり宿泊施設を誘致したいという考えには変わりはないが、それを誘致することによって活性化が図られるというようなことであったわけでありまして、これは私は実質的な大きなクアパークの計画の変更に当たるのではないのかなと、こういうふうに思っております。このことによつてですね、また自動車学校とは違った意味でクアパーク構想全体に、大変大きな影響を与えるというふうに思っています。

といいますのは、御承知のように第4次振興計画の中で、滞在型観光施設であるチェリークア・パーク計画を強力に推進し、そして既存の宿泊施設についても整備拡充を推進するというふうなことがうたわれ、またそれを受けて第5次の振興計画が策定されたわけでありまして、その第5次の振興計画の中でも、民間活力によるチェリークア・パーク民活エリアの整備促進を基本計画の中で、具体的にそういうふうに挙げているわけでありまして、そのことはつまりあの場所に温泉を利用した宿泊施設を集中させることによつて、温泉場としての効果を私はねらっているというふうに思いますし、そういうことからすれば、明らかにそれと反することになるわけでありまして、あいている土地に建物が建てられて、職員が150人ほどであるそうではあります、それによつて活性化されるから、それでいいんだというわけには私はいかないというふうに思います。

要するに、こういう施設では私はクアパークというふうな名には値しないのではないかというふうに考えますし、こうした事務所を建設するといいますか、誘致するということになれば、既にこのチェリークア・パーク計画は私は破綻しているのではないかとこのように言わなければならないというふうに思います。そういう意味で、破綻しているというのが言い過ぎだとすれば、それに等しいというふうに言わせていただきたいというふうに思いますが、市長はそのことについて自らの責任について触れながら、市民に対してクアパークに対してそういうふうなものを建てることについての理解を求めることが、市長としての責務だということには私は考えますが、市長の見解を求めておきたいというふうに思います。

計画が既に破綻しているに等しいというふうに申しあげましたのは、こうした温泉を利用すべき計画のところに、そうでない施設が建てられることによつて、既に大きな投資をしている、またそれによつて進められてきた、例えばこの前もありましたが、給湯の計画、つまり分湯計画をして、それのとおりにならなくなるわけでありまして、それを今現在温泉を利用しているところ、あるいはこれからもあるかもしれませんが、そのところだけでそれをペイしようとするのであれば、給湯単価はかなり上がってくるというふうになるわけでありまして、今給湯を受けているところでは、分湯をされているところでは、こんなはずじゃなかったと、こういうふうになるのが、とどのつまりそういうふうになっていくのではないのかなというふうに思っております。

そういうことについて、今民活エリア開発連絡協議会ですか、そこではどういうふうな話になっているのか教えていただきたいというふうに思いますし、それから、もう当初からするとかなりメンバーが変わっているというふうに思いますが、その民活連絡会のメンバーもここであわせて教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、国保連合会がこの土地を買い求めるに当たって、直接の売買じゃなくて、10年間の分割ということであって、開発公社で買ってそれを譲渡してほしいというふうな要請であったそうですが、本来は私は国保連合会と売る方である滝の湯、ここの直接取引であることが本来の姿だというふうに思いますが、そして国保連合会が金融機関からお金を借りて一括してそのところに、譲渡を受けるところに納入をするのが一般的なやり方だというふうに思いますけれども、こうしたことがなぜできないのか。国保連合会というのは金融機関からそれほど信用のないところなんではないでしょうか。ぜひそうしたところについてもあわせて市長からお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、百歩譲ってクアパークに国保連合会の事務所建設を認めるというふうにしても、まだ契約はされていないあいている土地、市の所有になっている土地があるわけですから、そうした土地になぜ誘致ができないのかというふうなことでございます。多分面積が大きいとか、小さいとか、こういうものがあるのかなというふうに推測はできますが、そうしたところでは分筆も可能であるというふうに思いますので、そういうところに、なぜあいているところに誘致しなかったのか、私は疑問ではありません。ぜひそうした点についても教えていただきたいというふうに思います。

以上2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 御案内のようにクアパークは、新しい寒河江市の温泉街というようなことを形成して、そして滞在型というような構想を持ってスタートしたことは御案内のとおりでございまして、いずれにしましても、そういう旧温泉街、新しい温泉街を通して、寒河江市の温泉街ということの一つの引き金ということにしまして、究極の目的というのはやっぱり寒河江市にいかにか人を交流させようか、呼ぶかと、あるいは温泉を利用する方を通じて呼ぶかというようなことだろうと、このように思っております。

そしてまた、温泉のみならずとも相乗効果というものが十分ねられるというようなことを願ってのクアパーク構想だと、こう思っておるわけございまして、それにおきましては、直接的に温泉の宿泊施設というふうにはなりませんけれども、県内あるいは県外からもあの事務所においでなさる方というものが多くわけございまして、そういう面での利用ということが、その建物の中ではしなくとも、十分隣近所の温泉施設というものを活用されると、あるいはそれを、事務所を通して多くの方がいらっしゃることでの、そういう効果というのは、私はねられると。こういうことで温泉施設そのものでなくとも、そういう分野での活性化は図られると、このように思っております。

それから、給湯が余るのではないかというような御質問でございますけれども、いわゆる多くの方々が利用することによって、これは現在の温泉が使われてくるのではなからうかなと、このように思います。

それから、直接取引というのがなぜならなかったのかということは、先ほども申しあげましたように、滝の湯といたしましては、分割での譲渡というのは難しいということを確認しておるわけございまして、じゃどうするかということになりますと、本市としましては、じゃそれを求めてということになりますと、これは現在の市といたしまして、一度に適債事業にも当てはまらないものでございますから、非常に厳しい中でございます。一般財源としては厳しいということになりまして、公社の方に依頼して国保の方の要望にこたえるということになったと、こういうことでございます。

それから、民活エリアのメンバーでございますけれども、これらについては変わってくるわけでございますけれども、担当の方から申しあげますけれども、民活エリアの方の了解は十分とっております。

○新宮征一議長 企業立地推進室長。

○尾形清一総合政策課企業立地推進室長 民活エリアのメンバーについて、現時点でのメンバーをお答えいたします。

ホテルシンフォニー、それからグリーンクアパーク、あとJAさがえ西村山、それから寒河江自動車学校、寒河江土地建物、あと現在はまだ滝の湯が入っております。

以上です。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 私が申しあげたいのは、多分市長も十分おわかりになってのことというふうに私は思っておりますけれども、私もいつまでもあそこの土地をあいたままにしておいていいなんていうふうに思っているわけではありません。財政がこういうふうに厳しい時期でありますから、何らかの形で売ればよいなど、市民も恐らくそういうふうな願いだろうというふうに思います。

しかし、申しあげたいのは、活性化が図られるからいいとか、あるいはそういうふうな理由であれば、クアパークの目的が既に失われるのではないかとというようなことを申しあげているのであって、人を誘客することが一つの目的であるからというようなこともあるでしょう。しかし、そこに宿泊等の施設を整備する、一つに集中してそこに集客をするというふうなことからすれば、その目的から外れるわけでありませぬから、そうしたことをやっぱりきちっと踏まえるべきだというふうに思います。そのことを市民に理解を求めるといことが私は必要なのではないのかなと、こういうふうに申しあげたところであります。

確かに先ほど言ったように、市民の中ではいつまでもあのままにしておくよりも、だれかが買ってこれればよいのになんというふうな思いもあることは私も承知をしております。そういう意味では、長い間市長も、あるいは担当なさった職員の方々も御苦労をなさってきたわけでありませぬから、そうした御苦労について私は多としましても、しかし現実的に目的を変更するわけでありませぬから、そうしたところの市長の市民に対する言いわけといひますが、申し開きがなされてしかるべきではないのかなと、こういうふうに思ったものですから、私はあえて申しあげたところであります。

その御苦労を多として、であるから、それでその計画がなし崩し的に進められてもいいんだということにはならないということなんですね。これは、申しあげるまでもなく、市長の責任で進められたわけでありませぬから、非やあるいは市長の不明があれば、そのことを素直にお認めになって、そして市民に理解を求め、こういうことが私は行政を預かる長としてのあるべき姿なのではないのかなと、こういうふうに思っておりますが、改めてこうしたところについての市長の御見解を承りたいというふうに思います。

確かに計画が策定されたのが平成5年、そしてまた民活エリア開発連絡協議会が立ち上げられたのが次の年でありませぬから、バブルがはじける前ということであって、経済の見通しが立たなかったということもあるというふうに思います。そういう意味では大変不運だといひますが、そういうものは私は理解はしますけれども、しかし長としてのあるべき姿勢というのは、私はそういうものなのではないのかなというふうに考えておりますので、そうしたところについての市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、もう一つ、給湯計画があって、それぞれ使われなくなるから、お湯が豊富に余って、それいっぱい使われるから、いいというようなことでなくて、既に分湯するに当たって大きな投資をしているわけです。そして、これまでの説明では、それをペイするためにそれぞれの民間の利用している施設の皆さんから、給湯するに当たっての料金をちょうだいするということと言われてきたわけでありませぬから、施設が少なくなるということは、それだけ利用する者の、今現在利用している方や、あるいはこれから利用する方の施設についての給湯単価が増すということなんですね。そういうことを理解されているのかということをお申しあげたんでありますが、その点について再度具体的に教えていただきたいというふうに思います。

以上2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 私もこのクアパーク構想を立ち上げて、そしてそれにふさわしいようなホテル等々の誘致をしようということに努力してきたということは、私自身本当に身にしみ感じておりますし、それがこの期間の中で各地に温泉が出る、県内、もとの44市町村で温泉のないところなくなったというようなことも、これもありますし、あるいは1カ所の温泉に長く浸るといような、今の国民の温泉志向というものがかなり違ってきていると。

あるいは、団体客から個人客というような方向に方向が非常に変わってきているという時の流れといたしますか、こういうものがあるんだと、こういうことを私もつくづく思ったわけですが、じゃせっかく造成して整備したところのクアパークというものを持っておるわけですが、まずは現在のように温泉施設のみならず、それに類似といたしますか、それを利活用できるような施設というものが張りついてきたということについては、まずはよかったかなと、このように思っておるわけですが。

今回の国保にしましても、県内各地から訪れるということになるわけですが、話によれば、国保のみならず今後の後期高齢者の広域連合というものも事務所にされるのではないかと、こういうことがあるわけですので、そうしますと県内の中核都市としての寒河江に向けるところの目、あるいは活用されるということが非常に、そういう意味におきまして、スマートインターを先見性を持ってつくったというのは、大変私はプラスになったかなと、このように思っておりまして、特に国保でございますから、福祉関係の施設でございますので、ますますもってそういう面でのアピールというものが、これもなされるだろうと、このように思っておるわけですが。

ですから、当初建てたところのクアパークと温泉施設というものを夢は捨てておるというものではございませんで、1問でも答弁申しあげましたように、それを誘致するということには、これからも努めてまいらなくちゃならないと、このように思っておるわけですが。

市民の理解ということにつきましても、これから十分アピールしながら、これの御理解を得る方向に頑張らなくちゃなりませんし、市民からの温かいところの御理解は私はいただけるものと、このように思っておるところでございます。

それから、この給湯計画につきましては、担当の方から申しあげたいと思います。



○新宮征一議長 企業立地推進室長。

○尾形清一総合政策課企業立地推進室長 温泉の給湯計画についてお答えします。

温泉の給湯計画は、当初から民活エリアについては600リッターでありまして、市民浴場に400リッター、それで1千リッターの給湯計画で計画しておりまして、この計画に沿った形で今も変わらないわけでありまして、市民浴場に400リッター。それで、民活エリアの方は600リッターのうち現在約500リッターぐらいは供給がなっておりまして、今後の事業展開者の方に100リッターを見込んでいるところであります。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 市長もなかなかかたくなで、なかなか大変だなというふうに思っておりますが、要は私は国保連合会の事務所があそこに来るのが絶対だめだなんて言っているわけではないんですよ。そのことは御理解いただけるというふうに思いますが、要するに手法が逆だというふうに言っているんですよ。

市長は、市民に十分理解していただかなければならないし、いただけるものというふうに言われましたけれども、具体的に言うと、使用目的外の施設になるわけですよ、今まで言ってきたことからすれば。ですから、そうしたことに十分触れながら市民の理解を求めて、そしてあそこに「いいんじゃないか、市長」と、こういうふうになったら、あそこに国保連合会の事務所建設をお認めになると、こういうのが本来の筋であるというふうに私は思いますが、そういう点では逆になっているんじゃないかというふうに思います。経済状況の不透明さがあって、大変困難な状況にあるということは私も知っております。

しかし、自治体を預かる長としての責務というのは、私はそういうところにあるんじゃないのかと、こういうふうに改めて申しあげて、私の一般質問を終わります。答弁は要りません。

## 遠藤聖作議員の質問

○新宮征一議長 通告番号10番、11番について、20番、遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

○遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を寄せている市民を代表して、市長と教育委員長に以下通告順に従って質問をいたします。

最初に、本市の財政問題について伺います。

私は、これまでも寒河江市の危機的な財政問題の克服のために、何度も当局の姿勢をこの場からただし続けております。ここ2年の間だけでも、一昨年の3月、9月、12月、昨年の3月、6月の各定例市議会の一般質問でさまざまな角度からこの問題を取り上げてきています。この間、政府による三位一体改革の名のもとに、税源移譲は極めて不十分なまま、3年連続して地方交付税だけを大幅に削減するという極めて一方的な施策の結果、地方自治体はどこでも深刻な財政危機に襲われています。

寒河江市の現時点での財政状況を、昨年度の決算資料を中心に見てみますと、一般会計と駅前特別会計を合わせた地方債現在高は235億3,400万で、旧4市を除いた類似9市との比較で、上から東根市に次いで2番目の高額の残高になっています。また、公債費比率について見ますと、22.4パーセントで、村山市とともに新庄市の22パーセントに次いで2番目に高い位置にいます。また、さらに経常収支比率について見ますと、96.4パーセントで、新庄市の99.5パーセント、尾花沢市の96.8パーセント、長井市の96.5パーセントに次いで4番目の位置にいます。

そして、今年度から導入された上下水道や広域事務組合への公債費繰出金などを加えた実質公債費比率という尺度で見ますと、今年の8月29日の速報値ではありますが、全会計の寒河江市の市債総額が403億円の寒河江市の実質公債費比率は21.8パーセントで、新庄市の29.9パーセント、長井市の27.7パーセント、南陽市の22.3パーセントに次いで4番目の上位に位置しています。この実質公債費比率が18パーセント以上になると、公債費負担適正化計画が義務づけられ、地方債の発行は許可制になり、25パーセントを超えると単独事業の市債の発行が制限を受けるというふうになっています。以上のように見てくると、寒河江市が置かれている位置は、かなり深刻な状態にあると言わなければなりません。

私たち共産党市議団は、この財政の困難をどのように打開していくかについて、この間一般質問の場を使ってさまざまな提案を行ってきました。また、昨年3月には市議会の行財政改革検討委員会の場で、行財政改革についての市議団の見解と提案を公表しています。今その内容を詳しく紹介する時間はありませんが、その中心は、一つは行政組織のスリム化、二つ目は投資的事業を抑制し、市民生活優先の事業への重点化を図ること、3番目は収支均衡型の財政への転換を図るというものです。

そこで、実質公債費比率という新しい指標が導入された事態を受けて改めて市長に伺います。市長は、こうした状況をどのように見ているのか、そしてその打開の方向をどのように進めようと考えているのか伺いたいと思います。

さらに、寒河江市のこれまでの市政運営や財政運営を振り返って、今日の膨大な市債が積み上がってきたことに対して、謙虚な反省がなければならぬと考えますが、そのことについて市長の見解を伺います。

今寒河江市は、職員の不採用や給与水準の引き下げ、市民サービスの低下、民間委託など、過酷なまで

の行財政改革を実行しつつあります。そうした事態を招いたことへの反省とともに、必要な市民福祉やサービスの水準を落とさずに財政再建を目指していくべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、教育行政のあり方について伺います。

とりわけ、16年の長期にわたって途切れることなく続けられてきている中学校での完全給食の実施を求める市民の運動と、それに対する市当局の対応について教育委員長に伺います。

今からおよそ16年前、山形市から寒河江市に引っ越してこられた中学生を持つお母さんから、なぜ寒河江では中学校給食がないのですかという率直な疑問の手紙が私どものところに寄せられたのが一つの問題提起となって始められたのが、中学生にも完全給食をという運動でした。この間1度は、市議会でも完全給食の実施を求める請願が、当時を思い出してもけんけんがくがくの議論と2度の継続審議という慎重にも慎重な審査を経て、最終的に全会一致で請願が採択されたこともあります。それでも教育委員会はこの声にこたえようとはしませんでした。その後市民の給食実施を求める声は、絶えることなく、粘り強く続けられてきました。一昨年には、約1万5千名余の市民の署名を添えて請願が市議会に提出されています。残念なことに、市民の声を市政に反映すべき市議会でも、与党会派の反対でその後の数度にわたる請願は採択されることはありませんでした。

しかし、市民の多数は中学校への完全給食を求めてきたし、今も求めていると私は判断しています。さきに実施された教育振興計画策定のための教育懇談会でも、完全給食をぜひ実施してほしいという意見が多数出たし、市内各中学校の母親委員会でも毎年のように完全給食の実施を求める声が出されています。にもかかわらず、教育委員会は一貫して弁当持参が望ましいとして完全給食の導入を拒んできましたし、今もその立場を変えていません。

そこで、伺います。教育行政を預かる教育委員会の役割は、教育基本法の第10条で定めたとおり、教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるというその条項。さらに、その2項では、教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならないと、その役割を明確に示しています。それを寒河江市に当てはめれば、寒河江市の教育行政は、市民全体に対して直接に責任を負って行われるべきであって、その自覚のもとで目的遂行に必要な諸条件の整備確立に努力すべきであると考えます。

要するに市民の多数が望み、生徒の多くも完全給食を願っているのに、それに背を向けている寒河江市の教育委員会は、法の本旨にもそむいていることになるのではないかと思います。教育委員会は、今回制定した教育振興計画でも、食育の項で弁当持参の意味づけをさまざまに行っています。しかし、それは市民の願いや意識からは遠くかけ離れている論理でしかありません。

その点では、この間16年間の歳月を経てもなお教育委員会の主張が市民からは受け入れられていないことを見ても、既に決着のついている問題だと考えます。市民全体の意向を認めないという姿勢は、法の定めにより教育委員会自体が逸脱しているということになるのではないかと。そういう自己点検というか、自己反省の姿勢がない限り、教育委員会への市民の信頼も揺らいでいくということを感じています。

さらに、さまざまな事情で弁当持参が困難な生徒へは、弁当を販売するとしていることについて伺います。

欠食の生徒のために、業者がつくる弁当を販売、あっせんするという発想は、私には理解できません。栄養やカロリーに配慮すると言いますが、コンビニ弁当とどれほどの違いがあるのか。それこそ愛情弁当論の破綻ではないかと思いますが、市民の納得のいく説明をしてほしいものです。

最後に、中学校への完全給食の導入を願う父母や生徒の立場は、家庭教育の充実や家庭の食育教育の推進という問題と全く矛盾しない、むしろ相互に補完し合うものということに、教育行政を預かる皆さんは気づくべきではないかということを指摘して、第1問といたします。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず最初に、市債の現在高についてでございます。

本市の平成17年度末の市債残高は、普通会計で約235億円となっておりますが、これは本市発展につながる社会資本の整備を積極的に推進してきた結果であると考えております。駅前中心市街地整備事業などの土地区画整理事業やハートフルセンターなどの福祉施設整備、醍醐小学校などの教育施設整備、国営かんがい排水事業等の農業基盤整備、そして市民生活に密着した道路網の整備など、寒河江市の発展、活性化、そして市民の豊かさの実現に向けて鋭意取り組んできた結果であります。しかしながら、現在は駅前中心市街地整備事業などの起債償還が多額に上ることから、しばらくの間は実質公債費比率が高目に推移いたします。このため、今後においては極力借入れを少なくするような取り扱いとしてまいりたいと思っております。

また、公債費の縮減のために借りかえ制度などの活用も図っており、今年度は年利3パーセントの県の市町村振興資金5,200万円について、0.85パーセントの低利な借換債により負担軽減を図ったところであります。このような取り組みを進め、今後は公債費の縮減や市債残高の低減に努めていく考えであり、残高は毎年十数億円ずつ減少していく見込みであります。その結果平成20年度末には200億円を下回り、平成25年度末には現在の半分になっていく見通しであります。235億円という現在高は、決して少ない額ではありませんが、今申しあげました取り組みによりまして、残高は着実に減っていくものと思っております。

次に、実質公債費比率について申し上げます。

御案内かと思えますけれども、実質公債費比率は自治体財政の健全度を示す新たな指標として導入されたもので、これまで基準とされた起債制限比率を見直しして、従来は考慮されていなかった支出、つまり元利償還金に充当された繰出金、これは企業会計や特別会計へのものや、それから一部事務組合への分担金なども準公債費として算定に加えられることになり、より財政の実質が反映されるようになったものであります。

地方債発行につきましては、御案内のとおり今年度から協議制度となりましたが、実質公債費比率が18パーセント以上の団体は、従来どおりの許可制のままであり、25パーセントを超えれば単独事業などでの発行が制限されることとなります。そして、これら許可団体は、公債費負担適正化計画を策定することが求められます。

本市の実質公債費比率は、今申しあげました一般会計での社会資本整備のほか、下水道特別会計での市債借入れや、西村山広域事務組合クリーンセンターの焼却炉整備に係る分担金などが影響しまして、平成17年度決算において御指摘のように21.8パーセントとなっております。このため、本市においても公債費負担適正化計画を策定し、計画の中に年間の起債発行可能額を設定するなど、適切な市債借入れとしていくこととしております。計画どおりに発行額を抑制していけば、実質公債費比率は計画最終年度、これは平成27年度に当たるわけでございますけれども、この最終年度において許可を要しない18パーセント未満まで下がる見込みであります。

次に、財政運営と改善の方策について申し上げます。

本市においては、これまで国の有利な制度を活用しながら都市基盤整備を積極的に進めてきたほか、企業誘致や農業、商工業などの産業振興にも取り組み、さらに今大きな課題となっている社会保障対策についても、独自の施策を実施してきたところであります。こうした中、バブル経済が崩壊し、三位一体の改革が始まり、歳入が年々減少した上、歳出においても少子高齢社会進展に伴う医療給付費や扶助費が増加し、非常に厳しい財政状況に至っております。これからも税収の大幅な伸びは期待できず、少子高齢化の進行による社会保障給付の増加は依然続くものと見込まれ、また国の歳出、歳入一体改革の検討の中で、地方交付税削減の方向性が示されるなど、厳しい財政状況はまだまだ続くものと思われます。こうした中で、行財政改革大綱に示した改革を確実に実施していくことが、本市財政の健全性の維持につながると考えております。

また、事業の取り組みについてであります。既に着手している事業は高い必要性から実施しているものでありますし、その完成を待ち望む市民の願いをかなえる上においても、継続して実施していきたいと考えております。新規事業につきましては、将来を見据えた財政運営という観点から、市民のニーズ、市の発展、市の活性化につながるものを優先し、かつ事業の緊急性、有効性を十分に考慮に入れながら、必要最小限のものに限定して取り組んでまいりたいと思っております。

私の方からは以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大沼保義教育委員長職務代理者 登壇〕

○大沼保義教育委員長職務代理者 おはようございます。大谷教育委員長がのっぴきならない御事情がありまして、私職務代理者ということで大沼であります。かわって答弁させていただきます。何しろふなれ、初めてでありますので、何とぞよろしく御指導お願いいたします。

最初に、中学校給食問題に関してお答えをいたします。

このたび策定された、寒河江市教育振興計画の中の大きな柱として、いのちと心を育む食育を推進するまちづくりを掲げております。食は、知育、徳育及び体育の基礎となるもので、豊かな心と人間性のもととなるものであり、私たちの生きる力の基礎となる食育のあり方を家庭、学校、そして地域がそれぞれの場で学び、認識を新たにし、より豊かに実践していくことが求められております。子供たちが栄養のバランス、一緒に食べる人がいる楽しさ、いのちをいただいていること、そして生産者への感謝の気持ちを学び、正しい食習慣を身につけることは、心身の健全な成長のために不可欠な教育であります。

特に中学校期は、精神的にも身体的にも発達が著しく、社会人として自立するための基礎を培うために、さまざまな経験や人との豊かなかかわりなどを通じて多くのことを学び、身につけなければならない大切な時期であります。従いまして、幼児期や小学校期に培った食に対する基本的な知識、食習慣をもとに、自らの食を自分で選び、自分でつくるなど、実体験を通して主体的に食育を推進できる能力を高めていくよう、その適時性をとらえて指導するということが肝要であると考えているところであります。それらのことから、家庭における親子で食事をつくる場、あるいは食の大切さを学習する機会の拡充をはじめ、食農教育の推進、伝統的な食文化を学ぶ場づくりなど、ライフステージに応じた食習慣の確立を図り、食育の推進に努めてまいります。

これまでも、幾度か中学校給食についての質問に対して答弁をしてまいりましたが、中学校においては、生徒と保護者向けに食と健康だよりを毎月発行し、食に関する情報提供とともに意識啓発に努めておりますし、さらには生徒に学校栄養士が授業を通して栄養のバランスや1日3食しっかり食べる食事の生活リズムの大切さなど、専門性を生かした食育指導をしております。そのような中で、母親委員会主催による食に関する講演会、あるいは生徒会保健委員会において生徒自ら企画をし、食生活についての調査、朝食についてのアンケート調査、さらには弁当づくり週間の実施など、食育についての取り組みが芽生え、拡充してきております。

教育委員会では、このような家庭、学校、地域の姿、教育の場を育て、これを守りながら寒河江の教育風土として継承することが、私どもの使命と考えてきたところであります。このたびの教育振興計画を策定するための検討委員会においても、改めて御審議をいただいて、これらの考えが支持されたものと思っております。

次に、弁当販売方式の教育的意味についてお答えをいたします。

中学校給食は、今まで同様ミルク給食を実施してまいります。中学校の時期は、心身の発達が著しく、自分を取り巻く人間関係などを多感にとらえる重要なときでもあって、家族とのかかわり、自身の自立、役割の認識など、中学校期に会得してほしい基礎的な生きる力を学び、それを実践できる年齢であります。これらの体験、経験の場を与えられるのは家庭であって、愛情やぬくもりを感じ、その中で実践されることが望ましい姿でありますので、弁当を通じた親子の対話やきずな、感謝の気持ちをはぐくむことが最も



重要と考えているところであります。

しかしながら、家庭の諸事情によって弁当を持ってくることが困難なときも、子供たちが安心して通学できるように、教育環境整備の一つの方策として希望者に対する弁当販売方式を導入するということとしたものでございます。これらの実施に当たっては、質、量、栄養のバランス等々食育に配慮した方策を研究してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。ありがとうございました。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 財政問題については、過去に先ほど第1問でも申しあげましたが、何度も何度も取り上げてきたいきさつがあって、なかなか意図するところが伝わらないもどかしさを感じているわけであります。

市長は、決して公債残高は少なくはないというふうな認識を示しております。そして、これは制度的に適正化計画を作成しなければならなくなっているわけですけれども、それに基づいて公債残高を減らしていくというふうなお話がありました。しかし、その問題は具体的な中身であります。適正化計画についての総務省の通達によりますと、相当細かく計画策定をしなければならないというふうなことが指摘されていて、その具体的な内容について、もしつくれたのであれば紹介していただきたい。そして、構想としてこういう構想でいきたいというのであれば、それももう少し詳しく説明をしていただきたい。

計画に盛り込むべき事項ということで幾つかあるし、それとよその市で既に作成した適正化計画などを見ると、実に細かく計画をしています。しかも、公営企業なんかの事業別にどういうふうに健全化を達成していくかというような具体的な計画も含まれているようであります。本市でいうと病院とか、下水道とかになるのかなというふうに思いますけれども、そういう具体的なものが既につくられているのかどうかお伺いをしたいと思います。

寒河江だけでないと言えればそれまでなんですけれども、ただ寒河江が突出しているのは公債費の残高であります。総会計で403億ですか、平成17年度決算の時点で。その前の年の16年だと418億ぐらいになるわけですけれども、これらがいわば野放図に積み上がってきた結果でないかなというふうに思っています。市長は、いろいろそれなりに必要な意義があってやってきたんだというふうなことを言っていますけれども、実は十数年前は、一般会計の市債残高の目安が予算額程度というのが一つの目安として財政運営をしてきたという、ずっとそれでやってきたということがあります。ところが、ここ十数年は倍、倍で市債がふえていくということで、その結果今回のような事態が生まれているということでもありますので、計画的に事業推進と無理のない財政運営というのがどこかで切れちゃったんでないかなと、本市の場合は、そういう私は認識をしています。

何も、市長在任中にすべてやらなきゃいけないということはないわけで、無理のない形で、負担が過重にならない形で、公正に事業を先送りしながらやっていくというようなバランスのとれた財政運営がなぜできないのか。今になって、今度は毎年十数億ずつ減らしていくというわけですから、当然その結果は、その他の事業も非常に窮屈な事業しかできなくなるということになります。

特に、これから起債の借入れを起こさなきゃいけない大きな事業は、木の下の土地区画整理事業や、それに伴う関連事業であります。そうしますと、その他の借金はほとんどできなくなるのではないかなというふうな気もしています。木の下の事業がぜひ成功してもらいたいわけですが、要するにそういうふうな事態に今寒河江市が立ち至っているという認識は、持つ必要があるのではないかなというふうに私は考えるわけです。ですから、公債費負担適正化計画の内容について、より詳しくお知らせをいただきたい。

次に、給食の問題でありますけれども、職務代理者の答弁でありまして、無理がないかなというふうに思いますけれども、いわば書かれたものを読み上げたというような気がいたしまして、大変申しわけありませんけれども、それ以上のことは議論として深まらないのかなというふうな気がしますが、御存じかとは思いますが、この給食の運動の長さは相当なもの、そしてその重さというのも相当なものがある

というふうに思います。

そして、当初議会で請願採択なって、その後やっぱり検討委員会というのができて、中学校給食は実施しないという答申が出されました。その中でもやっぱり食育の問題が出ているんです。そして、愛情弁当の問題も出ています。そして、それが重要だから、給食はしなくてもいいと、完全給食は、そういうふうな答申が出て、検討結果が出て、それでずっとこの間来たわけですけども、今回教育振興計画にも今先ほど職務代理が言われたようなことが事細かに載っています。要するに同じようなことです、ほとんど、16年前と。表現とか、内容は若干変わっているようですけども。ですから、その16年間という期間の間に教育現場で、あるいは父母との間でどのような努力を教育委員会はやってきたのかということが問われなければいけないんです。同じような結論出したわけですから。

そして、一方で、それだけの期間を経てもなお、2年前の1万5千の署名にも象徴されるように、依然として給食を実施してほしいという声がある。ここの乖離は、決して軽くはないというふうに私は思います。ですから、先ほど教育委員会の見解は理解されているというふうにおっしゃいましたけれども、実は一人一人の市民の中に入っていくと、そんな単純ではないということなんです。ですから私は、今回特に教育委員会はもっと市民の方を向くべきだ、目を向けるべきだ、耳を傾けるべきだと。先ほど4番議員が、長岡山の整備計画についても、もっと市民の声を反映させるべきじゃないかというふうな指摘がありましたけれども、同じような意味でこの問題についても言えるのではないかと。

私は、もう少しラフな形での議論というのも必要なのではないかと。つまり食育教育の重視とか、これは当たり前のことでありまして、家庭教育の重視とか、当たり前のことでありまして、それと何も給食問題をリンクさせる必要はないのではないかとこのふうにも思います。現実にはそうっていないわけですから。だから、それと総合的な施策の中でそういう問題を生かしていくということと、完全給食を実施していくということとは何も矛盾しない。なぜ弁当のみに教育委員会は固執するのかというのが市民の大方の声であります。しかも、周辺自治体では、おかず給食も含めてでありますけれども、寒河江の周囲には実施していない自治体はなくなりました。寒河江だけがそれを古色蒼然と守っている。タコつぼに入ってしまったような状態に今寒河江市教育委員会はなっているわけですけども、もう少し弾力的な発想、市民との接点を求めていくべきじゃないかと。もう何年たっても教育委員会の姿勢は恐らく市民には受け入れられないというふうに思います。なぜなら、これまでそれだけのことをやってきて、なおかつ変わっていないわけですから、市民の意識は、それは、ちょっと別なところに問題があるというふうに気がつくべきではないかと私は思っています。

そして、もう一つ私は指摘できる問題があるとすれば、これは財政問題があるのではないかとこのふうに思っています。大規模改修とか、学校の改築とか、教育行政が抱える課題というのは、給食だけじゃない多くの課題があるのも事実だし、それに教育委員会が非常に奔走されているということも承知しております。ですから、そういう問題であるのであれば、長期的な計画の中で考えていくというふうな弾力的な姿勢もあり得るのだろうというふうに私は思いますが、それすら、その可能性すら閉ざしているのが、今回の教育振興計画なんですね。そういう意味で、余りにもちょっと偏屈な態度をとり続けているのではないかと。

しかも、弁当の内容についてもいろいろ栄養のバランスとか、それからカロリーとかを考えたものにしていきたいと。神奈川だかどこかでやっているようなシステムを考えているようでありますけれども、余りそこに意識がいくと今度はコストの面でも相当な値段になるだろうし、あるいは一体どこでつくるのか

という問題もありますけれども、今コンビニでも相当そういう点では考えた弁当をつくっているようで、それほどの違いがそこにあるのかなというふうなことを思うわけです。ですから、そんなことよりもっと大事な問題、要するに給食を求める母親、子供たちの声の大半は、できたての温かいものを温かいうちに、冷たいものを冷たいうちにという食を昼の時間でも提供するというのが願いなんですね。これこそ家庭の愛情の発露ではないかというふうに、この間も相当な議論を重ねてきているわけですが、そういう観点から給食の問題をもう一回再考していく必要があるのではないかということを目指していきたいと思えます。

この問題について、最後に1点だけ伺いますけれども、一時議会と当局とのやりとりの中で、弁当販売方式が給食に向かって進むための一つの第1段階というふうな評価をする意見もありました。私は、そうではないだろうと、振興計画を見ますと、そうは受け取らなかったんですが、どちらなのか。今後給食問題については検討する余地が全くないというふうに考えておられるのかどうか、伺いをしたいと思います。

以上で2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 起債残高の多額というふうなことの御指摘がございましたけれども、これはゆえあつての起債を発行したわけでございます、特に、御案内かと思えますけれども、中心市街地の整備でございます、その残額があるということで、また19、20、21とその辺にピーク時が、償還期が来ているということは、十分議員におきまして御理解をいただけるんじゃないかなと、このように思っております。

それで、そのためにほかの事業が窮屈にされているんじゃないかなとか、あるいは木の下の事業に対しては疑問視されておると受けとめられるような……（「そうは言っていない」と呼ぶ者あり）お話もありましたが、そうは言っていないよという話もありますが、やっぱり木の下にしましても、これは次の新しいところの寒河江の姿というものを将来を見据えてつくるということを考えてやっておるわけございまして、それは御理解はされるのじゃないかなと、こう思っております。

また、福祉とか医療とか、あるいは環境面、いわゆるクリーンセンターも含めてでございますけれども、そういう分野での非常に多額になってきておるところの歳出需要というものがあるんだということも、少子高齢化の中でそういう分野というのは非常にあるということも御理解願いたいと思っております、金額は申しあげませんが、大きな伸び率を占めておるとことは御理解いただきたい。

そういう中で、何といたしても、これまで投資したところの中心市街地をはじめ公共事業というものが、十分私は寒河江市の発展に生きているものと、このように思います。その資産あるいは財産というのは、生きて残っておるものと思っておりますので、私は十分これを活用していかなくちゃならないと、活用することが私の仕事だなと、こう思っておりますし、また現在の厳しい財政状況というものを何とか財政計画なり、あるいは行財政改革を通しまして、健全な財政運営を保持すること、これにつきましても私の力を注いでいかなくちゃならないことだろうと、このように思っております。

あと、財政再建計画についてのお尋ねがございましたけれども、これにつきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

○新宮征一議長 財務室長。

○秋場 元総合政策課財務室長 適正化計画についての内容について御質問ありました。お答えいたします。

適正化計画につきましては、来年の2月まで提出するように求められております。そういったことで現在県の方と協議を進めているところでございます。

基本的な内容としましては、市債の借入れ額を設定すること、それから計画の期間を設定すること、そういったことが中心になるうかと思っております。市の市債の借入れにつきましては、投資事業のほか臨時財政対策債などの特例債もございますので、すべてが投資事業ということではございませんけれども、実質公債費比率の方に反映になるのは投資事業等が中心になりまして、特例債については除外されることから、投資事業の借入れを中心に今後設定していきたいというふうに思っております。そういったことで今考えている内容ですが、平成19年度、20年度でおよそ2億円、それ以降については1億5千万程度で考えておりますが、この前の実施計画の方にも載せておりますが、実際の借入れは平成19年度でも1億7千万程度に抑えておりますし、今後その設定額以内で借入れするように進めていきたいというふうに思っております。それから、計画の期間についてであります。平成18年から27年までの10年間というふうに考えております。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大沼保義教育委員長職務代理者 お答えをいたします。

大変気を使っていただいてありがたいのですが、

あの内容に関してはすべて委員会で議論をして、あと私も確認をして答弁させていただいたと、そういうふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

遠藤議員も御存じのとおり、私も長年PTAをやっておりました。もう20年ぐらいいやりましたでしょうか。その中で一貫してこの給食という問題を取り上げて、私もその中でいろいろと議論をしてまいりましたが、基本的には、またちょっと誤解があるといけません、教育振興計画をつくるに当たりまして、また第5次の振興計画をつくるに当たりまして、その都度教育委員会ではかなりの時間を割いて協議をいたしました。その中で教育委員会の一致した考え方として、やはり食というものをどうとらえるか。食というものがやはり教育の根幹にあると。特に今家庭の教育力というものが非常に低下していると言われて、家庭の食育というものは看過できないと。そういう中で、その象徴として弁当というものがあるんだというふうな認識で委員会は一致しているということであります。

ですから、前から少しも進展しないとか、財政事情が問題かとかという御指摘もございましたが、そういう議論の以前に教育とはいかにあるべきかという中で、やっぱり食育というものが最も大事であると。

「子を持って知る親の恩」という言葉がありますけれども、やはり子供が親が苦勞して弁当つくっている、その後ろ姿を見て親にも感謝をするんだと。そして、その子供が大きくなって親になって、またその子供にそういうことを伝えていくんだと、そういう教育がやはり今一番大事なんではないかと。今回の振興計画の中に前段に「不易と流行」という言葉がありますが、私どもこの10年間は少なくとも食育というものが教育の根幹にあって、特に家庭の教育力を高めるためにはぜひとも大事な、最も大事なものだというふうにとらえているということで御理解いただきたい。

あとちょっと足りない分は、教育長からお答えさせます。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 先ほど、弁当販売方式の導入についての御質問がございましたので、お答え申し上げます。

この方式は、あくまでも家庭の事情により家庭から弁当を持ってくることができないと、こういう方々のために教育環境の整備の一環として取り組んでいこうと、こういう内容でございます。

先ほど議員から、教育委員会の取り組みを大変偏屈な態度だといったような御指摘をいただいたわけですが、私どもは先ほど職務代理者から御答弁あったように、これまで教育は人格の完成を目指して行われるものだというようなことで、教育委員会の役目とそれから責任を自覚しながら取り組んでまいりまして、今回教育振興計画という一つの大きな計画を市民の皆さんにお示しすることができたと、こういうことであります。これは、やはり寒河江市のこれまで培ってきた先人の残してくれたすばらしい教育風土というものをきちっと受けとめながら、そしてこれを現在に生かし、さらに次代に引き継いでいこうと、こういったような基本的な考え方にのっとり10年間を見据えたところの計画でございます。何とぞそういった形で教育行政を行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。



○新宮征一議長 遠藤議員、残時間を考慮して質問されるよう願います。

○遠藤聖作議員 わかりました。

これから財政支出が投資的事業として大きく出ていくのが木の下ではないかということを言っているんでありまして、前段で私はぜひ成功してもらいたいと、この事業は。そういうことを言いながら言ったわけで、何か否定的なことを言っているわけではありませんので、誤解のないようお願いしたい。

ただ、今後その他の投資的事業、例えば下水道の普及がこれから周辺部にもしなければいけないわけですが、これなどは一体どうなるのかといういわゆる総合的な視点での財政計画、あるいは投資的事業の配分計画というものをやっぱり考えなければいけないのではないかと、この適正化計画策定に当たっても。そういう総合的な視点から物事を見るということを提起しているわけでありまして、なおかつそうしながら適正化を図っていくというには何ができるのか、何をしなければいけないのかということをやってもっともっと知恵を絞らなければいけないだろうし、民の声も聞く必要があるんでないかということを行っているわけでありまして、誤解のないようお願いしたい。

それから、教育については、教育基本法の10条をわざわざ私が読み上げたのは、そういうふうに誤解されるといけないなと思って言ったんです。教育委員会は、どういう任務を負っているかということ、憲法や教育基本法の大きな視点からの観点から私言ったわけでありまして、そのところを誤解のないようお願いしたいんですけども、まず人格の完成とか、それから真理と正義を愛する個人の価値をたつとんで、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないというのが教育基本法の前段にあって、それを実現するために教育委員会は何をしなきゃいけないかということが10条に書いてあるわけです。

それは、義務教育、あるいは機会均等、それからいろいろな頂を受けながら、最後にこの10条で、教育は、不当な支配に服することなく、国民全体、国民全体ですよ。つまり教育委員会の何人かでやるとか、検討委員会の何人かでやるとかという問題でないんです。国民全体に直接責任を負う。要するに寒河江というと市民全体に対して、市民の声を踏まえながら責任を負ってやらなきゃいけない、教育行政を。そういう任務を担っているのが教育委員会なんだということを理解していただきたいということなんです。いわば、十数年のやりとりを通じて市民の多数は給食やってほしいと。これは理屈ではないですよ。要するに民の声です。それが民主主義の原点ではないでしょうか。そういうものに背を向けてはいけないということを、私は言いたいわけです。

いろんな理屈ありました、この間。いろんな議論もありましたし、弁当の必要性なども拝聴させていただきました。それらすべてを包み込んだ上でどうなんだというのが今回の問題提起なんですよ。ですから、理屈ではないところに問題はあるのではないかと。つまり弁当の必要性を今職務代理者は言いました。食育の大切さも言いました。それもわかるし、それも大切だし、それは大いに普及していかなきゃいけないわけですが、それと給食をやるということは矛盾しないのではないかとことを私は言いたいわけです。

それはなぜかということ、そういうことをずっと学校の教育現場でやられながら、父兄や子供は今なお給食やってほしいということの説明がつかないからなんです。そういう声があること説明がつかない。これは、やっぱりもう一回原点に帰って考え直すべきではないかと。自分たちの理論が通らない、しみわたっていかない。これなぜか、やっぱり考えてみる必要があるでしょう。それがなければ教育行政を預かる

資格も問われかねない。決して別な何か人格的に偏屈とかといった意味ではなくて、そこは理解していただきたいというふうに思います。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 1 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 那須 稔議員の質問

○新宮征一議長 通告番号12番、13番について、18番、那須 稔議員。

〔18番 那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

まず初めに、通告番号12番、少子化対策についてお伺いをいたします。

政府は、今月1日の閣議で平成18年度版少子化社会白書を決定しました。白書は、日本の少子化の現状について、世界で最も少子高齢化が進行している国と分析。このままの傾向が続けば、平成62年の2050年には、1.5人の働き手で高齢者1人を支える超少子高齢化社会になると警告しております。人口学では、合計特殊出生率が1.3未満の国を超少子化国と定義しております。日本の2005年の出生数は、過去最低の106万2,530人で、前年比4万8,191人減で、合計特殊出生率も1.26と、昨年の1.29を0.03ポイント減と過去最低を記録。合計特殊出生率が1.3を割り込んだのは3年連続であります。

白書では、日本の年間死亡者数が出生数を約2万1千人上回った昨年の人口動態統計を踏まえ、人口減少社会に突入したことが明確と初めて指摘をしています。その上で人口減少は加速度的に進行する。その度合いを小さくする対策の重点的取り組みが極めて重要だと強調しております。前の猪倉議員の質問でもありましたように、少子化対策は待ったなしの取り組みが求められているのであります。

本市の合計特殊出生率については、平成14年に1.73で、平成15年には1.56と下がったものの、平成16年には1.64と上昇しております。平成17年度はまだ出ていないようですが、山形県も平成16年1.47から平成17年が1.45と下がったこともあり、寒河江市においても下がるのが予想されます。本市においては、平成10年に寒河江子どもプランを作成、平成17年から次世代育成行動計画の指針に沿いながら、次世代を担う子供たちの健やかな成長と、子育てに取り組む家庭へのさまざまな支援を充実していくための具体的な取り組みを定めた子どもすこやかプランを策定して、少子化対策を推進しており、今後の少子化対策が期待されます。

そこで、一つには不妊治療に対する助成についてお伺いします。

少子化対策が叫ばれている中、政府は少子化対策の一環として、健康保険が適用されない体外授精などの不妊治療に対する特定不妊治療費助成事業を拡大する方針を固め、現在年間10万円を上限とされていた1世帯当たりへの助成額を20万に倍増し、所得制限も緩和する方向で調整し、来年の4月に実施を目指しておるとのことです。なお、適用期間については、今年4月にこれまでの通算2年から5年に延長されました。体外授精は、1回当たり20万から30万程度かかり、妊娠率は20パーセント程度と言われております。また、顕微授精は、体外授精で授精しない場合などに行いますが、1回当たり30万から40万程度かかり、妊娠率は30パーセント程度と言われております。ただし、必ず妊娠に至るわけではなく、数百万円を費やす夫婦も珍しくないと言われており、助成が不十分で治療を断念する人が多いとの声も聞かれます。

この助成の実施主体は県ですが、事業費の半分は国が補助することになっております。どのくらいの方々がこの制度を利用しているのか、県健康福祉部児童家庭課によると、制度が始まった平成16年には県全体の利用者が123名であり、平成17年度は県全体の利用者は175名で52名増加しました。だんだんとこの制度が周知されてきた結果だと思えます。

そこで、お伺いします。先ほど述べましたが、国としてさらなる公的助成制度を拡充する方針を固めました。ただ、だから十分であるということではなく、寒河江市においても、結婚して子供が欲しくてもできない夫婦のため、さらに現行の助成制度に上乘せして、寒河江市独自の助成制度を実施し、子供を産むなら寒河江市と言われるように、積極的な施策を行う考えがないのかお伺いをいたします。

二つには、子育てサロンについてお伺いします。

本市においては、子育て支援機能の強化の取り組みとして、子育て支援センターを平成14年にハートフルセンターの児童センターに設置し、育児や子育てに関する相談や子育て支援情報の提供に努めており、寒河江型子育て支援として多くの方の利用があるようです。また、市内の市立保育所7カ所においても、子育て相談などの取り組みの推進を図るなど、充実した活動の展開をしているようであります。

子育てをしている家庭は、さまざまな悩みを抱えております。そんな中、母親の子育て負担が大きくなるなど、家族の中に頼れる人がいなくなり、また近所とのつながりが余りなくなって、子育てで孤立してしまうといった現状が見られることもあります。このため、子育てをしている親同士などが話をしたり、悩みを相談したり、交流したりすることが非常に重要になってまいります。

そこで、お伺いいたします。子育て支援センターとしての規制にとらわれることなく、だれもが気軽に集える場として、子育ての親同士が励まし合い、子育ての情報交換の場として子育て家庭が子育てに悩んで孤立しないよう、また子供たちが伸び伸びと遊ぶことができるよう、親子の交流会を気軽にできる子育てサロンという場を設けてはいかがなものかお伺いいたします。

三つ目には、病後児保育についてお伺いします。

女性の就労がますます進むにつれ、病氣回復期にある乳幼児を預かってくれる施設への関心が高まりを見せています。仕事と育児の両立のためには、子供が急に病氣になったとき、家族や友人以外に頼れるところが身近にあれば安心だからです。子育てと就労の両立支援の一環として、病氣回復期の乳幼児の保育と看護を行うことにより、自宅での養育の負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図るものです。病氣回復期児童の保育支援には、保育施設型と、家庭に保育士などを派遣する派遣型があります。

そこで、お伺いします。子育てと就労の両立支援の一環として、体調を崩して不安でいっぱいになっている子供の保育と、看護を目指す病後児保育を実施してはいかがなものかお伺いいたします。

次に、通告番号13番、教育行政についてお伺いをいたします。

一つには、学校における食育への取り組みについてお伺いします。食育については、さきの6月議会で質問をさせていただきました。だれもが夢を持ち、自己実現が図れる明るい社会を築いていくためには、人間力を備えた人材の育成が重要であること。この人間力の向上を図るためには、生きる上での基本である食を通して人を育てる食育に取り組む必要があることを述べさせていただきました。

その後、我が党公明党の主催による2006公明党食育フォーラムを、平成18年10月8日にハートフルセンターにおいて開催をさせていただきました。第1部として、基調講演講師をパイオニアレッドウイングス栄養トレーナー山口喜代美氏による「食で育てる心と体」をテーマに講演を行い、その後寒河江市食生活改善推進協議会、さがえ西村山農業協同組合、保育士などの方々から成るパネルディスカッションを実施し、毎日、毎日だれもがとる食事の積み重ねが、その人の健康な心と体をつくることの重要性、子供のときから栄養や食事のとり方などを正しく、適切な指導をしていくことが大切であることなど、食べることの大切さを改めて認識させられました。

そこで、以下についてお伺いいたします。

一つには、平成18年度を初年度として平成27年度を目標とする寒河江市教育振興計画が策定されました。美しく豊かでたくましい心、元気な身体をはぐくむ人づくりを施策の一つの柱として、その中にいのちと心をはぐくむ食育を推進するまちづくりを掲げて取り組みを推進するとしております。そして、家庭、学校、地域が連携して食育の推進を図るなど具体的な取り組みが掲げられています。これらの計画についてどのような進め方を考えているのかお伺いいたします。

二つには、早寝 早起き、朝ごはん運動についてお伺いいたします。

子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養、睡眠が大切です。成長期の子供にとって当たり前のよく体を動かし、よく食べ、よく眠るという必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れ、それが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。そんな中、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、地域による重要な課題の取り組みとして、早寝、早起き、朝ごはん運動を展開することが望まれております。最近の調査では、就寝時間が午後10時以降という小中学生が過半数を占め、子供の生活の夜型化が進行しており、家庭、学校でも心配しています。

以下についてお伺いいたします。一つには、現在本市として早寝、早起き、朝ごはん運動を実施しておりますが、取り組んでいる状況についてお伺いいたします。

二つには、早寝、早起き、朝ごはん運動の取り組みを家庭、学校、地域と連携して拡大していくことについての考え方を伺いいたします。

三つ目には、親子会食会の取り組みについてお伺いいたします。食の大切さを認識させ、実践する力を自然に身につけるためには、子供にとって何よりもそれぞれの家庭での食育の推進が不可欠であります。そういうことでは、より多くの食事をつくる実践の場、食育を学ぶ場、このような機会を広げていくことが大事なことではないでしょうか。そして、今食に対する基本的な知識、食習慣をもとに、自らの食を自分で選び、自分でつくるなどの実体験を通して、主体的に食育を推進できる能力を高めていくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。家庭、学校が連携して、家庭が持つ食の大切さを学ばせるためにも、そして本来は、家庭における親子で食事をつくるのが自然な姿だと思いますが、それが今少なくなっています。そのような場を持たせるためにも、学校として子供と親の食育講座などを含めた親子で会食会を実施してはいかがなものかお伺いいたします。

二つ目には、放課後子ども教室についてお伺いします。

子供の健やかな育成のためには、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力を結集していけるような環境づくりを行うことが重要になってまいります。しかし、一方で最近の青少年の問題行動の深刻化や、青少年を巻き込んだ犯罪の多発など、その背景には家庭や地域の教育力の低下の問題があると考えられています。このため、家庭、地域、学校が一体となって、心豊かでたくましい子供を社会全体ではぐくもうと、学校等を活用し、放課後や休日に地域の大人の協力を得て子供たちの活動拠点を確保し、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう取り組む子供の居場所づくりの実施が望まれています。

本市においては、平成16年から心豊かでたくましい子供をはぐくむため、週末や夏休みの期間に文化センターを会場に、スポーツや物づくりなどの体験活動を通して子供たちが楽しく遊んで交流できる場の提供として、寒河江子ども土曜ランドに取り組んでおります。ニュースポーツや体験、竹細工、昔遊び体験、自然散策、そば打ちなど多彩な事業に取り組んでおり、好評を博しているようです。この事業は、平成16

年から3カ年事業として取り組んできているようで、先ほどの第5次寒河江市振興計画の実施計画が示されましたが、その中で放課後子ども教室の設置を平成19年に取り組むと示されました。

以下お伺いします。一つには、放課後において子供たちが安心して楽しく過ごせる居場所づくりを促進するため、放課後子ども推進事業と放課後児童健全育成事業の学童保育が連携する、放課後子どもプランが平成19年に創設される予定とされていますが、それらの放課後子どもプランの策定についてどう考えるのかお伺いいたします。

二つには、どのような形態の放課後子ども教室なのかお伺いします。一つには、実施する場所は、空き教室や体育館など小学校での活動を基本としますが、当面は児童館や公民館などで実施するケースも見込むなど、その場合でも将来的には小学校内で実施する方針だと言われているようですが、本市の場合どのように考えているのかお伺いします。

二つには、プログラムについてどう考えるのか、またどのようなスタッフを考えているのか。学習アドバイザーやコーディネーター、専任指導員の配置についてはどう考えるのか。それに教室の安全上からどのような体制を考えているのかお伺いいたします。

三つ目には、開催日、利用料、開設時間などについてどのように考えているのかお伺いをして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、不妊治療に対する助成についてでございます。

平成17年3月に策定した本市の子どもすこやかプランは、子育て支援策を総合的、計画的に推進し、子供を安心して産み育てられる寒河江市を目指して少子化対策に取り組むこととしております。御質問の不妊治療に対する助成についてでございますが、不妊治療のうち、特定不妊治療の体外授精及び顕微授精について、保険適用外で治療費が高額であることから、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成する事業が国の制度を受けて、県の事業として平成16年度から実施されていることは、御案内のとおりでございます。

平成17年度の県全体での利用者は175名で、村山保健所管内では91名となっており、増加傾向にあるようでございます。不妊に対する相談については、本市においては保健指導の中で相談の窓口となっており対応しております。県内保健所の女性健康支援センターでは、不妊に対する相談も受けており、平成17年度県全体では55件の利用があったようでございます。さらに、山形大学医学部附属病院では不妊に関する専門的な相談を無料で実施しており、平成17年度10名の方が利用されているようであります。

それで、子供が欲しいと望んでいるにもかかわらず子供に恵まれない夫婦は、およそ10組に1組あると言われております。子供が欲しい不妊に悩む夫婦に対し、安心して子供を産める環境づくりを整備することは大変重要なことと思っております。不妊治療費が高額であり、成果を得られるまでには相当の回数を重ねる必要がある場合が多く、経済的負担が相当大きいのが現状のようですので、助成制度は大変望ましい制度であると考えております。平成19年度から制度が拡充され、助成額の増額とともに、所得制限の緩和が図られるなど制度改正の動きがあることは、先ほど御指摘のとおりであります。

治療を受けられる夫婦の心情を考えた場合、情報の取り扱いについては、細心の注意が必要と考えているところであり、プライバシー保護に対する配慮などを踏まえながら、県の補助事業に市としましても独自の上乗せ助成を実施していきたいと考えているところであります。

次に、子育てサロンの質問にお答えいたします。

本市の子どもすこやかプランにおいては、子供を見守る地域づくりの具体的な取り組みとして、子育てサロンを計画しているところであります。これは、家庭での子育て力が低下しつつあるとともに、地域のつながりが弱まりつつある中で、地域のさまざまな人材や自然環境を活用し、地域ぐるみで子供を育てるためのものであります。現在子育て支援センターは、毎週水曜日に児童センターにおいて育児相談や交流会などを行っており、子育てサロンと同様の事業を実施しております。核家族化が進む中で、家庭で子育てに専念しているお母さん方の育児不安や子育て支援、そして情報交換などに対応しているところであります。

平成19年度には、来年度には新たな少子化対策として、地域での子育て支援として地区公民館を会場に、子育てに不安を抱えたり、悩んでいるお母さんたちが、子供を連れて気軽に集え、さらにリフレッシュできる子育てサロンを開設していきたいと考えております。内容につきましては、現在検討中ではありますが、地域の子育て経験者などの人材をボランティアとして協力していただき、また子育て中のお母さん方が自主的に子育てサロンにかかわっていただく中で実施してまいりたいと考えております。

次に、病後児保育についてでございます。

御指摘のようにこれは、病気は治ったが、集団保育ができない病気回復期の児童を一時的に預かるもので、現在のところ県内では山形市、酒田市、鶴岡市の3市で実施されており、場所については保育所が2カ所、民間の病院が1カ所となっているようであります。本市においては、ファミリーサポートセンターで対応しております。顔見知りの協力会員が会員の自宅に児童を連れて行って保育をしていただいております。保護者にとっても安心して預けていただいているところであります。

常設の病後児保育所の開設は、対応する職員体制の確保や安定した利用者数があることが要件となることと、病気回復期の児童を預かるため、緊急時の医療機関との連携などの課題もあり、今後本市の実情に合った病後児保育のあり方を研究してまいりたいと考えております。

私の方からは以上です。



○新宮征一議長 教育委員長。

〔大沼保義教育委員長職務代理者 登壇〕

○大沼保義教育委員長職務代理者 お答え申し上げます。

最初に、学校における食育の取り組みについてでございます。

このことにつきましては、このたび策定いたしました教育振興計画におきまして、生きる基盤となる食のあり方、人間形成とのかかわりを家庭、学校、地域それぞれが認識を新たにして実践すべく、命と心をはぐくむ食育を推進するまちづくりという大きな項目を設けまして、その中で子供たちの食育を高めるための各般にわたる施策の方向性をうたっているところであります。その中で特に子供たちが食に関する知識、自分の食を自分で選択する力を習得し、人と人とのきずなの大切さを学びながら、たくましい心身を培い、健全な食生活ができるよう、食の原点は家庭にあるという食育の原点に立ち返って、豊かな心と命をはぐくむための施策を重点的に推進してまいりたいと考えております。

これらを総合的かつ円滑に推進するためには、家庭、地域、学校におきまして今まず何をしなければならぬのかを認識することが肝要であります。このため、学校においては、親子で食の大切さを学ぶ場づくり、親子料理教室、食農教育の推進などに力を入れて取り組んでまいります。さらに、生涯学習においても食育や家庭教育に関する学習活動を奨励、支援してまいりたいと考えております。こうした取り組みを進める中で、家庭、地域、学校、それぞれの果たすべき役割というものを啓発しながら、お互いの密接な連携体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、早寝、早起き、朝ごはん国民運動について申し上げます。

御案内のとおりこの運動は、食育基本法が施行され、食育の重要性が高まる中、子供の望ましい生活習慣を育成し、生活のリズムを向上させ、読書や外遊び、スポーツなどさまざまな活動に生き生きと取り組んでもらうために、文部科学省が提唱しているものであります。これらを踏まえて、教育振興計画におきましても、基本的な生活リズムの大切さ、朝御飯の大切さを子供や家庭、地域が意識して推進することが大切であることをうたっております。

市内の小中学校に目を向けてみますと、実際には平成16年度からこれらの活動をPTA活動や学校の保健指導の中で積極的に取り組み始めた学校があります。そして、それらの活動が他の学校に広がって、児童生徒の基本的な生活習慣の涵養に大きな効果を上げております。寒河江小学校の事例を申し上げますと、親子で寝る時間や起きる時間を話し合っ、カードに記録するチャレンジ早寝、早起き運動、食に関するアンケート調査の実施、さらには保護者を対象とした生活リズムに関する講演会などを実施しております。他の学校におきましても、それぞれの実情に即して早寝、早起き、朝ごはん運動を展開しております。教育委員会といたしましては、今後とも各学校におけるこうした取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、子供と親の食育講座の実施についてお答え申し上げます。

先ほども申しあげましたが、食育を推進するためには、子供たちばかりではなく、家庭、地域が一体となって進めることが肝要であると考えております。このため、子供と親と一緒に食事をつくる体験、食に関する話題を共有しながら、食の大切さを学ぶことができるように、親子の料理教室、保護者を対象とした食に関する講演会などを各学校において実施してまいりたいと考えております。

次であります。放課後子ども教室についてお答え申し上げます。

文部科学省所管で、平成19年度から小学生たちの放課後の居場所づくり対策として、新たに放課後子ども教室推進事業が行われることになりました。現在行われている厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育と一体的、あるいは連携して行うこととして、その実施に当たりましては、市町村ごとに実施計画となる放課後子どもプランを策定することになっております。

まず最初に、放課後子どもプランの策定についてお答えいたします。

プランの策定は、教育委員会が主体になって進めてまいります。本市としては、学童保育、放課後子ども教室にはそれぞれのねらいがありますので、それぞれの特徴を生かし、子供たちに対する総合的な事業として進めてまいります。学童保育は、これまでと同じ内容で市長部局で実施し、放課後子ども教室については教育委員会で実施していくこととなります。実施に当たりましては、教育部局、福祉部局の行政や学校、学童保育、社会教育、児童福祉、PTAなどの関係者や地域住民から成る運営委員会をつくりまして、十分な意見聴取をしながら、協力体制をつくっていきたいと考えております。

次に、放課後子ども教室の内容について申し上げます。

この事業のねらいは、放課後や週末等に子供たちの安全、安心な活動拠点となる居場所を設けることにより、子供たちがスポーツや文化活動、交流活動、勉強などを展開していくというものであります。実施に当たりましては、これまで平成16年度から18年度までの3カ年にわたり、実施してきました寒河江子ども土曜ランドの成果を踏まえまして、さらに充実したものとして地域で子供を育てるという大きなねらいを持って、地元の地区公民館や分館等を活用しながら事業展開を考えております。

プログラムにつきましては、昔の遊び、遊び道具づくり、郷土料理づくり、ニュースポーツなど、体験活動を取り入れた事業展開で成果を上げていきたいと考えております。このような事業につきましては、全体的に、かつ総合的に調整していただくコーディネーター、そしてそれぞれの実施箇所で指導していただく2名の指導員等々に関しまして、退職された教員の方など、地域の方々のお力をおかりして、安全確保を図りながら実施してまいりたいと考えております。開催日につきましては、月2回、半日程度といたしまして、土曜日や日曜日、そして休日等を中心に考えております。利用料は無料といたしますが、材料代等については自己負担をお願いすることもあると考えております。なお、事業の対象といたしましては、市内の全小学校を考えておりますが、地域の実情等も考慮しながら実施をしていきたいと考えております。

以上答弁申しあげました。よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 那須 稔議員。

○那須 稔議員 それでは、2問に入させていただきます。

先ほどは、私の提案を真摯に受けとめていただきまして、御検討いただきまして、大変ありがとうございました。

不妊治療につきましては、先ほどもありましたけれども、平成16年から国が実施をしている事業でありまして、その前は保険適用にならなかったということで、実費で払われて、それぞれ経済負担が大きかったということで、16年度から実施をされ、山形県では16年の8月からスタートされているという事業です。

これは、そういうふうな中で、山形県内でも町におきましてそれぞれ不妊治療に対する事業が展開をされているようであります。

一つは、飯豊町においては、これは子宝支援事業というような事業内容になっておりまして、当然目的は不妊治療をする方に対しての経済的な負担を軽減するという事で助成をするという制度です。これは、平成16年以前からやっておられるようで、治療に対しては1年以上居住をした方というような条件がありますけれども、1回の医療費が自己負担の2分の1ということで、通算して30万が限度だというような制度になっておりまして、お話を聞きますと、これは県の場合は1年というような、あるいは10万というような限度がありますけれども、この場合につきましては、要するに1回の治療で医療費の2分の1限度で通算30万ということですから、何回でも使えるというような内容になっておりました。要するに1回治療、2回治療の区別がなかなか難しいということで、その辺はケース・バイ・ケースで判断をするという内容でありました。そういう意味では、非常に経済的負担が軽減されているのではないかなという事業でありました。

それから、いま一つは、これ合併したんですけれども、旧温海町の方でもこのとり支援事業というような事業でありまして、平成14年からこれ事業が展開されているようで、1回当たり15万を限度として2回ですから、2年というようなことでそれぞれやられておられました。

市長の方でも先ほど、現在の県の制度に上乘せをして実施をしていく旨の話がございました。本当にありがとうございます。それで、どの程度までを考えていらっしゃるのか、考えておられることがありましたらお話をお聞きしたいと思います。

それから、子育てサロンでありますけれども、これは市長の方でも19年から、地区公民館の方で実施をされていくというような回答がございました。これは、本当に地域の方々といいますか、子供さんたちを抱えているの方々、寒河江市では保育所とか、あるいは子育て支援センター等でやられておられますけれども、やっぱり身近なところで行って話をしたり、あるいは相談したり、情報交換する場というのがないかというような声もありました。そういう意味では非常に喜んでいらっしゃるのではないかなと思います。

それで、これと大体同じような事業で相当数ありますけれども、高齢者のためのサロンというのがありました。これも各公民館を利用して地域の方々が取り組むということで、非常に盛り上がった事業で、要するにぼけ防止、お年寄りの集まる場を提供して、自らがぼけ防止のために取り組むというようなことの事業でありますけれども、この事業も非常に今盛んに公民館等で行われている事業ではないかなと思いますけれども、私はできるならばお母さん方ばかりではなくて、高齢者とともにお母さん方も一緒に触れ合うような、そのような事業ということになりますと、いわゆる子育ての経験ということなども先輩高齢者から聞かれるのではないかなということもありますので、今回地区公民館を考えていらっしゃるということなんですが、私は将来的にはこういう形で公民館等々利用しながら、子育てサロンということなども拡大することによって、子育てで悩んでいるお母さん方、特に先輩諸氏の方々から相談をして受けられるという情報交換の場に即つなげていくのではないかなと思いますので、その辺何か考えがありましたらお

聞きをしたいと思います。

それから、教育、食育に関してでありますけれども、早寝、早起き、朝ごはん運動、これは先ほどもあったように全国展開されている事業でありまして、特に今年の4月から全国協議会が設立をされまして、全国的に波及していったと。青少年団体とか、あるいはスポーツ団体とか、あるいは文化関係団体とか、あるいは食育推進団体とか、あるいは経済界を巻き込んで大きな中でこの協議会が立ち上がっているようです。それで、寒河江市でもそういう意味ではもう既に取り組んでおりまして、各学校で早寝、早起き、朝ごはん運動を実施されているということでありました。

これは、地域を巻き込むということが非常に大事なところではないかなと。全国の例などを見ますと、学校とともにその地域にある例えば幼稚園とか、保育所とか、あるいは地域の団体さん、町会長、婦人会、それらの団体さん等巻き込みながら、地域を挙げて早寝、早起き、朝ごはん運動をやっている地域もございます。これは、連絡協議会を立ち上げながら、常に情報交換をしながらやっていると。ということで、それとともに例えばあいさつ運動とか、あるいはもったいない運動とか、いろんなものを巻き込みながら、朝の読書などを巻き込みながら、その地域を挙げて保護者とともにやっていると。いう事業があります。

ですから、寒河江市としても先ほどありましたように、学校ではやっていると。思うんですが、その地域を巻き込みながら、この早寝、早起き、朝ごはん運動をすることによって、より一層地域と学校、あるいは保護者と学校、保護者の食育に対する意味合いが非常に大きくなっていくのではないかな、このように思いますので、その辺の考え方について何かありましたらお聞きをしたいと思います。

それから、放課後子どもプランでありますけれども、19年度に子どもプランの作成ということがございました。これは、学童保育との絡みでプランを作成するということであるんですが、先ほど子どもプランの作成に当たってのいろいろと道筋などもございましたけれども、放課後子ども教室、これは寒河江市内ではもう既に16年度から実施をしておられまして、非常に好評を博しているわけでありまして。それで、今回19年度から新たに放課後子ども教室ということで移行をするような形になるんですが、一つは先ほどもありましたが、安全上の問題、先ほどスタッフ、それからコーディネーター、それから専任指導員とありましたが、今回の放課後子ども教室の中では具体的に安全管理員ということで明示されております。ですから、その安全管理員という方をどこにどういう方を選定して、どういうふうなことで管理をされるのか、その辺の体制について何か考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

特にこの事業につきましては、先ほども1問でも申しあげましたが、今は公民館とか、あるいはそれらのところで開催することがあるかもしれませんが、将来的には小学校でやるということは、子供の安全上の問題があると。要するに子供たちが移動することによって交通事故、あるいは不審者等の問題があるということで、放課後子ども教室については、自分のいる学校を主体とするんだというのがうたわれているところでありまして、将来的にも学校を主体とすることによって子供たちの安全確保がとらえられるんじゃないかというような発想がありますので、その辺含めながらどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

以上で2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 不妊治療に対するところの上乗せ助成でございますけれども、どの程度の額かとか、あるいは助成の方法のやり方、それについてはこれから検討させていただきたいなど。やることはやりますと、こういうことでございます。

それから、サロンでございますが、ボランティア活動に期待しなくちゃならないと、こういうことが大きな前提だろうと、このように思っておりますが、内容をさらに詰めてまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大沼保義教育委員長職務代理者 ただいま那須議員からございました基本的な生活習慣の乱れというのは、まことにゆゆしきことかなと委員会としても議論しているところでございます。おっしゃるとおり地域を巻き込んだ大きな運動にしなければいけない、おっしゃるとおりかなと思います。

あと実務的なこともございますので、教育長並びに担当課長から答えさせていただきたいと思います。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 私からは、早寝、早起、朝ごはん運動についてお答えを申し上げます。

この運動につきましては、先ほど1問で御答弁申しあげましたとおり、基本的な生活習慣の確立という面が非常に大きいものでございまして、ただいま議員からございますとおり、家庭の中の大人を巻き込んでやらなければ前に進まない事業だなという感じしております。そういった意味で大人自らがこの事業に参画していくような、そういった形で推進してまいりたいと。どのような形でやっていくかについては、今後詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○新宮征一議長 生涯学習スポーツ振興課長。

○工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 それでは、お答えいたします。

一つは、安全管理員の体制についてということでした。

この事業の趣旨が、地域の方々の参画を得て、地域住民との交流活動等に取り組むんだということがございます。そんなことで地元の方を各実施単位ごとに2名配置して、安全確保を図ってまいりたいつもりでございます。あと実施の場所、国の方では原則として小学校の余裕教室を使ってということですが、この事業できたばかりということで、当面は市町村の実態に配慮してやってよいというようなこともございます。本市では、土曜日を中心として開催していくということから、一番身近な近くにある地区公民館、それが遠い場合は地元の分館、こういった身近な場所を使ってやっていくつもりでございます。



○新宮征一議長 那須 稔議員。

○那須 稔議員 最後に食の実態ということでちょっとお聞きをしたいんですけども、先ほど1問目で私も、うちの党の方で食育フォーラムを10月8日に開催をさせていただきました。その前に寒河江、西村山におきまして、約1,600名の子供たちに対しまして、アンケート調査をさせていただきました。そのアンケート調査の結果を見ますと、3日から4日食べているというのが6パーセント、1日から2日食べている子供が3パーセント、ほとんど朝食べていないというのが2パーセントの結果でした。それから、親子で食事をしているかとの調査では、親子で一緒に食事をとっていないというのが5パーセントありました。この数字は、県の数字よりも低いんですけども、要するにそれだけ食の実態というものが非常に乱れているというような状況がわかってまいりました。

たしか教育委員会の方でもアンケート調査、学校ごとにやられているのではないかなと思いますけれども、調査をすることによって次の事業が進んでまいります。ですから、そういう意味では逐次子供たちの今の現状把握といいますか、実態把握をきちっとすることによって次の事業が出てまいりますから、その辺の調査の実態、今どういうふうな方向にあるのか、わかっている範囲内でお聞きをしたいと思います。

以上で3問とします。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大沼保義教育委員長職務代理者 それじゃ、大変具体的なこととなりますので、担当室長より答弁させていただきます。

○新宮征一議長 指導推進室長。

○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 お答え申し上げます。

市全体で朝食のとっている状況については、まだ現在把握している段階ではございません。各学校でP  
T Aを中心にしながら親の啓蒙を図るためにアンケート調査した結果がございますが、私どもに来ている  
のはまだ数校ですので、全体のことは申しあげることができません。

以上です。

散 会 午後1時53分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

平成18年12月11日(月曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)

1番	新宮	征一	議員	2番	佐藤	藤	毅	議員
3番	鴨田	俊廣	議員	4番	榎津	博	士	議員
5番	木村	寿太郎	議員	6番	松田	忠	孝	議員
7番	猪倉	謙太郎	議員	8番	石川	春	義	議員
9番	鈴木	賢也	議員	10番	荒木	勝	吉	議員
11番	柏倉	信一	議員	12番	高橋	陽	文	議員
14番	佐藤	良一	議員	15番	佐藤	明	子	議員
16番	川越	孝男	議員	17番	内藤	敬	一	議員
18番	那須	稔	議員	19番	佐藤	忠	男	議員
20番	遠藤	聖作	議員	21番	伊藤			議員

○欠席議員(1名)

13番	高橋	秀治	議員
-----	----	----	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大沼保義	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併)選挙管理 委員会事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課行財政 改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	市民生活課長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	学校教育課長	菊地宏哉	学校教育課指導 推進室長
工藤恒雄	生涯学習スポーツ 振興課長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	監査委員 事務局長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成18年12月第4回定例会

議事日程第4号

第4回定例会

平成18年12月11日(月)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

平成18年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、羽橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。



## 一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、12月8日に引き続き、一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成18年12月11日(月)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
14	教育振興計画について	国、県において人材を人財にすべく、 現在教育が旭上に上がっています。本市 では6月より23名からなる検討委員会 が計4回開催され多岐にわたって意見交 換がされましたが、 検討委員会での審議内容はどのように 反映されたのか 本市教育の現状と課題をいかに克服し ていくのか	10番 荒木春吉	教育委員長
15	市立図書館について	03年の地方自治法改正で図書館等の 公的施設の運営を民間委託できる「指定 管理者制度」が導入された。本市でも来 年度の実施を目指しているが、 開館日数、時間以外で取り組もうとし ている項目はあるのか 資料購入費を確保するには		教育委員長
16	さらなる住民主体 の市政を目指して	議会中継(インターネット)の実施に ついて 実施計画の変更は事前に説明をするこ とについて 税外負担の廃止について	16番 川越孝男	市長
17	除雪計画について	県・市における相互協力等について 一斉除雪について 除雪機械の効率稼働について	2番 佐藤毅	市長
18	最上川寒河江緑地 について	建設促進について		市長

## 荒木春吉議員の質問

○新宮征一議長 通告番号14番、15番について、10番荒木春吉議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告してある課題について質問いたしますので、答弁よろしくお願いたします。

まず14番、教育振興計画についてお尋ねいたします。

国においては、小泉首相から安倍首相にかわり、美しい国づくりと開かれた保守主義を掲げ、とりわけ教育基本法の改正を目指しております。いまだ成立はしていませんが、来年の通常国会で教育関連法改正をし、教育免許更新制の導入や教育委員会の見直しに道筋をつけようとしています。

教育基本法前文に、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と明記してあります。「まつ」という述語は、一人一人の個人の権利としての教育に対応するもので、国家からの押しつけではないと思います。

しかしながら、今学校ではいじめによる自殺や高校での未履修、加えてやらせタウンミーティングの発覚等がマスコミをにぎわせています。県内の高校では、女生徒のいじめによると見られる自殺も起こって、教育界を震撼させました。

もろもろの課題がある中、国、県において人材育成を目指す教育が進められています。こうした目まぐるしく変わる教育環境の中、本市では教育振興計画が策定されました。そこで、質問いたします。

検討委員会の答申内容は、教育振興計画へどのように反映させたのか。

教育振興計画に明記されている現状と課題は、どのようにして克服しようとしているのか、の2点を伺います。

次に15番、市立図書館についてお伺いいたします。

本市立図書館は、開館以来15年が経過し、蔵書数12万余冊、来館者も年間8.7万人となるなど成長、進化してきました。全国自治体の財政悪化を受けて、図書館数と資料費総計を比較してみると、10年前が2,363館が、今年は2,963館に、資料費は8年前の350億円から、今年は307億円に減ってきている状況にあります。

公立図書館のサービス向上面についてみると、今年7月にオープンした都内稲城市立中央図書館では、24時間貸し出し対応やＩＣタグ利用など、一部新刊の発売当日準備など、公立図書館にはなかった試みを行っています。先日の毎日新聞の雑記帳によると、合併しない宣言をした矢祭町が、全国に不要図書寄贈を呼びかけたところ、今月1日現在27万861冊に達しているというのです。逆境やピンチこそが、知識と知恵を生む母であります。

文春1月号に「父親のすすめ」の著者、日垣隆さんが読書の効用を七つ挙げています。一つ、おもしろいから。二つ、背伸びができる。三つ、人はいろいろ。四つ、知的好奇心を満たす。五つ、先達に学ぶ近道である。六つ、世間を広く知ることができる。七つ、あり得たかもしれない人生を活字上で味わえる。

03年の地方自治法改正で、図書館などの公的施設の運営を民間委託できる指定管理者制度が導入されました。本市でも来年度の業務委託を目指しているが、開館日数、時間以外に取り組みようとしている項目はあるのか。二つ、資料購入費をいかにして確保するのかの2点を伺って、第1問といたします。

○新宮征一議長 教育委員会委員長。

〔大沼保義教育委員長職務代理者 登壇〕

○大沼保義教育委員長職務代理者 おはようございます。きょう大谷教育委員長が不在になっておりますので、職務代理者の大沼が答弁させていただきます。

最初に、教育振興計画について、検討委員会での審議がどのように反映されたのかという御質問にお答えをいたします。

教育振興計画は、すべての市民がかかわり合いを持ち、よりわかりやすく、学び、考えながら、それぞれの教育課題ごとに取り組みられるよう従来の学校教育、社会教育などといった縦割りのな計画構成を意識的に横断的なものとしております。

また、本市が初めて策定する教育振興にかかわる計画であるということから、あえて教育委員会が素案を示しまして、それに多くの場で御議論をいただく方式をとってまとめております。市議会の議員懇談会、多くの市民に御参加いただいた教育座談会や市校長会、社会教育委員会、さらには素案を市のホームページに掲載したことにより、電子メールによる御意見や御提言をいただきました。これらの御意見や御提言についても、5回にわたる検討委員会の場に提示しております。検討委員会では、それらの多くの市民の考えを踏まえ、それぞれの立場から十分に御審議をいただいたものであります。教育振興計画は、検討委員会の答申の内容を踏まえて策定したものでありまして、十分に反映させていただいたところであります。

次に、本市教育の現状と課題をいかに克服していくのかという御質問にお答え申し上げます。

近年、生活の多様化や少子高齢化、核家族化の急速な進展など、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化しております。それに伴いまして、これまで地域や家庭で培ってきた教育力が低下し、他者を思いやる心、規範意識や道徳心、自立心など、私たちが大事にはぐくんできた人間としての力が失われつつあると言われております。

私たちの生活の姿も激変いたしました。物質的な豊かさと利便さを追い求める中で、失ってしまった大切なものが幾つもあります。例えば、日常生活で活字を通して考えることや、読書の大切さがおろそかになっております。また、生きる上で最も基本となる食べることについても、飽食の中であって食の本当の意味を見失いがちになっております。

このようなことから、子供たちの学力低下、家庭で起きている親子の問題、子供同士の人間関係の問題などの今日的な教育的課題をとらえながら、家庭や地域の教育力を高めることが求められております。

これらの課題に立ち向かい、望ましい教育環境をつくり出していくために、この教育振興計画では、読書の盛んなまちをつくろう。それから、命と心をはぐくむ食育をみんなで考えよう、そして実践しよう。そして、家庭、学校、そして地域が力を合わせて子供たちを守り育てようなどの柱を設けました。この計画を実現するには、すべての市民がお互いに力を合わせ、かかわり合いながら、人づくり、まちづくりに参画し、行動することが必要となります。

今後具体的な施策の推進に当たっては、計画的かつ適時に実施していく必要がありますので、逐次課題を十分に把握しながら的確な対応を図り、計画的に推進していきたいと考えております。

次に、市立図書館についてお答えを申し上げます。

市立図書館では、教育振興計画で掲げました、読書の盛んなまちづくりの推進に向けて、市民や学校などの幅広いニーズにこたえながら、生涯の各期における読書活動の支援と、生涯学習の拠点施設として市

立図書館の運営に取り組んでおります。

利用者から、開館日の拡大や開館時間の延長に対する要望が寄せられていることを受けまして、平成19年度からは図書館資料の貸し出し業務等を民間委託することにより、効率的に開館日の拡大や開館時間の延長を行うため、その準備を進めております。

計画では、開館日を現在の294日より34日多い328日としまして、休日や祝日は原則開館としております。平日の開館時間は、来年度から土曜日も含めまして、すべて午後7時30分までに延長をいたします。ただし、12月から2月までの冬期間は1時間繰り上げまして、午後6時30分までとする予定であります。このような方策によりまして、働いている方や学生などの図書館利用の利便性は大幅に向上するものと考えております。

そのほかの取り組みについて申し上げます。一つには、蔵書検索システムの充実を図りまして、インターネットを活用して検索できるようにしてまいります。これによりまして、家庭や学校などからいつでも希望する図書の有無、貸し出し状況などを知ることができるようになります。

また、他の公立図書館とのネットワーク化を図るとともに、読書グループ、読書会、親子読書会などに対する活動支援、また郷土の歴史、文化コーナーの充実などを行い、市民の自主的な読書活動の推進を図ってまいります。

さらに、幼児期に絵本などに親しむ体験をすることは、人間性をはぐくむ上で極めて大事なものであります。そのためよい本との数多いめぐり会いを実現するため、幼児施設や学校、公民館などとの連携を強めまして、読書活動推進委員や読み聞かせボランティアの活動を支援するとともに、お話会や図書館フェア、そして絵本の部屋の充実などを行ってまいります。

次に、図書資料の購入費についてお答えをいたします。

図書館では、市民のニーズにこたえる資料の収集と提供に努めてきております。蔵書冊数は17年度末で一般書8万5千冊、児童書2万9千冊、視聴覚資料3,800点など、合計12万冊になっております。これは、県内13市の市立図書館の中では、蔵書数だけではなくて、貸し出し状況や市民1人当たりの資料費を見ましても、上位の内容になっております。

図書資料の選定に当たりましては、学校図書館との連携を図るなど、効率的な整備に努めるとともに、図書購入基金の活用などによりまして、必要な図書購入費の確保を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、読書普及と図書館サービスの向上に努めまして、より一層図書館の利用を高めながら、ニーズに応じた図書館資料の整備に努めてまいります。

以上、答弁といたします。ありがとうございました。

○新宮征一議長 荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 答弁どうもありがとうございました。

私、14番について三つほどお話ししたいと思います。教科書のことについて一つ。教科書無償化のおかげでというか、一応国家予算は395億円ですが、無償化のおかげでどうなったかということ、教科書が薄くなって、絵が入っているというイラストが多くなって、わかりやすくはなったんでしょうが、生徒に対する適正な負荷が、果たしてふさわしいのかなと私は思っています。

ちなみに、小学校の教科書の1冊当たりいくらかかっているかということ、小学校では339円、週刊誌1冊が295円、正確に言うと295円ですが、小学校では339円、中学校では487円、高校では、高校は学校ごとの採用ですから、これは値段は多少違います、751円となっています。果たしてこのぐらいのお金で、生徒に対して塾に行かなくても済むような勉強が果たして可能なのかと私は思っています。市の予算の中に副教材費が盛られておりますが、そこら辺のことも活用して、教科書は外国並みとは言いませんが、できるだけ私は厚くしてもらいたいなど、塾になんか行かなくても勉強ができるように。

何で日本の社会が少子化になったかといえば、一端は教育に余りにもお金がかかり過ぎるからじゃないかなと私は見えています。根元のことを解決しない限り、別な少子化のことも解決しないんじゃないかなと私は思っています。

二つ目、振興計画の中にも懇切丁寧に「食農教育」ということがうたわれています。多分県の教育振興計画をもいろいろ参考にしたと思うんですが、こんなこと言うと怒られるかもしれませんが、県の振興計画の中には、県の中学校の完全給食実施率もちゃんと明記されておりますね、たしか最新のあれでいいますと、中学校の給食実施率は17年5月1日現在で62パーセント、小学校が98.7パーセントと私は聞いてまいりました。生徒の心身をたくましくするには、弁当でも給食でも結構ですけども、そこら辺のことをよく考えていただかないといけないんじゃないかなと。

この間NHKのテレビを見ていましたら、都内の小学校では敷地の中に学校田はおろか、ハス栽培の泥田もつくって食農教育をやっている場面を私見ました。我が山形県寒河江市は、周りがみんな田んぼ、畑ですから、そういう環境には恵まれていると私は思います。それを生かして、ぜひ生徒さんが健やかに育てるような食農教育をしていただきたいと思っています。

この間テレビで見たんですが、今注目の杉並区立和田中学校の藤原和博という民間出身の校長がいますが、その人のモットーそのものが、校舎の中の各教室から緑が見えるというか、樹木が見えるというか、芝生が見えるというか、そういう方針と、もう一つ、一緒に昼休み生徒さんと弁当を囲んで話しているんですね、校長先生がですよ、生徒2人さんとたしか、私NHKテレビで見たんですが、多分地元の校長先生は忙しくてそんな時間はとれないと言っただろうとは思いますが、そういう時間をとっていじめなどが起きないようにしているんだなと私は思いました。

三つ目、私緑政会で本楯地区で市政報告会をしたときに、ところで寒河江市ではいじめはないんですかと私聞かれました。私が文教委員長でありながら答えることができなかつたんですが、本市では何件ぐらい把握しているのかについて、まず伺いたいと思います。

次、15番について質問したいと思います。

財政が大変な中、我が寒河江市の図書購入費はそんなに、減ってはいますが、大変な努力をされて確保していると私も思います。でも、図書館という建物が仏なら、仏に魂を入れるのは、結局は図書購入費な

のかなと私は見えています。いろんな今メディアの発達で、本だけでなく、パソコンとか漫画とかDVDとかいろんな機器があります。すごく難しい状況だろうなと思います。

でも、今東京6大学野球の法政大学というところがあるんですが、その中の江戸学の先生に田中優子というのがいます。これは美人の教授ですが、何をもとにゼミで授業をやっているかという、白戸三平さんの「カムイ伝」をもとに、何をやっているか私わかりません、意匠論をやっているのか、百姓一揆のことについて勉強しているのかそこわかりませんが、それをもとに大学生ですら勉強しているわけです。

ちなみに、我が図書館にもたしか「カムイ伝」があるはずだと思います。そういうことを有効に生かしていただいて民意向上というか、民力をつけるためというか、に役立てていただきたいなと思っています。

今回の議会でいろいろ話が出ました、給食費の未納であるとか、国民健康保険の滞納であるとか、少子化の問題とか出ましたけども、でっかい言葉で言うと、図書館の整備をするとすぐ効き目はありませんけれども、そこら辺に少しは資するところがあるのではないかなと私は思っています。自分の希望としては、図書館が破裂するぐらい、いろんな資料まみれにしていきたいなと思っています。

以上で2問とします。何か答弁があればお願いします。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大沼保義教育委員長職務代理者 今4点の御質問いただきました。具体的なところは、担当の方の教育長、室長、課長の方をお願いしたいと思いますが、一つ、食農教育の話をちょっと私からもさせていただきますが、答弁させていただきますが、今学校ではほとんどの学校で稲作づくりをやっております。

ただ、私も私の仕事柄非常に興味があるんでありますけれども、米づくりというのはやっぱり田んぼづくりから始まるわけであって、果たしてポットで米をつくることで本当の教育になるのかというところは私は非常に疑問を持っていて、やっぱりまさに「瑞穂国日本」と言われる、この日本のすばらしい美田があるわけでありまして、これ常に清らかな水が流れて新しいものになって、いわゆる何回でも同じ場所です。

そういったところ、その中で子供たちはその水の中にいる水生動物、オタマジャクシなりゲンゴロウ虫なりさまざまなものがあるわけです。そういう中でだんだん稲が成長していくというのは、まさに理科の実習なんです。だから、収穫をする喜びとともに、そういう多面的な教育効果があるという意味において、私はこれから小学校においてもやっぱりちゃんとした米づくりというものを実践させるべきじゃないかと、かねがね校長先生方には申しあげているということで、今荒木議員からありましたような考え方は、私も全く同感でございます。ぜひそのような方向に進めるべきじゃないかなと思っております。

あと教科書問題、いじめの問題、図書館等の問題、具体的なことに関しては、先ほど私いろいろ答弁申しあげましたけれども、図書館の開館の日数とか、開館時間を長くすることが非常に大きな市民へのサービスになって、市民もそれだけ多く図書館を利用できるという意味では、大変意義のあることかなと思っておりますが、おっしゃるとおり蔵書をふやすということも確かに大事なことでありますので、その辺に關してもちょっと担当の方から逐次答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 指導推進室長。

○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 じゃ、お答えいたします。

最初に、教科書についての御提言がございましたけれども、現在の様子だけ申しあげます。現在は3年に1度各教科数社の会社ございますが、その中から子供たちの実態や地域の実態に合った教科書はどれなのかということで選択をして決めているところでございます。3年に1度教科書の見直しということで、今進めている段階でございます。

それから、いじめについての御質問がございましたが、今年度報告を受けたものは3件ございます。すべて本人たちへの指導や保護者を交えた話し合い、周囲の子供への指導も済み、今はすべて解決しておりますが、報告としては3件承っているところです。

なお、校長会や生徒指導主任会などを通して、そのようなことが起こらないような学校づくりに向けて努力していただいているところでございます。

以上でございます。



○新宮征一議長 生涯学習スポーツ振興課長。

○工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 それでは、図書館の件についてお答えいたします。

一つ、漫画の本ということで、大学でも活用しておる、そういう実態もあるということで御指摘ございました。市立図書館におきましても、高い評価を受けた漫画の本、また評判の本、そういったものにつきましてもそろえるようにしております。現在図書710冊、視聴覚資料70点、合計約780冊ほどの漫画関係の資料がございます。こちらの方につきましても、理解しやすいというような観点で評価しながらそろえてまいりたいと思います。

それから、図書購入費の整備のことでございます。先ほどお答えしましたように、開館日数の拡大ということで、実際計画どおり拡大になりますと、県内では2番目の開館日数の多さになります。また、時間につきましても平日、土曜日も含めまして午後7時30分ということで、仕事帰りにもお寄りいただけるような体制になります。

さらには、自分の見たい本がインターネットで家庭から、また職場等からも調べることができるというような、そういうこともございます。そういう施策を通しながら、市民の利用拡大、このことが図書購入費の確保、充実につながっていくものと思っております。そんなことで、私ども読書の盛んなまちづくりという施策を通しながら、図書資料費の購入拡大につきましても図ってまいりたいと思っております。

## 川越孝男議員の質問

○新宮征一議長 通告番号16番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた意見をもとに、私の提案も含め質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

今日の地方自治体を取り巻く状況は、急速な少子高齢者社会の到来に加え、国民の政治離れや厳しさが増す財政状況など、課題は山積しています。その一つである財政状況について、私が議員になって以降示された平成2年度から17年度までの16年間の一般会計決算を見ますと、16年間の平均財政規模は145億1,900万円であり、投資的経費の歳出額に占める割合は22.3パーセントの32億3,300万円であります。平成16年度以降は、1けた台の1,100万円台となっています。

さらに、実施計画では、19年度が6.4パーセントの8億6,790万円、20年度は6.3パーセントの8億5,130万円、21年度は4.3パーセントの5億6,040万円となっており、16年間平均の24パーセント弱に減少しているであります。

投資的経費の中でも、市民生活に深いかかわりのある道路新設改良費を見ますと、16年間の平均が4億5,200万円ですが、平成16年度は半分の2億2,800万円となり、今議会に示されている17年度決算では6,900万円となっています。

さらに、18年度当初予算では1,359万円であります。向こう3カ年の実施計画では、19年度が1,500万円、20年度が1,100万円、21年度が400万円となっているのであります。生活道路の改良整備は、市民の要望も強く、隣接者の同意書なども付して要望書を提出してから10年以上もたっているのに、いまだ整備のめども示されない地域があり、その住民は不安を抱いているのであります。

今回の質問は、このようになった原因についての議論は別の機会に譲って、このような状況の中で住民の声にこたえ、行政はどうすべきかについてただしたいと思えます。

また、国民の政治離れが一つの問題になっています。本市でも、グラウンドワーク手法による市民参加型のまちづくりが進む一方で、市民の政治参加を示す公的な数値と言われる選挙の投票率を昭和50年以降で見ますと、毎回低下しているのであります。市長選挙は8回行われ、4回が無投票で、4回選挙が実施されています。その4回を見ますと、53年が91.29パーセント、60年が68.02パーセント、平成8年が69.08パーセント、16年が63.51パーセントとなり、昭和53年との比較では27.78ポイント低下しています。

市議会議員選挙で見ますと、補欠選挙を除いた任期満了の選挙を対象にすると、昭和50年の選挙がその4年前より0.29ポイント低い92.88パーセント、54年が0.29ポイント低い92.59パーセント、58年が1.43ポイント下がって91.16パーセント、定数を30名から26名に4名の定数を削減した62年の選挙が、2.56ポイント下がって88.6パーセント、平成3年の選挙では0.88ポイント下がって87.72パーセント、平成7年の選挙は4.66ポイント下がり、83.06パーセント、定数を26名から24名に2名削減した平成11年の選挙では、2.09ポイント下がって80.97パーセント、さらに3名の定数を削減し、21名とした平成15年の選挙では、5.29ポイント下がって75.68パーセントと、選挙ごとに投票率が低下しているのであります。

そのような中で、市民の市民による市民のための政治、いわゆる真の地方自治を確立するためには、さらなる住民主体の市政を目指さなければなりません。自己決定、自己責任といっても、責任だけが負わさ

れ、決定の機会への参加が保障され、決定過程がオープンでなければ住民の不満は募り、理解や信頼は得られないと思うのであります。逆にこういった課題に正面から取り組むことによって、住民の信頼が高まり、住民自治が育つものと思うのであります。

そこで、通告番号16、さらなる住民主体の市政を目指して、3点について伺います。

市議会のインターネット中継について伺います。山形県議会がようやく本年6月定例会からの実施が示すように、県内の各自治体、各議会の取り組みは、全国的に見ると大変おこなわれています。現在酒田、鶴岡、飯豊、白鷹の2市2町で実施されているようであります。

平成13年から実施されている飯豊町の場合は、当初県内の他の市町で実施されていたビデオカメラによる庁内放映について予算化したが、庁内のOA検討委員会で将来を見通し、もっと効果的なものをとということで、パソコンやインターネットを活用した中継が12月から実施されたとのこととあります。その結果、議会側、当局、住民それぞれから好評を得ているとのこととあります。担当者の説明によると、議員の質問が内容のあるものになったとのこと。当局も議員の質問を真摯に受けとめ、誠意のこもった答弁になったそうです。

メリットとしては、職員の意識が変わり、高まったことや、今後の仕事の準備ができるようになったこととあります。また、担当者が見ていて誤りがあれば、スピーディーに対応できることや、ガラス張りの政策論議ができることとあります。

議員の声としては、従来の議会報告と違って、即刻タイミングよく住民に報告や周知がされることと、緊張感が出てきたこととあります。当局としては、議会の承認や議決を得た状況を町民に知らせる方法として、中継は効果的でわかりやすい方法であるととらえているとのこととあります。どこの議会も傍聴や会議録の開示など公開はされています。しかし、いつでも、だれでも、どこでも、見たいときに見る、聞きたいときに聞くとすれば、まさに本会議をインターネットで生中継、録画中継をすることは最良の方法であり、市民から市政に関心を持ってもらう絶好の方策だと思います。

小中学校でのパソコンの学習や、携帯電話が驚異的に普及している現在、身近な問題について、身近な人たちによる議会の様子をダイレクトに見られることは、若者をはじめ市民の政治離れを克服する一助になるのではないのでしょうか。検討に値する課題と思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

二つには、実施計画を変更する場合の議会への対応について伺います。

3カ年ローリングの実施計画は、通常市議会全員協議会で説明がなされ、12月定例会に行政報告としてなされています。途中での変更もあるわけであり、その場合には議会に対しての説明をすべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

三つには、税外負担の廃止について伺います。

財政が厳しいことを理由に、さまざまな受益者負担が話題にされますが、私は基本的には税外負担はなくすべきだと考えています。今回の質問は、市道の認定及び市道の整備に限って伺います。市道の認定及び市道整備に際して、地元負担金は求めるべきでないと思いますが、市長の明快な答弁を求めまして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、議会の中継の問題でございます。

市政に関する情報の提供につきましては、市民との情報の共有を図る上でも、また市政に対する関心、理解を深めていただく上でも重要なものであると考えております。

今日の情報化時代、一人一人がパソコンからインターネットに接続し、知り得たい情報をいつでも容易に取り出せる時代となり、今後行政と市民とを結ぶ行政手続きがインターネットで済ませられるなど、なお一層強化が推進されてまいります。

現在、行政情報の伝達手段といたしましては、月2回発行の市報、広報紙の「さがえ」や、市のホームページ、それから各種座談会、市政を語る会などを通して、さまざまな市政情報を伝達しているところでございます。市議会における傍聴制度も、情報伝達の一つであろうと考えております。高度情報化時代の中、議会における議案審議や一般質問などをインターネット中継や、録画で情報を発信する制度を実施している自治体も出てきております。

平成17年4月時点での総務省の調査によりますと、全国では109自治体で実施しておりますし、県内では御指摘のように、酒田市、鶴岡市、白鷹町、飯豊町で実施されております。

本市においても、インターネット中継並びに録画を配信してはどうかということではありますが、全国の自治体を見ましても、実施団体は少数であります。また、県内自治体にお話を伺いますと、アクセス件数も少ないのが現状であり、まだまだこれからの広報手段であるのかなと考えているところであります。

本市では、今申しあげましたように、多岐にわたる市政情報を市報を通じてタイムリーに、かつ具体的に市民に対してお伝えしているところでございます。市議会におかれましても、議会ごとに「さがえ市議会だより」を発行され、会議のあらましを掲載し、全戸に配布されております。

また、平成16年の11月から議会のホームページも開設されまして、市議会をより身近なものとするべく議会の情報の提供がなされております。今後さらなる情報化の進展を考慮いたしますと、情報通信技術を活用した動画による広報手段はそれなりのものもあるかと思いますが、配信設備の整備等も必要でありまして、現時点においては難しいものと考えております。

当面ホームページの充実に努め、市政情報の市民との共有を図ってまいりたいと考えております。市議会におきましても、広報紙やホームページなどを活用するとともに、傍聴者の数をふやせるような活性化策を推進し、関心、理解を深めていただければと考えております。

次に、実施計画の変更についてお答えいたします。

実施計画につきましては、御案内のように毎年3カ年のローリング方式により、具体的な事業内容や財源内訳などをお示ししておるわけでございます。先般、平成19年度から平成21年度までの実施計画を御協議いただき、本議会に行政報告をしたところでございます。

その際に、現在の本市の財政状況は、地方交付税の減少や社会保障費の負担などがふえ続けるなど、非常に厳しい状況にあること、また社会経済情勢の変化や国、県の動向など、まだまだ不確定要素が多くあるため、現段階でわかり得る中で策定したことは、さきの全員協議会において説明申しあげたところでございます。

実施計画の策定に当たりましては、市税や地方交付税、国、県の補助などの動向や財政状況を予測し、住民の要望や行政に対するニーズ、事業の緊急度、優先度などを考えながら、具体的な事業を厳選し、十分に検討した上で策定しているものであります。

しかしながら、3カ年の計画期間内においては、国や県の財政状況の変化、地方財政計画や補助基準の変動、事業効果の検証などによって事業の見直しや変更などが起こり得るものであります。このようにして策定した実施計画案は、全員協議会の中で実施計画の要旨を御説明申し上げながら、さらに担当課長等から具体的な事業内容や進捗状況、財政計画などを説明させているところであります。これまでも前年度に策定した実施計画が変更になった場合は、その場において事業の変更や制度の改正点など、状況の変化についてもあわせて御説明申し上げてきたところであります。

今後におきましても、実施計画を盛り込んだ事業については、極力予算に反映させたいと考えておりますので、事業の見直しや変更などが生じた場合につきましては、毎年実施計画を御協議いただく全員協議会で説明申し上げていきたいと考えておるところであります。

次に、道路の関係の税外負担ということでございますが、市道認定というような場合があるわけでございますけれども、市が幹線道路などを整備するに当たりましては、市の方針で認定を行う場合や、地区からの要望を受けて認定を行う場合があるわけでございます。また、市道整備の段階、前段階としての認定する場合でございますけれども、市道となった後に道路拡幅整備が必要となるような場合、用地等の御協力を得る必要があるということでございますので、沿線関係者の同意書を添えての要望をしていただいております。

そしてまた、議員は何をもって受益者というようなことをおっしゃるかちょっとわかりませんが、市道認定あるいは市道整備に当たりまして、市民からの御負担は一切お願いしておりませんし、今後もこのようにしていきたいと、このように思っております。整備に当たりまして、測量設計から用地買収、工事に至るまで、市民の方に御負担をお願いしてはならないところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 1問目に答弁いただきましたので、さらに理解を深めたい箇所がありますので、2問に入らせていただきたいと思います。

まず、インターネットの中継の関係でありますけれども、現時点では難しいというふうなことでありますけれども、やはり将来の課題として、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。今国会中継も本会議や予算審議などがテレビで放映されるわけでありまして、国だって、もちろん決まったことは官報でも流れてきますし、会議録なんていうのは、もちろん検索できるわけでありまして、しかしああいうふうにして国の法案を審議する状況を中継するというのは、国民主権の日本において確かに議会、衆議院や参議院の、いわゆる国会の課題だというふうに思うんですけれども、国会の問題だけでなく、行政、内閣にとっても不可欠の要素になっているんじゃないかというふうに思うんです。

今でも、国会の決まったことというのは会議録全部検索できるわけです。しかし、国民に向けて民放あるいはNHKを通じて中継がされているという、このことを今の国民の、あるいは市民の状況を考えれば、そういう手法というのは極めて有効なのであるというふうに思いますし、そういう立場からすれば、市民生活に最も身近な政策論議が交わされている市議会においても、本会議の中継実施に向けて検討することは必要であるというふうに思いますので、ぜひ今後の課題にしていただきたいということを再度申しあげておきたいと思います。

それから、実施計画の変更について、もちろん十分検討した内容であっても、変更というのはあり得るというふうに思うんです。私も変更あってだめだというようなことではなくて、変更はあり得ると。しかし、変更なった場合には、やっぱり議会にも示していただきたい。今の答弁ですというと、全員協議会で一たん説明しているの、それが変更なった場合には、再度全員協議会で説明をするというふうな答弁がありました。

そこで、お尋ねをしたい。3カ年ローリングのやつをして、そして変更というのは、次回の、次年度からの3カ年ローリングの全員協議会までしないのかどうなのか。全員協議会というのは、いつでも市長の方から議長に要請してできるわけでありまして、変更なった場合に、この1年間の間でも変更の説明があるというふうに理解をしていいのかどうなのか、この点再度お尋ねをしておきたいと思います。

というのは、議会と執行部は車の両輪というようなことでよく言われます。そして、実施計画に示された政策が、施策が、それぞれの地域や、あるいは市民にかかわりのあることであります。従って、そういうことを実施計画で説明を受けて、その計画に基づいて私ども議員という立場で地域や何かで説明をし、一緒に進めている中で、変更なった場合、変更なっても、議員が示された計画が変更になっているのに知らないでいるというふうなことは、さまざまな施策を進める上で極めて障害にもなるというふうなことから、あえて今回質問をしているわけでありまして、その全員協議会に説明するというのは、次の年の全員協議会を指すのか、変更あった場合には、その中間でも説明をするというのか、再度この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市道の認定なり、整備での税外負担というか、住民負担はないというふうなことでありますので、これはそのように受けとめさせていただきたいと思います。

しかし、先ほども申しあげましたように、財政問題の関係で、意義も関連するんですけれども、具体的な道路新設や改良というのは、地元から要望上がっているというふうに思うんですけれども、これらにつ

いての19年度から21年度の実施計画を見ますというとだんだん減っていて、21年度は400万ぐらいしかないというふうになっているわけでありましてけれども、地域から出ている要望というのは、もう解決していると、要望で積み残しはないんだというふうなことなのか、この辺の関係はどういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、もし達成をしていない、地域から上がっている要望箇所がいっぱいあるんだというふうなことであるならば、市民生活に直接かかわりある部分でありますので、今後の予算編成に当たっては、十分手当てされるように要望しておきたいというふうに思います。

以上、2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 市議会の中のインターネットの問題でございますけれども、議会内の活性化とか、あるいは議会の広報手段等を通じまして市民とのつながりと、こういうことにつきましては、これまでも議会内部において十分御議論をいただきたいと、こういう態度で私はおるわけでございまして、そういう議論の中で必要なこと、これは予算措置ということになりますれば、これは議会と執行部と市長等と十分な話し合いの中で決めてまいりたいと、このように思っておりまして、十分議会の中におきまして御議論していただきたいものだなと、このようにまず思うところでございます。

それから、実施計画でございますけれども、やっておるさなかにおきまして、中途におきましての変更ということが、これもあり得るわけでございます。ですから、これはその都度全員協議会なり、あるいは議員懇談会の中で情報提供し、あるいはこういう方向に進んでおるんだというようなことはお話は申し上げておるところでございますし、今後ともそういうことは続けていこうと、このように思っております。

それから、地域の要望から上がっているところの道路整備等につきましてでございますけれども、これは市自体が考えておるところの道路整備もありますし、今言ったように要望された事項としての道路の問題もあるわけでございますけれども、それらにつきまして、まずすべてが満足におこたえできていると、整備されておるといようなものではございません。これは、先ほども申しあげましたように、緊急的なものあるいは効果的なものとか、あるいは財政上とのにらみ合いの中でこれをやっておるわけでございまして、今後ともそのような態度で進ませてもらいたいなと、このように思っております。

以上です。



○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 実施計画の変更の関係についても理解をいたしました。ぜひそういうふうなことでお願いをしたいと思います。

あと、市民生活にかかわる市道の改良整備の関係でありますけれども、今の市長の話でいっぱいあるということもわかりました。従って、2問目でも、そういうふうなことであればやっぱり予算編成の際に、できるだけそういうものにこたえられるようなことをお願いをしたいということを再度お願いをしながら、要望箇所に対する整備計画をぜひつくっていただきたい。それから、その整備計画に基づいて予算の箇所づきの透明性を図っていただきたい、この3点を、予算の増額、整備計画の策定、整備計画に対する予算の箇所づきの透明性、この三つを強く要望して、私の質問を終わります。

○新宮征一議長 要望でよろしいんですね。

## 佐藤 毅議員の質問

○新宮征一議長 通告番号17番、18番について、2番佐藤 毅議員。

〔2番 佐藤 毅議員 登壇〕

○佐藤 毅議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また地域住民から寄せられた意見や要望などを踏まえ質問いたします。私が12月最後となりました。市長には大変お疲れのことと思います。間もなくもう少しで終わりますから、よろしく願い申しあげます。なお、答弁は疲れないように要点のみで結構でございますので、よろしくお祈いします。

それでは、通告している17番、除雪計画について質問いたします。

今年の冬はどうなるのかと、間もなく正月を迎えようとしております今日、地球温暖化といえども、今年も山々は真っ白くなり、冬将軍が到来いたしました。昨年は、多くの市民が大変苦勞した平成18年豪雪となり、これがきのうのように思われているところであります。

さて、昨年の豪雪について振り返ってみますと、ちょうど12月の上旬からの寒波襲来、そして毎日のように雪降りが続きました。例年ですと、年末には一たん雪が解けてなくなっておりましたが、昨年は初雪が根雪につながった年でもありました。その結果、県内の豪雪による除雪中の転落などによる死傷者は283人、うち13人が死亡したとなっております。我が寒河江市では、大雪対策に万全に対応した結果、死者はなかったようであり、市の対応に感謝しているところであります。

しかし、市道の除雪については、市民からいろいろな苦情や意見などが多く寄せられたことも事実であったと思っております。

そこで、昨年の実績や反省を踏まえた本年度の除雪計画について、以下質問いたします。

最初に、県、市における相互協力などについてであります。県は、2006年度地域の実態に応じた除雪に関して本格的に検討すると報道されました。これは、4月の新聞報道であります。この具体的な中身を見ますと、県と市町村が一体となった効率的な除排雪について、地域の実態に応じて検討するため、本年度に300万円の予算化と、さらに国の補助を受けた除雪機械は市町村道に使用できない制度上の制約があると、こうなっておりますけれども、この制度上の制約を改正する要望などがあります。

そこで、本年度除雪計画について県と市が話し合われたのか。また、具体的に本年度取り組むことがあるのかお伺いします。

次に、一斉除雪についてお伺いします。昨年度の一斉除雪は19回、柴橋、高松が20回、醍醐21回、白岩22回、除雪計画総延長が約300キロ、除雪車が市所有10台、委託業者52台、計62台。そして、除雪費用が約1億5千万で実施したと今年度の決算で報告されております。

一斉除雪の指示については、朝4時に西村山広域消防署前の降雪量が10センチを超えたときと聞いております。しかし、例えば宮内地区、谷沢地区、中郷地区などと西村山広域消防署前の降雪量については、かなりの降雪量の差があると思われま。

そこで、幸生地区や田代地区と同じように、各地区で指示を出せるようになれば、地域に合致した除雪対策となり、除雪に対する苦情や要望がなくなるものと考えられます。地域に合致した除雪対応について、市長の考えをお伺いいたします。

また、除雪の効率を上げる方策として、今年の3月、一般質問の中で同僚議員が質問しておりましたけれども、各地区における除雪の実情などについて、除雪協力業者と地区町会長、代表者などと十分話し合いをしながら除雪をすることが、除雪費用の軽減にも結びつくし、地域に合致した除雪となると考えられます。このことにつきましては、市民参加による協働のまちづくりにも結びつくものと考えられますが、今年の話し合いが行われたか、またこれから行うのかお伺いいたします。

次に、除雪機械の効率稼働についてお伺いします。市所有の除雪機械は、朝早くから夜遅くまで働いていることは周知のとおりであります。除雪機械は休憩なしで稼働できます。しかし、オペレーターは除雪機械のように休まず働くことはできないのが当たり前です。

そこで、除雪機械が休みなく稼働できるように代替できるオペレーターを確保しておくことにより、市民の要望にもこたえられ、除雪機械の効率稼働にも結びつくものと考えられますが、これらの対応についてお伺いいたします。

次に、通告してある18番、最上川寒河江緑地について質問いたします。このことについては、昨年の12月定例会でも質問と要望をいたしました。再度質問をさせていただきます。

第4次振興計画の目玉の中でも寒河江市の顔となる駅前中心市街地整備事業と、南部地区の目玉として最上川寒河江緑地の整備と考えておりました。駅前中心市街地整備事業については、17年度寒河江市の顔、さらに中心市街地の活性化として、また南北一体のまちづくりとして完成を見ました。市民とともに完成を喜んだところであります。

今、最上川寒河江緑地を取り巻く環境を見ますと、昨年度県事業の最上川ふるさと総合公園整備事業で、市民浴場南に子供たちの遊具広場やグラウンドゴルフもできる公園が完成し、多くの人たちが健康づくりや交流を図って楽しく利用しております。また、国土交通省がこの最上川ふるさと総合公園と最上川寒河江緑地を結ぶ最上川沿線に、フットパス事業として散策道路整備に取り組み、一部完成いたしました。この散策道路整備により、多くの市民が最上川と月山を眺めながら心地よい汗をかきながら散策しているところであります。

また、昨年11月、南部地区にあるボランティアグループのフラワーランド推進協議会と南部地区民が、最上川寒河江緑地に桜の苗木を植栽しました。当日は快晴で、月山、葉山などが青空にくっきり白い冠雪を見た山々が見えたところでありました。寒河江市の新しい桜の名所になるものと思っております。

さらに、今年になって隣接するチェリークア・パーク内に、先月民間施設の温泉施設がオープン、また寒河江自動車学校が移転操業したことで、最上川沿川は大変にぎわうように着々と整備が図られて、大変喜んで、うれしく思っているところであります。

さらに、これから計画されている農協の施設建設や、国保連合会事務所の進出などが計画されております。整備されれば、本市の振興や観光拠点地区として一大基地となるものと思っております。

以上、これらのことからしても、最上川寒河江緑地の一日も早い完成を望んでおりますが、これから完成までの計画についてお伺いし、1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、除雪計画についての中での県、市における相互協力等についてでございますが、今年の5月に県の土木部はじめ、村山総合支庁、寒河江市、西村山地区4町の各除雪担当者が集まりまして、除排雪に関する意見交換会を開催いたしました。その中におきまして、平成18年度以降の除雪排雪について、県と市町村が一体になった除雪体制や、効果的な除排雪手法などについて話し合われました。

このことによりまして、本年度18年度は県と市の連携として、寒河江駅周辺の県道と市道の段差解消を目的に、神輿会館北側及び西側の市道について、県において除雪していただくことになりました。また、JR寒河江駅から東北電力寒河江営業所及びフローラS A G A E周辺の県道について、排雪が必要となった場合には県と市、及び地元商店街の3者が連携して行うこととなりました。これらのことによりまして、より効果的な除排雪に向かうものと思っております。

それから、一斉除雪についてもお尋ねがございました。一斉除雪の早朝の除雪出動基準は、御指摘もありましたように西村山広域消防本部の積雪観測所におきまして、午前4時現在で積雪量が10センチに達した場合は市へ連絡が入ることになっております。これを受けまして、除雪の出動命令を行っておるわけでございます。これが一斉除雪というものでございます。幸生とか田代地区におきましては、その地区の積雪量を考慮いたしまして、区長に出動の判断を一任しております。

御質問ありました幸生、田代地区と同じように、各地区において指示を出せるようにしたらということでございますけれども、もし各地区の町会長の指示となれば、除雪を実施した地区や除雪しない地区というものが生じまして、市内がばらばらな除雪状況となり、各町会によるところの不均衡が生ずるおそれがあります。従いまして、現体制での除雪出動指示を継続してまいりたいと考えております。

また、除雪協力業者と地区町会長等の話し合いについてでございますが、昨年の豪雪と3月議会での提言を踏まえまして、今年度はまず委託業者、除雪協力会でございますけれども、これより除雪作業の効率化に大きく左右する雪の堆積場所等の要望を市で集約いたしまして、検討の上、関係町会長へ要望するというところで進めておりまして、昨年よりも効果的な除雪ができるものと考えております。

次に、除雪機械の効率稼働についてでございますが、除雪車が車庫で待機しているんじゃないかなと、こういう御質問でございますけれども、本市の除雪計画総延長は300.27キロメートルありまして、のうち232.02キロメートル、約77.3パーセントについて業者に委託しておるわけでございます。従いまして、ほとんどが民間への委託であり、委託除雪機械が市役所の車庫で待機ということはありませんので、市直営の除雪車のことかなと、こう思います。

市直営の除雪体制は、除雪オペレーターとしまして市職員2名のほか、臨時職員7名の計9名でグレーダー1台、それからドーザー3台、ロータリー5台の計9台の除雪機械を操作しておりまして、1人1台の体制となっております。一斉除雪におきましては、それぞれ担当場所を設定しておりますので、除雪機械が待機していることはありません。しかし、担当場所の除雪後には私道の除雪や、市民からの情報、パトロールによる除雪作業の指示、打ち合わせなどがあるため、市役所に戻ることとなり、その間は待機状態となります。これは、除雪機械を効率的に稼働させるため、打ち合わせ用の待機と考えておりますので、代替オペレーターの採用については考えておりません。

次に、寒河江緑地の御質問がございました。

工事の進捗を申しあげますと、平成14年度に着手いたしまして、多目的水面広場の掘削工事と堤防への腹付け盛り土を行いまして、平成15年度には多目的水面広場の吐口工、それから平成16年度からは、遮水シート及び護岸工事を行っております。今年度で市民広場の約半分の300メートルが完了しているところであります。

今後の整備年次計画のことですが、先般の全員協議会でも示しましたように、平成24年度の完成を目指すこととしております。年次別といたしましては、平成19年度から平成21年度まで遮水シート及び護岸工事を継続いたしまして、さらに平成22年度にはポンプ、取水設備を実施し、平成23、24年度に多目的グラウンド、芝生広場、園路道路、取りつけ道路整備等を行う予定でございます。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤 毅議員。

○佐藤 毅議員 御答弁ありがとうございました。2問に入らせていただきます。

県と市における相互協力について、5月話し合いして、今年度実施されるということは大変うれしく思っております。これらについて拡大を図りながら、できるだけ市の方は少なくなるような要望をしていってほしいと、こんなふうに思っているところであります。

それから、一斉除雪の件でありますけれども、除雪の指示が田代、幸生だけに考えておられますけれども、試験的に例えば宮内地区とか谷沢地区とか、そういう地区に限って試験的に今後やって、それが市内全部の除雪のバランスが崩れるということにつながるかどうか、やってみる気はあるかないか、要望をまずしておきたいと、こんなふうに思っております。

それから、もう一つ、協力業者と地元の話し合いでありますけれども、地元から要望を市の方で集約したと、こういうことありますけれども、協力業者と地元の町会長さん、それから代表者、こういう人たちが直接話ししながら、現場に行きながらすることによって効率が上がるし、経費の削減にもつながっていくのではないかと、こんなふうに考えられます。何も市で集約しなくとも、業者と直接地元が話し合いすると、こうさせればいいんでないかなということが考えられますが、その辺についてお伺いします。

それから、効率ある除雪機械の件でありますけれども、打ち合わせ待機ということでありましたけれども、たまたま昨年車庫にあったということで市民から非常に、何でこの大雪の中、車庫に除雪機械があるんだということで強く言われました。そんなことないように、ひとつ今後やってほしいなということでもあります。

それから、最上川緑地の整備計画について説明ありました。財政上、大変やむを得ないものと思いますが、佐藤市長の任期中に完成してほしかったなということで思っているところであります。

以上、第2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 具体的に、宮内とか谷沢とかの試験的な除雪のための積雪量計測、そして指示というようなことで話がございましたけれども、第1問に申し上げましたとおり、そういう気持ちはございません。

それから、協力会と町会長の話し合いでございますけれども、やはり除雪計画をつくったり、あるいは除雪の責任というものはやっぱり市にございますから、やはり市が中に入って話し合いということにしませんと、それぞれの町内会とそれぞれの除雪協会がというような話になりますと、やっぱり統一性を欠くということにもなりかねませんので、やはり全体を把握する、そして各市内の隅々までを了知しておくということにおきましても、やはり市当局、そして委託しておりますところの除雪協力会、そして地元の要望というものをお互い連携をしながらしなくちゃならないものと、このように思っております。

それから、待機中についてのグレーダー等々の話なわけでございますけれども、たまたまじゃないかなと私は思いますけれども、年じゅう動くというものでもございません、じゃないかなと私は具体的にそうそう把握はわかりませんが、先ほど答弁申し上げましたように、次の除雪までの待機と、全くの待機だろうと、このように思っております、御意見等は十分承りまして、いかにもその待機が休んでおるような状態に見られるようなことのないように、十分理解を深めて説明をしながら進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤 毅議員。

○佐藤 毅議員 ありがとうございます。

要望になりますけれども、一斉除雪の指示でありますけれども、朝4時の西村山広域消防署前の10センチの降雪を見たときということでもありますけれども、その後に積雪、降雪がかなりあると、こういった場合の指示、一斉除雪、特に昨年は、寒河江西村山に豪雪警報が出たときが多々ありました。その朝の4時の降雪量がないということで一斉除雪の指示がなく、除雪機械が稼働しないときに、県道、国道が除雪している実態があったと。そして、市道だけが除雪ならなかったということで圧雪になった経過があります。そのようなことのないように、今年は臨機応変に除雪の指示を出していただきたいと、こんなふうに考えます。これについてももしありましたらお伺いし、質問を終了させていただきます。



○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 それも調べさせておいたところでございますが、昨年の12月18日の状況、日曜日の状況じゃなかったかなと、こう思っておりますが、午前4時の積雪量が10センチメートル以下だったわけでございますので、ですから早朝の一斉除雪は実施しておりません。

しかし、午前5時ころから降り続いた大雪になったわけございまして、早速パトロールを行いまして、降雪量の多いところの地区であります白岩、高松、谷沢、清助新田、平塩、中郷、三泉、醍醐、木の沢、松川地区におきまして、午前7時ころから除雪を行っておるところでございます。19日、20日におきましては、全市におきまして早朝の一斉除雪を指示いたしまして、通勤通学の交通確保に努めておるところでございますので、ですからやはり4時ということで計測するわけでございますので、その時点と、それからの降雪というものが非常に18日、昨年の状況というのは非常にこれまでにない異常な状態だったということが、そういう状態を招いたのだなと、このように思っております。

これからも十分留意しながら、除雪排雪体制に入りたいと思っております。

## 発言の取り消し

○新宮征一議長 この際、お諮りいたします。

大沼教育委員長職務代理者から、12月8日の本会議における一般質問の発言について、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大沼教育委員長職務代理者からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

平成18年12月第4回定例会

散 会 午前11時07分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

平成18年12月18日(月曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤		毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	煤	津	博	士	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田		孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	義	議員
9番	鈴	木	賢	也	議員	10番	荒	木	春	吉	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	文	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	高	佐	藤	陽	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	21番	伊	藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

13番	高	橋	秀	治	議員
-----	---	---	---	---	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
	選挙管理	委員会			
奥山幸助	選挙管理	委員会	佐藤勝義	農業	委員会会長
	委員長				
那須義行	総務課長(併)選挙管理		片桐久志	総合	政策課長
	委員会事務	局長			
秋場元	総合	政策課	菅野英行	総合	政策課行財政
	財務	室長		改革	推進室長
尾形清一	総合	政策課	三瓶正博	税務	課長
	企業	立地			
有川洋一	市民	生活課	浦山邦憲	建設	課長
	長				
柏倉隆夫	建設	課都市	犬飼一好	花・緑・せせらぎ	推進
	整備	室長		推進	課長
佐藤昭	下水道	課長	安孫子政一	農林	課長
兼子善男	商工	観光課	斎藤健一	健康	福祉課
鈴木英雄	会計	課長	荒川貴久	水道	事業所
兼子良一	病院	事務	芳賀友幸	教育	課長
	長				
熊谷英昭	学校	教育課	菊地宏哉	学校	教育課
	長			指導	推進
工藤恒雄	生涯	学習	安孫子雅美	監査	委員
	スポーツ	振興			
	課	長			
宇野健雄	監査	委員	清野健	農業	委員会
	事務	局長		事務	局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務	係長

議事日程第5号

第4回定例会

平成18年12月18日(月)

決算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 認第 3号 平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 4号 平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 5号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 6号 平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 7号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 8号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 9号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第10号 平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第11号 平成17年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 議第65号 平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 11 議第66号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 〃 12 議第67号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 13 議第68号 平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 〃 14 議第69号 寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 〃 15 議第70号 寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 〃 16 議第71号 山形県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 〃 17 議第72号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 18 議第73号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 19 議第74号 天童市市営バスの運行区間の一部変更の協議について
- 〃 20 請願第5号 「郵便局の住民サービス確保に関する意見書」提出についての請願
- 〃 21 請願第6号 地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 22 請願第7号 村山総合支庁西庁舎を存続し、地域づくりの拠点として機能の充実を図るよう、県に対して「意見書」の提出を求める請願
- 〃 23 陳情第7号 リハビリテーション打ち切りの調査と改善のため政府への意見書提出を求める陳情
- 〃 24 陳情第8号 療養病床の廃止・削減計画の中止を求める陳情
- 〃 25 陳情第9号 医師・看護職員確保対策の充実についての陳情
- 〃 26 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告

( 2 ) 文教厚生委員長報告

( 3 ) 建設経済委員長報告

( 4 ) 予算特別委員長報告

( 5 ) 決算特別委員長報告

日程第 2 7 質疑、討論、採決

” 2 8 議会案第 5 号 郵便局の住民サービス確保に関する意見書の提出について

” 2 9 議会案第 6 号 中小企業の金融環境の改善及び金融の円滑化に関する意見書の提出について

” 3 0 議会案第 7 号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書の提出について

” 3 1 議会案第 8 号 療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について

” 3 2 議会案第 9 号 医師・看護職員確保対策の充実強化を求める意見書の提出について

” 3 3 議案説明

” 3 4 委員会付託

” 3 5 質疑、討論、採決

閉 会

平成18年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時40分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、高橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。佐藤議会運営副委員長。

〔佐藤陽子議会運営副委員長 登壇〕

○佐藤陽子議会運営副委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、本日午前9時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号の5案件であります。

追加議案の取り扱いについては、議案第5号から議案第9号までを上程し、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。



## 議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第1認第3号から日程第25陳情第9号までの25案件を一括議題といたします。

## 委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第26、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

○新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

○松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名中6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第69号、議第70号、議第74号、請願第5号及び請願第7号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第69号寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、システムの利用は全国的に使用可能かとの問いがあり、当局より、山形県の業務とそれぞれ市町村での業務で電子申請が可能ですとの答弁がありました。

委員より、市民へのPRはどのように考えているのか。また、体育館などの使用申請も可能かとの問いがあり、当局より、住基カードを使って電子申請ができるということを知周知するため、市報に掲載してまいります。また、公の施設については、システムが整備され次第、申し込みができるようにしてまいりますとの答弁がありました。

議第69号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号天童市市営バスの運行区間の一部変更の協議についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、運行延長によって予算的に変わるのかとの問いがあり、当局より、これまでの運営費の分担割合を30パーセントと決めてきた経緯があり、今後も必要経費の3割相当分を寒河江市で負担するという方向で進められていますとの答弁がありました。

委員より、天童市市営バスは午後6時ごろが最終便となっている。それ以降の利用者の利便性をどのように考えているのかとの問いがあり、当局より、来年度から寒河江ターミナル発の最終便について、午後7時で検討されていますと答弁がありました。

議第74号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「郵便局の住民サービス確保に関する意見書」提出についての請願を議題とし、担当

職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号村山総合支庁西庁舎を存続し、地域づくりの拠点として機能の充実を図るよう、県に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より、今全国的に行政も議会も行革に対しては当然何らかの形で取り組まなければならない時代の流れと考える。願意は妥当とは認められないとの意見がありました。

委員より、山形市には県庁と村山総合支庁があり、山形市に集中していることから、逆に西庁舎の機能を高め、地域振興の拠点として存続させるべきと考えるとの意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 文教厚生委員長報告

○新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

○荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時33分から市議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第67号、議第68号、議第71号、議第72号、議第73号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第67号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、医療給付費について税の収入が減る見込みというが、案分率の改定に不備があったということかとの問いがあり、当局より、案分率については、6月に改定しました。このたびの補正は国保運営協議会などの意見をいただき、できるだけ前年度繰り入れなどを見込み、低い税率改正をも行った結果、国保税の収入について減額が見込まれるためですとの答弁がありました。

ほかに報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第67号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、老人保健の場合、幾ら以上が高額医療に該当するのかとの問いがあり、当局より、外来の場合は1万2,000円以上、外来と入院の場合は世帯単位で計算されますが、9月30日までは4万200円以上で、10月1日からは4万4,400円以上となりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第68号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号山形県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、保険料軽減相当額というのは、自治体で減免した額を自治体独自で連合に納付する形になるのかとの問いがあり、当局より、保険料徴収は市町村が担当しますが、減免相当分は市町村が広域連合に負担することになりますとの答弁がありました。

委員より、広域連合になった場合、対象人口は幾らかとの問いがあり、当局より、対象人口は山形県では約15万人、寒河江市では約5,500人ですとの答弁がありました。

委員より、職員をどうするのか。新しく採用するのか。そして何人か。事務所は山形市ということで、

具体的にどこになるのかとの問いがあり、当局より、今は準備事務局10名、来年設立までの準備に22名、制度が始まる20年4月の段階で26名の職員体制で事務に当たることになっております。職員は採用するのではなく、県の職員と国保連合会からの派遣、県内35市町村から派遣される職員で事務をやっていく予定です。事務所は今現在自治会館の中に国保連合会がありますので、同居して事務を進めています。連合会事務局が移転する場合は、今と同じように事務所を借りたいと申し入れをしていますとの答弁がありました。

委員より、広域連合議会での議員の選び方ですが、これだと一つの市などに偏ることも考えられるがとの問いがあり、当局より、選出については、議員からの議員の場合ですと、市議会議長会と町村議会議長会の方へ推薦を依頼した中で調整をお願いするということですよとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第71号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、市の保育所をこれからもこの指定管理者制度に任せていく計画なのかとの問いがあり、当局より、基本的には行革大綱の中で方針を打ち出しており、その先については大綱で考えている方針でいくということですよとの答弁がありました。

委員より、みなみ保育所を指定管理者にした場合、経費の差はどのぐらいなのかとの問いがあり、当局より、およそ百二、三名ぐらいの人数を考えますと、指定管理者については7,000万円ぐらいの経費であり、障害児保育負担、延長保育などの別途経費を合わせると、8,200万円ぐらいと考えており、現在のみなみ保育所での経費は1億200万円ぐらいかかっているの、2,000万円程度の経費の差かと試算しているところですよとの答弁がありました。

ほかに御報告するほど質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議題72号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、寒河江温泉組合というが、実際どこが管理し、業務を委託する上で、さらにどこかに委託する可能性があるのかとの問いがあり、当局より、運営全般的なものは温泉組合でやりますが、細かい業務はさらに委託することはあり得ると考えられますとの答弁がありました。

委員より、指定管理者制度になると、料金は制度上変えられるわけで、今回組合はそういう提案もしているが、料金はあくまで市が決めるのかとの問いがあり、当局より、料金については、条例で決まっております、それを最高限度額として指定管理者が決定できますが、その場合の市との協議ですが、今のところ具体的な協議はなされていないとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第73号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第7号リハビリテーション打ち切りの調査と改善のため政府への意見書提出を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、状況を踏まえ、実態の調査をしてやっていこうとすることなので賛成ですとの意見がありました。

ほかに質疑、御報告するほどの意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第7号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号療養病床の廃止・削減計画の中止を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、私たちの身の回りにも困っている人がたくさんいる中ですので賛成ですとの意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第8号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号医師・看護職員確保対策の充実についての陳情を議題とし、担当書記による陳情書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、地域医療を守るためにも賛成ですとの意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第9号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済委員長報告

○新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第66号、請願第6号の2案件であります。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第66号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 予算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

○柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月1日午前10時2分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第65号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

議第65号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが質疑もなく、質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日12月18日午前9時30分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

議第65号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第65号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 決算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。7番猪倉決算特別委員長。

〔猪倉謙太郎決算特別委員長 登壇〕

○猪倉謙太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月5日午前9時30分から本議場において委員19名中17名出席、当局から市長をはじめ助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後、監査委員の報告を受け、質疑に入りました。

最初に、認第3号平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1.市税の未収金及び一時借入金について、1.新寒河江温泉の供給単価について、1.チェリークア・パークの都市計画税の適用について、1.中心市街地活性化センターの使用料及び年間利用者数について、1.チェリーランド施設の利用者数について、1.未済額が増額している中で収納率を上げていく上での取り組み、考え方について、1.保育料や市営住宅の家賃及び学校の給食費の未納について、1.中心市街地活性化センターの貸付料など、未収金の回収のための対応について、1.納税者との信頼関係における徴収体制について、1.投資的事業に対する考え方について、1.介護予防における取り組んだ事業内容について、1.学校の安全と児童生徒の登下校の安全の取り組みについて、1.労働衛生委員会の開催状況について、1.人事行政の運営等の状況の公表について、1.職員の1年間における年次有給休暇の取得状況等についてなどの質疑に対し、当局より、それぞれ答弁がなされました。

次に、認第4号平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第5号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1.下水道使用料金及び受益者負担金の滞納について、1.下水道普及の取り組みについて、1.下水道の普及を高めることと、污泥処理の周知について、1.チェリークア・パークの下水道の受益者負担金徴収についてなどの質疑に対し、当局より、それぞれ答弁がなされました。

次に、認第6号平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めましたが質疑はありませんでした。

次に、認第7号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1.国民健康保険税の滞納者に対する措置について、1.国民健康保険税の金融機関からの引き落とし状況についてなどの質疑に対し、当局より、それぞれ答弁がなされました。

次に、認第8号平成17年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成17年

度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第10号平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第11号平成17年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、質疑を求めましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会しました。

次に、本日12月18日午前9時46分から本議場において、委員19名中18名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

認第3号から認第11号までの9案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第3号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第11号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第27、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議第68号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

議第70号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

議第71号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。



これより議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議第72号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議第73号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

○遠藤聖作議員 委員長報告は可決ですか、採択すべきものであるというふうな報告でありました。これについては、私も事前にいただいていた指定管理者申し込み、3社によるコンセプトの評価が配られて、詳しいことはわからなかったわけですが、どのような当局の判断があって、そして議会としてどのような根拠を持ってこの3社のうちの1社に指定管理者をゆだねるべきだというふうな判断に至ったのか、その審議の経過をより詳しくお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○新宮征一議長 文教厚生委員長。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時37分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。荒木文教厚生委員長。

○荒木春吉文教厚生委員長 答弁いたします。

委員会ではいろいろ質疑が出されましたけど、お渡ししてある資料に基づいて採決に行きました。

○新宮征一議長 遠藤議員。

○遠藤聖作議員 採決したのは承知しております。今ここに報告されたわけですから。問題はどのような議論を経て採決に至ったかということ、率直にお知らせいただきたいということでお聞きしたわけです。

配布してある資料といいますけれども、私が当初議案配布を受けたときにいただいた資料と、73号に対する資料ということで、添付資料しか私はいただいているわけですが、そのほかに何か資料があるのかどうか。議論に至った経緯。

特にその中で、3社の中で際立って温泉組合の評価が高いのがナンバーの1、施設運営に関する方針が他社よりも2ポイント、それからナンバーの12、提案金額のところ、これも他社より2ポイント多い、これが決定的な差でないかなというふうに思ったわけです。

ですから、その具体的な中身がどうだったのかを、議会の中で当然これは市民の負託を受けて審議をしているわけですので、透明性を持って、公平に審議をして決定しなきゃいけないわけですから、そのことがどうだったのかを市民に明らかにする責務が議会にはあるということでお聞きしたわけです。

それについての御答弁がないので、改めてお伺いをします。

○新宮征一議長 荒木文教厚生委員長。

○荒木春吉文教厚生委員長 答弁します。

今遠藤議員から質問ありました件について、いろいろ質疑、応答があった、採決した後、資料請求に基づいて後で資料が渡っていると思いますが。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時58分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。荒木文教厚生委員長。

○荒木春吉文教厚生委員長 主な経過については、私の報告したとおりですが、委員より、指定管理者制度の評価基準などの質問があり、その後議第73号の資料に基づき、質疑を進め、採択に至りました。委員より求められた資料については、採決後に渡されたものです。

○遠藤聖作議員 そういうことであれば、議会の審議のあり方が問われる手法だったのではないかということの一つは指摘しておきたいと思います。要するに、正確な資料がないまま採決に至ったということですので、今後の議会のその他のいろんな審議をする上でも、議員が十分な情報なしに採決に臨まざるを得ないというような結果に至ったということについては、私は大変遺憾だと思っています。

改めて当局に質問できないわけですので、問題点だけを指摘しておきたいと思います。その施設運営に関する方針の中で、総体的には3カ年の経費の合計はほぼA、Bも全く同じに近い金額でした。そこで、どういう点で差がついたのかというのがよくわからないわけです。提案金額です。提案金額について見ますと、ほとんど同じ金額でした。3カ年の合計で見ますと、初年度は若干差がついているようでしたけども、極端に2点もの差がつく理由が見当たらなかったわけです。

それから、運営に関しての提言、コンセプトの中で、無料券を配布するというのが温泉組合の特徴でした。これを、つまり無料券をいろんな場所で配布をするということが提案の中でなっていました。これは、最終的にだれが負担をするのか、だれが、その指定管理者がその分を負担するわけないわけですので、寒河江市がそれを認めたということになるのかなというふうに思います。配布枚数あるいは配布場所あるいは配布形態等について、議会は十分な精査をする時間も余裕もないままこれを認めてしまったということになるわけで、ちょっと大きな問題を残したと。この点については、やっぱり公平性を考えますと、いろんな問題が発生するおそれがあります。そういう意味で、コンセプトの中にこれを認めて、しかも採択の大きな要因として考えたとすれば、やっぱり十分な説明責任が、当局には行う責任があると私は思います。

しかも、無料券の配布というのは、いわばルール違反のようなものでありまして、指定管理者に応募した3社の中で、1社だけが無料券の配布ということが提案して認められたということになれば、そういう

ことができるというのであれば自分たちも提案したということも考えられます。本来、指定管理者のいわゆる指定の条件の中にそのことが内々伝わっていたおそれも、疑わしいおそれもあるというふうに私は思います。ですから、そういうことが十分解明されないままその指定に至るということは、私は納得できないし、後日このことについて当局の十分な説明を受けたいというふうに思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○新宮征一議長 議第73号についてほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議第74号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

請願第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択とすることに決しました。

請願第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第6号は採択とすることに決しました。

請願第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第7号は不採択とすることに決しました。

陳情第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第7号は採択とすることに決しました。

陳情第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第8号は採択とすることに決しました。

陳情第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第9号は採択とすることに決しました。

## 議 会 案 上 程

○新宮征一議長 日程第28、議案第5号から日程第32、議案第9号までの5案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第33、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第9号までの5案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委員会付託

○新宮征一議長 日程第34、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第5号から議会案9号までの5案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。



質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第35、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

議会議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

議会議案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

議会議案第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後零時12分

- 新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。  
これにて、平成18年第4回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 松 田 孝

同 上 川 越 孝 男